

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

令和4年4月1日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	渡瀬	典幸
静岡県監査委員	大石	哲司

令和3年度

包括外部監査結果報告書

静岡県包括外部監査人

目 次

第 1	監査の概要	1
A	外部監査の種類	1
B	選定した特定の事件	1
C	特定の事件を選定した理由	1
D	外部監査の方法	2
1	監査の対象	
2	監査の対象とする部局	
3	監査の要点	
4	監査手続の概要	
5	監査対象期間	
E	監査の実施期間	4
F	監査実施者	4
1	外部監査人	
2	補助者	
第 2	利害関係	5
第 3	監査の手続	5
A	日程	5
B	包括外部監査実施説明会	5
C	実地監査	6
D	日程（当初ヒアリング）	7
E	日程（施設往査）	8
F	意見交換会	8
G	監査結果の提示	8
H	数値の表示	8
第 4	静岡県の政策（文化芸術の振興に関するもの）	9
A	総論	9
1	全体像	
B	各論	10
1	新ビジョン	
2	静岡県文化振興基本計画	

第5	静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）	24
A	総論	24
B	各論	25
	1 静岡県富士山世界遺産センター	
	2 グランシップ	
	3 静岡県舞台芸術公園	
	4 静岡県埋蔵文化財センター	
	5 静岡県立美術館	
	6 ふじのくに地球環境史ミュージアム	
第6	監査結果	43
A	総論	43
	1 監査結果	
B-01	「富士山」後世への継承推進事業費	49
	1 事業の概要	
	2 監査結果	
B-02	「韮山反射炉」後世への継承推進事業費	56
	1 事業の概要	
	2 監査結果	
B-03	富士山後世継承基金積立金	60
	1 事業の概要	
	2 監査結果	
B-04	富士山世界遺産センター管理運営事業費	64
	1 事業の概要	
	2 施設の概要	
	3 監査結果	
B-05	文化振興推進事業費	72
	1 事業の概要	
	2 監査結果	
B-06	地域伝統芸能全国大会開催事業費	78
	1 事業の概要	
	2 監査結果	
B-07	ふじのくに芸術回廊創出事業費	82
	1 事業の概要	
	2 監査結果	

B-08	子どもが文化と出会う機会創出事業費	87
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-09	オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業費	91
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-10	静岡県舞台芸術センター事業費助成	95
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-11	「演劇の都」発信事業費	108
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-12	文化関係団体助成	111
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-13	グランシップ特定天井対策事業費	114
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-14	グランシップ管理運営事業費	119
1	事業の概要	
2	施設の概要	
3	監査結果	
B-15	グランシップ修繕事業費	129
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-16	舞台芸術拠点施設管理運営事業費	132
1	事業の概要	
2	施設の概要	
3	監査結果	
B-17	ふじのくに芸術祭等開催事業費	140
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-18	文化財保存活用費	144
1	事業の概要	
2	監査結果	

B-19	地域ぐるみの文化財保存・活用推進事業費	148
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-20	文化財調査受託事業費	156
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-21	文化財行政費	160
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-22	埋蔵文化財センター管理運営費	165
1	事業の概要	
2	施設の概要	
3	監査結果	
B-23	文化財関係団体助成	173
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-24	美術館運営事業費	177
1	事業の概要	
2	施設の概要	
3	監査結果	
B-25	美術博物館建設基金積立金	187
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-26	美術館特定天井対策事業費	191
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-27	美術館修繕事業費	194
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-28	ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費	197
1	事業の概要	
2	施設の概要	
3	監査結果	
第7	結び	206
	監査結果一覧	207

第1 監査の概要

A 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに静岡県包括外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

B 選定した特定の事件

文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について

C 特定の事件を選定した理由

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであり、豊かな人間性を涵養するうえで重要とされている。

静岡県においても、文化は人々に生きる喜びと心の豊かさをもたらすものととらえ、文化の魅力度である文化力を高めるために、継続的に、地域資源を活かした文化芸術の振興に取り組んでいる。具体的には、県民が文化芸術に触れる機会を拡充し、世界も視野に入れた文化芸術を創造・発信する活動を推進するとともに、伝統や歴史に培われた文化財の保存・活用等を図ることで、感性豊かな社会の実現を目指している。

これら文化芸術の振興に関する事業は、県民にとって、身近で触れる機会が多く、関心が高いものと考えられる。また、静岡県においても、新ビジョンの“ふじのくに”の魅力の向上と発信のなかで「文化芸術の振興」を掲げており、その中心的な役割を担っているスポーツ・文化観光部による施策は、重要性が高いと考えられる。

上記を鑑み、スポーツ・文化観光部による文化芸術の振興に関する施策について、包括外部監査人の立場から、合規性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

D 外部監査の方法

1 監査の対象

静岡県の新ビジョンのうち、大柱（政策）「“ふじのくに”の魅力の向上と発信」のうち、中柱（政策柱）「文化芸術の振興」に該当する事業を監査対象とした。

（単位：千円）

主要事業	担当課	令和2年度 当初予算額
「富士山」後世への継承推進事業費	富士山世界遺産課	160,600
「韮山反射炉」後世への継承推進事業費	富士山世界遺産課	4,570
富士山後世継承基金積立金	富士山世界遺産課	176,004
富士山世界遺産センター管理運営事業費 （債務以外）	富士山世界遺産課	247,358
富士山世界遺産センター管理運営事業費（債務）	富士山世界遺産課	81,000
文化振興推進事業費	文化政策課	24,198
地域伝統芸能全国大会開催事業費	文化政策課	33,000
ふじのくに芸術回廊創出事業費	文化政策課	50,000
子どもが文化と出会う機会創出事業費	文化政策課	99,000
オリンピック・パラリンピック文化プログラム 推進事業費	文化政策課	336,000
静岡県舞台芸術センター事業費助成	文化政策課	245,000
「演劇の都」発信事業費	文化政策課	10,000
文化関係団体助成	文化政策課	3,940
グランシップ特定天井対策事業費	文化政策課	486,138
グランシップ管理運営事業費（債務）	文化政策課	851,400
グランシップ修繕事業費	文化政策課	362,546
舞台芸術拠点施設管理運営事業費（債務）	文化政策課	55,000
舞台芸術拠点施設管理運営事業費（債務以外）	文化政策課	5,849
ふじのくに芸術祭等開催事業費	文化政策課	25,461
文化財保存活用費	文化財課	19,588
地域ぐるみの文化財保存・活用推進事業費	文化財課	243,000
文化財調査受託事業費	文化財課	100,300
文化財行政費	文化財課	6,745
埋蔵文化財センター管理運営費	文化財課	63,997
文化財関係団体助成	文化財課	450
美術館運営事業費	文化政策課	396,249

(単位：千円)

主要事業	担当課	令和2年度 当初予算額
美術博物館建設基金積立金	文化政策課	15
美術館特定天井対策事業費	文化政策課	5,600
美術館修繕事業費	文化政策課	209,836
ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営 事業費	文化政策課	235,203

2 監査の対象とする部局

監査対象とした部局は、文化芸術の振興に関する施策に関する事業を所管する部局（スポーツ・文化観光部）である。

3 監査の要点

監査の要点は、次のとおりである。

- ・文化芸術の振興に関する財務事務等について、法律及び条例等に従い適切に実施されているか。（合規性）
- ・文化芸術の振興に関する財務事務等について、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に実施されているか。（経済性、効率性、有効性）

監査要点に照らして重要なポイントは、次のとおりである。

項目	重要なポイント
合規性	事業の事務執行は、関連する法律等に準拠しているか
	施設の備品管理は、関連する規則等に準拠しているか
	補助金等の事務手続は、法律、条令、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか
	委託に際して、仕様書又は契約書等に従った手続きが行われているか
経済性 効率性	事業費の積算見積は、適切になされているか
	事業費の予算と実績を、比較分析しているか
	他事業との重複や、無理な細分化はないか
	施設の実施事業について、採算管理をしているか
	補助金の対象範囲、対象金額に間違いはないか
	委託に際して、契約金額の低額努力がなされているか

項目	重要なポイント
有効性	事業ごとに、事業目的に整合する成果指標及び活動指標を設定し、目標値を明確に設定しているか
	事業の手法や実施内容は、事業目的を達成するために効果的か
	外部環境や事業実績等に応じて、事業内容が見直されているか
	施設内のスペースを、有効活用しているか
	補助金は、事業目的に適合する形で使われているか
	委託内容は、事業目的を達成するために効果的か

4 監査手続の概要

主要な監査手続は、次のとおりである。

- ・文化芸術の振興に関する事業の担当部局に対し、ヒアリングを実施し、ヒアリング対象事業を抽出
- ・ヒアリング対象事業を所管する担当部局に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧
- ・監査結果の取りまとめにあたって、事実誤認の発生防止に配慮し、必要に応じて監査対象部局と意見交換会を実施

5 監査対象期間

原則として令和2年度を対象とする。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

E 監査の実施期間

令和3年6月21日から令和4年3月31日まで

F 監査実施者

1 外部監査人

公認会計士 原田 俊輔

2 補助者

公認会計士 加山 秀剛

公認会計士 松本 次郎

公認会計士 佐藤 豪

公認会計士 上杉 昌代

公認会計士 松井 一

弁護士 岡村 真央

第2 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第3 監査の手続

A 日程

時期	内容	備考
令和3年6月	監査テーマの決定	
令和3年7月	監査実施計画策定	
令和3年8月	包括外部監査実施説明会	
令和3年9月	実地監査の実施	
令和3年10月～ 12月	追加監査（実地監査の補完）	
令和3年12月～ 令和4年1月	報告書の内容調整	監査対象部局と意見交換会を実施
令和4年3月	監査結果の報告	知事、議会、監査委員宛て

B 包括外部監査実施説明会

日時	令和3年8月19日
説明方法	メール
発信者	包括外部監査人 原田俊輔
受信者	<ul style="list-style-type: none">・ 経営管理部総務課・ 監査対象部局、及び、監査とりまとめ担当課（経理課等）・ 監査委員事務局
説明事項	令和3年度包括外部監査実施計画の説明 <ul style="list-style-type: none">・ 特定事件（テーマ）の選定理由・ 監査の観点・ 監査対象部局及び事業・ 監査日程概要及び事前準備書類等
補足	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、対面式の説明会ではなく、メールを用いた説明としている。

C 実地監査

ヒアリング対象事業を所管する担当部局に対して、事業概要等に関する資料を入手したうえで、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧を実施した。

ヒアリングでの主な設問は、以下のとおりである。

区分	設問
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名、事業開始年度、事業終了年度 ・ 新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ ・ 事業目的、事業の必要性、事業対象、事業内容 ・ 事業の実施方法、実施主体 ・ 予算及び決算の状況 など
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標数値、開始時の数値 ・ 目標設定の考え方、設定理由 ・ 目標達成率、要因分析の有無 ・ 自己評価、外部評価 など
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標数値、開始時の数値 ・ 目標設定の考え方、設定理由 ・ 目標達成率、要因分析の有無 ・ 自己評価、外部評価 など
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設名、設置根拠、設置目的、設置場所、設置年月日、施設内容 ・ 利用者推移、歳入歳出の状況 ・ 維持管理の内容、推移 ・ 備品及び収蔵品の管理方法、確認方法
補助金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の流れ、補助金交付要綱の有無 ・ 補助金の交付申請日、交付決定日、実績報告日、交付確定日 ・ 実績報告の有無、補助対象経費の確認方法 ・ 消費税等の仕入税額控除の報告 など
委託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託費の算定方法、使途の確認方法 ・ 事業者の選定方法、入札参加者数 ・ 再委託の有無、実績報告書の有無 など

D 日程（当初ヒアリング）

No	事業名	実施日
01	「富士山」後世への継承推進事業費	令和3年9月15日
02	「韮山反射炉」後世への継承推進事業費	令和3年9月10日
03	富士山後世継承基金積立金	令和3年9月10日
04	富士山世界遺産センター管理運営事業費（債務以外）	令和3年9月15日
	富士山世界遺産センター管理運営事業費（債務）	
05	文化振興推進事業費	令和3年9月29日
06	地域伝統芸能全国大会開催事業費	令和3年9月10日
07	ふじのくに芸術回廊創出事業費	令和3年9月6日
08	子どもが文化と出会う機会創出事業費（新規）	令和3年9月15日
09	オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業費	令和3年9月29日
10	静岡県舞台芸術センター事業費助成	令和3年9月6日
11	「演劇の都」発信事業費	令和3年9月15日
12	文化関係団体助成	令和3年9月14日
13	グランシップ特定天井対策事業費	令和3年9月14日
14	グランシップ管理運営事業費（債務）	令和3年9月14日
15	グランシップ修繕事業費	令和3年9月14日
16	舞台芸術拠点施設管理運営事業費（債務）	令和3年9月6日
	舞台芸術拠点施設管理運営事業費（債務以外）	
17	ふじのくに芸術祭等開催事業費	令和3年9月6日
18	文化財保存活用費	令和3年9月8日
19	地域ぐるみの文化財保存・活用推進事業費	令和3年9月8日
20	文化財調査受託事業費	令和3年9月8日
21	文化財行政費	令和3年9月8日
22	埋蔵文化財センター管理運営費	令和3年9月13日
23	文化財関係団体助成	令和3年9月14日
24	美術館運営事業費	令和3年9月27日
25	美術博物館建設基金積立金	令和3年9月27日
26	美術館特定天井対策事業費	令和3年9月27日
27	美術館修繕事業費	令和3年9月27日
28	ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費	令和3年9月14日

E 日程（施設往査）

No	施設名	実施日
04	静岡県富士山世界遺産センター	令和3年9月16日 令和3年11月25日
14	グランシップ	令和3年10月4日
16	静岡県舞台芸術公園	令和3年10月1日
22	静岡県埋蔵文化財センター	令和3年9月13日 令和3年10月6日
24	静岡県立美術館	令和3年9月28日
28	ふじのくに地球環境史ミュージアム	令和3年10月7日

上記のNoは、D 日程（当初ヒアリング）の事業Noを示す。

F 意見交換会

必要に応じて、外部監査人と監査対象部局との意見交換会を実施し、報告書の記載事項に事実誤認等がないよう、相互の認識の確認・調整を行った。

G 監査結果の提示

監査の結果は、次表に基づき、「指摘」又は「意見」に整理して提示する。

区分	内容
指摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

H 数値の表示

報告書の数値は、以下のように記載している。

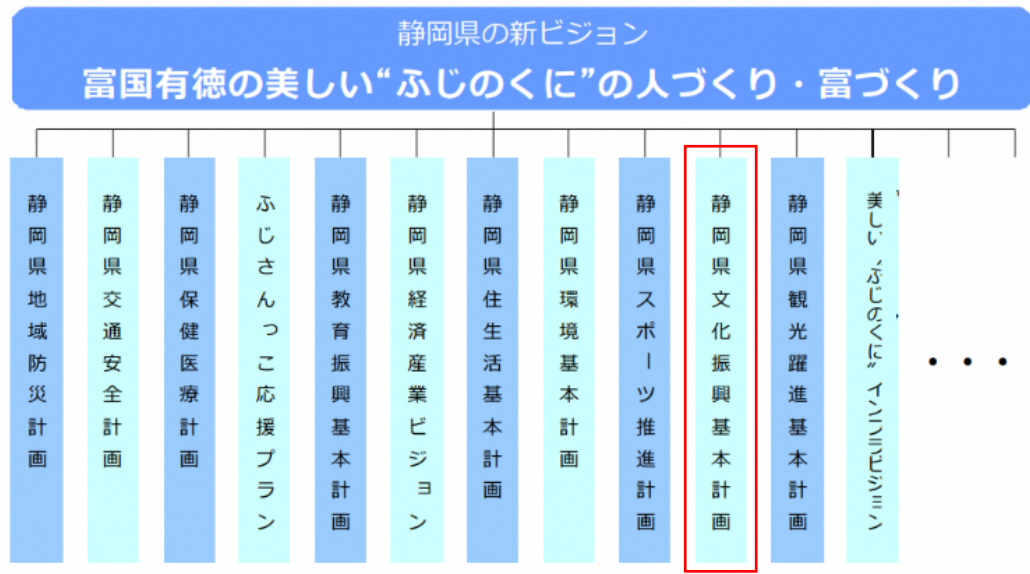
- ・すべて切捨て表示である。そのため、単位未満の端数の関係で、内訳の合計と総数が一致しない場合がある。
- ・「－」は0円、「0」は表示単位未満の正数を示している。

第4 静岡県の政策（文化芸術の振興に関するもの）

A 総論

1 全体像

静岡県の政策（文化芸術の振興に関するもの）は、静岡県総合計画（以下、新ビジョン）において基本方針を定め、その具体的な取組を静岡県文化振興基本計画で明らかにしている。



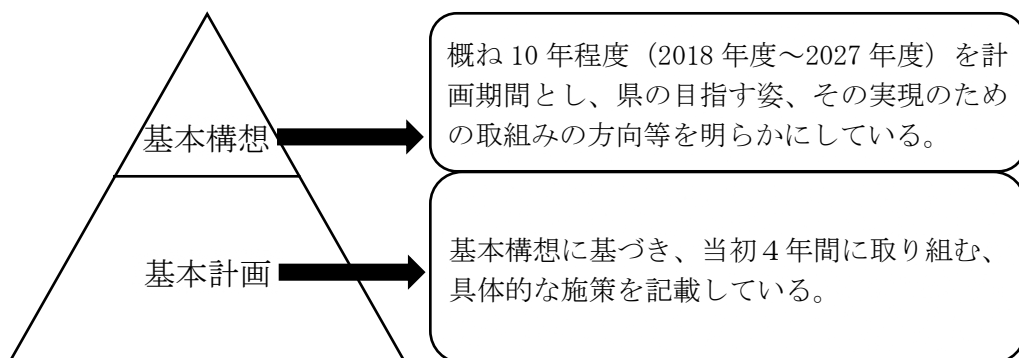
B 各論

1 新ビジョン

(1) 新ビジョンとは

新ビジョンは、静岡県をどのような地域にしていくのか、そのためにどんな施策を進めていくのかを総合的・体系的にまとめたものであり、県のすべての計画の最上位に位置付けられる計画である。

新ビジョンは、「基本構想」と「基本計画」で構成されている。



(2) 新ビジョンの計画期間

新ビジョンの計画期間は、基本構想については2018年度から概ね10年程度、基本計画については2018年度から2021年度までの4年間である。

(3) 新ビジョンの基本構想

基本構想の概要は、以下のとおりである。

【基本理念】

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり
～ 静岡県を ドリームズ カム トゥルー イン ジャパン Dreams come true in Japan の拠点に ～

基本理念に基づく、静岡県の目指すべき姿

【目指すべき姿】

県民幸福度の最大化

- ・生まれてよし 老いてよし
- ・生んでよし 育ててよし
- ・学んでよし 働いてよし
- ・住んでよし 訪れてよし

具体的なイメージ

- ・想定される大規模地震・津波による犠牲者（最小）
- ・健康寿命（延伸）
- ・合計特殊出生率（向上）
- ・1人当たり県民所得（増加）
- ・人口の社会増減率（増加）
- ・観光交流客数（拡大）

↓
基本理念を具体化し、目指すべき姿を実現するための、4つの基本方向

【基本方向】

- (1) 安全・安心な地域づくり
 - 政策1 命を守る安全な地域づくり
 - 政策2 安心して暮らせる医療・福祉の充実
- (2) 未来を担う有徳の人づくり
 - 政策3 子どもが健やかに学び育つ社会の形成
 - 政策4 誰もが活躍できる社会の実現
- (3) 豊かな暮らしの実現
 - 政策5 富を作る産業の展開
 - 政策6 多彩なライフスタイルの提案
- (4) 魅力の発信と交流の拡大
 - 政策7 “ふじのくに”の魅力の向上と発信
 - 政策8 世界の人々との交流の拡大

↓
うち、「政策7」の一部が、文化芸術の振興に関する事項であり、監査の対象である。

【政策7（一部抜粋）】

本県の多彩な文化資源を活かしたオリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの展開のほか、世界的評価を得ているSPACの公演や静岡国際オペラコンクールの開催などの世界も視野に入れた文化芸術の創造と発信、さらに、世界文化遺産である富士山と韮山反射炉の継承や自然環境の保全と美しい景観の形成を通じて、感性豊かな本県の魅力を更に磨き上げ、世界に向けて発信します

(4) 新ビジョンの基本計画

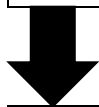
上述した政策7「“ふじのくに”の魅力の向上と発信」は、大きく3つの柱に分かれており、監査の対象は、7-2である。

- ・ 7-1 スポーツの聖地づくり
- ・ 7-2 文化芸術の振興
- ・ 7-3 美しい景観の創造と自然との共生

■ 7-2 文化芸術の振興の概要

【現状と課題】

- SPACがフランスの「アヴィニョン演劇祭」に招聘され、世界的評価を得るなど、本県の文化や芸術を創造・発信する活動が花開いています。
- オリンピック憲章においては、オリンピックはスポーツの祭典であるとともに、文化の祭典として位置付けられています。本県においても、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、文化プログラムを着実に展開し、文化の振興を社会で支える仕組みの構築に結びつけていくことが重要です。
- 地域の文化の象徴、世界に誇る財産として、世界遺産に登録された富士山と韮山反射炉を後世に継承するため、適切な保存・管理と、県民の意識の醸成が求められています。
- 文化創造の源泉であり、県民の歴史的、文化的資産である文化財を適切に保存し、未来に継承するため、調査体制の充実や、大規模災害に備えた防災体制の整備、県民の関心を高める公開・活用に取り組むことが重要です。



現状と課題を踏まえて、計画期間後の目指す姿と到達点

【目標】

- 県民が文化芸術に触れる機会の提供や、創造活動の充実に向けた環境づくりに取り組みます。
- オリンピック・パラリンピックに向けて、文化プログラムを県内各地で着実に展開し、培った仕組みや人材を活かして文化振興を支えるアーツカウンシルの形成につなげ、文化力の向上を図ります。
- 児童生徒の勤労観・職業観を育み、様々な分野で才能を発揮し、伸ばすことができる実践的な実学を推進します。富士山と韮山反射炉の

保存管理を着実に実行するとともに、それらの顕著な普遍的価値を後世に継承します。

↓
目標の達成に向けた施策、取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標

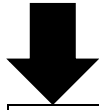
【成果指標】

- 1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合
- 授業中にICTを活用して指導できる教員の割合・県内文化施設（概ね300人以上の公立ホール）利用者数
- 富士山の世界文化遺産としての価値を理解している人の割合

↓
目標の達成に向けて、計画期間に推進する取組の方向、具体的な内容

【施策・主な取組】

- ① 地域資源を活かした文化芸術の振興
 - オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの推進
 - 県民が文化芸術に触れる機会の拡充
 - 文化芸術を創造・発信する活動の推進
 - 文化を支える仕組みの構築とネットワークの創出
 - 「文化力の拠点」の形成
- ② 世界文化遺産の後世への継承
 - 富士山の適切な保存管理
 - 韮山反射炉の適切な保存管理
- ③ 伝統・歴史に培われた文化財の継承
 - 文化財の適切な保存・管理
 - 文化財の公開・活用の推進



施策の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標

【活動指標】

- ① 地域資源を活かした文化芸術の振興
 - 静岡県文化プログラム認証件数
 - 県立美術館来館者数
 - S P A C 公演等鑑賞者数
 - ふじのくに芸術祭参加応募人数
 - 伊豆文学賞応募者数
- ② 世界文化遺産の後世への継承
 - 富士山世界遺産センター来館者数
 - ボランティア等との協働による富士山の自然環境保全活動実施回数
 - 世界遺産富士山・韮山反射炉に関する県民講座等受講数
- ③ 伝統・歴史に培われた文化財の継承
 - 県指定文化財新規指定件数
 - しずおか文化財ウィーク参加者数

2 静岡県文化振興基本計画

(1) 静岡県文化振興基本計画とは

静岡県文化振興基本計画(以下、計画)は、静岡県文化振興基本条例(以下、条例)第6条に基づいて策定するものである。

静岡県文化振興基本条例

(第2章 文化振興基本計画)

第6条

知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

2

地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3

知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4

知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。

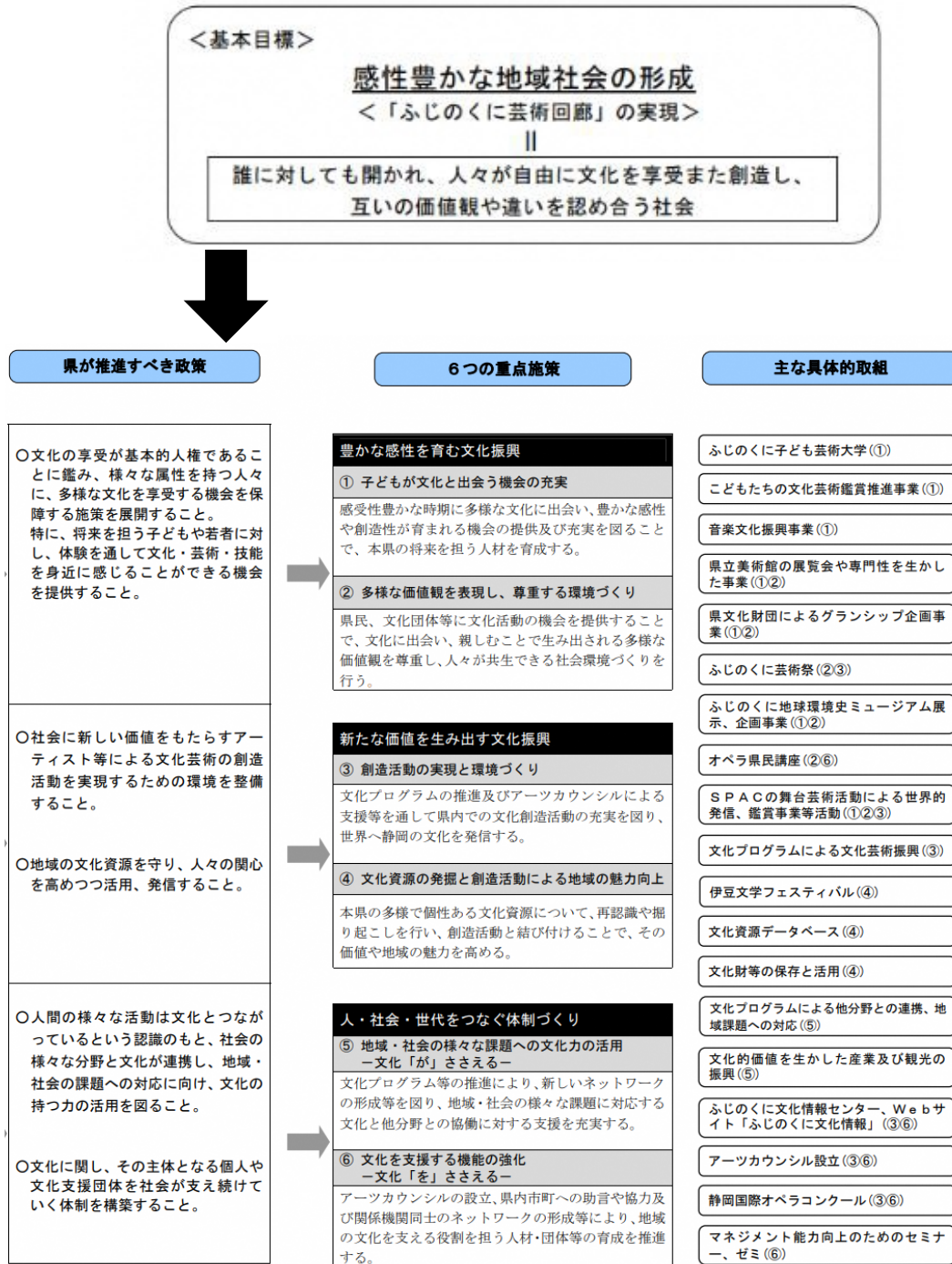
計画を策定することで、文化振興の目標や進める施策を明らかにし、本県の文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ることで、「個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現」、「文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会の実現」に寄与することを目的としている。

(2) 静岡県文化振興基本計画の計画期間

文化振興は成果が発揮されるまでに比較的長い期間を要することから、県は長期的視点に立って取組を進めている。具体的には、県は新ビジョンの基本計画と同様、2018年度から2021年度までの4年間について、第4期計画を策定している。

(3) 静岡県文化振興基本計画の施策体系

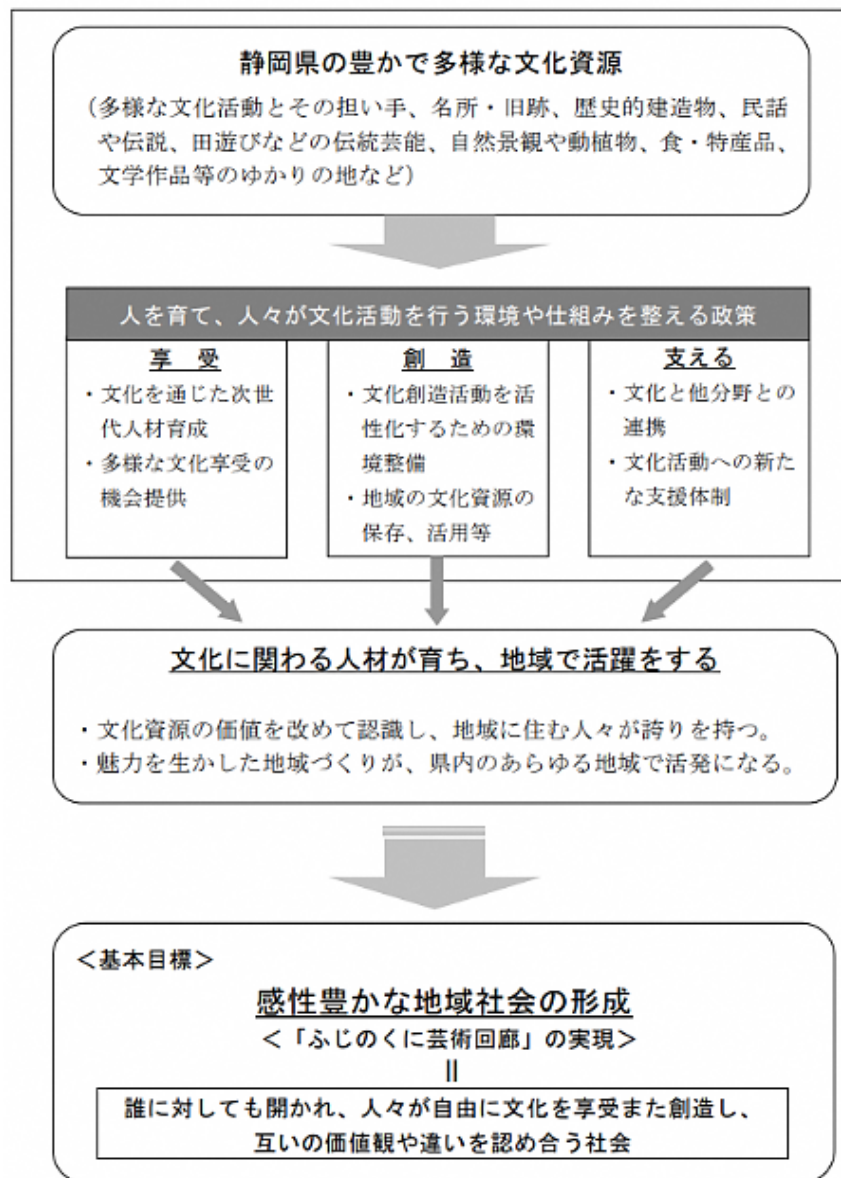
第4期計画は、第3期計画や環境の変化等を踏まえ、基本目標及び県が推進すべき政策、6つの重点施策を設定し、主な具体的な取組を策定している。



(4) 静岡県教育振興基本計画の内容

① 基本目標

第3期計画で掲げた基本方針の「感性豊かな地域社会の形成」を、条例の掲げる県の文化政策が目指す姿と捉え、またこの考えを、同じく基本目標に掲げていた『ふじのくに芸術回廊の実現』という言葉で表している。

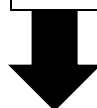


② 6つの重点施策

ア. 子どもが文化と出会う機会の充実

【現状と課題】

- 子どもが文化に触れるための事業については、鑑賞・体験者からは高い満足度が得られた。
- 日頃文化と積極的に関わらない、また機会を得られない子どもへの働き掛けは十分ではない。



現状と課題、県が推進すべき政策等を踏まえて、策定された重点施策

【重点施策1】

- 感受性豊かな時期に多様な文化に出会い、豊かな感性や創造性が育まれる機会の提供及び充実を図ることで、本県の将来を担う人材を育成する。

【重点施策を進めるうえでの考え方】

- 県は、将来の社会を担う子どもに対し、創造性を育み、また自らの持つ価値観に基づき、多様な文化に出会い、体験する機会の提供を拡大する。
- 県は、関係する文化施設を有効に活用し、県内各地の全ての子ども達が多様な音楽や舞台芸術、伝統文化等を観賞し、体験できる環境づくりを進める。 など

【重点施策1の目標指標】

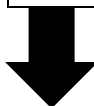
活動指標	現状値 (2016年度)	目標値 ※ (2021年度)
ふじのくに子ども芸術大学 [受講者数]	607 人	1,000 人
S P A C 公演の中高校生鑑賞事業 [参加者数]	14,060 人	21,000 人
音楽文化振興事業 [参加者数]	3,301 人	3,300 人

※ 静岡県教育振興基本計画策定時の目標値であり、毎年、必要に応じて見直しをしていることから、監査対象期間（令和2年度）時の目標値と異なることがある。以下同じ。

イ. 多様な価値観を表現し、尊重する環境づくり

【現状と課題】

- 県文化施設を活用した舞台芸術や美術作品の鑑賞機会を通して、県民が世界の様々な文化に触れることに貢献した。
- 県内各市町でも音楽等の様々なイベントや事業が活発に催され、文化の創造や発信を行った。
- 劇場等に足を運べない方々に向けた鑑賞や体験等の機会拡大に向けた取組が不足している。



現状と課題、県が推進すべき政策等を踏まえて、策定された重点施策

【重点施策2】

- 県民、文化団体等に文化活動の機会を提供することで、文化に出会い、親しむことで生み出される多様な価値観を尊重し、人々が共生できる社会環境づくりを行う。

【重点施策を進めるうえでの考え方】

- 県は、様々な属性や置かれた状況に関わらず、県民等が自由に、多様な文化に触れることができる機会を、関係施設での事業や各種施策を通して拡大していく。
- 「文化団体等」には、市民サークル、アートNPO等様々な形があり、県はそれぞれが行う文化活動に係る環境の充実を図る。 など

【重点施策2の目標指標】

活動指標	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
県立美術館[来館者数]	239,984 人	240,000 人
S P A Cの公演等[鑑賞者数]	35,316 人	42,000 人
ふじのくに芸術祭[参加応募者数]	10,484 人	11,000 人

ウ. 創造活動の実現と環境づくり

【現状と課題】

- S P A C の舞台芸術創造活動を通して、本県の知名度が向上するとともに、県民の誇りが醸成された。
- 県内の様々な活動主体（アーティスト、文化団体等）に対する創造の場の提供が十分ではない。



現状と課題、県が推進すべき政策等を踏まえて、策定された重点施策

【重点施策 3】

- 文化プログラムの推進及びアーツカウンシルによる支援等を通して県内での文化創造活動の充実を図り、世界へ静岡の文化を発信する。

【重点施策を進めるうえでの考え方】

- 文化や芸術を創る、生み出すことは、人として有する権利（表現の自由、主体性の尊重、個性の重視）に基づく活動である。
- 県は、文化に関する魅力ある創造活動や作品が静岡の大きな魅力となることから、制作のための環境を整えるとともに、本県から生まれた作品や取組の発信を充実していく。また、芸術作品とともに、創造活動に携る人や組織も県の文化資源であると考え、支援を行う。
- 県は、独自の支援の仕組みを通じて、文化プログラムの成果を様々な形で政策推進に生かしていく。 など

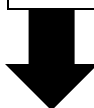
【重点施策 3 の目標指標】

活動指標	現状値 (2016 年度)	目標値 (2021 年度)
S P A C の公演[公演数]	145 回	145 回
静岡県文化プログラムの認証[件数]	—	累計 1,000 件 (2020 年度)
ふじのくに芸術祭[参加応募者数]	10,484 人	11,000 人

エ. 文化資源の発掘と創造活動による地域の魅力向上

【現状と課題】

- 県内の文化財の保存や管理を適切に行うとともに、文化資源の情報を収集・把握した。
- 文化財に関心のある人の割合は横ばいの状況であり、文化財を未来につなげるために、活用し発信していく手段が十分に構築されていない。
- 世界遺産の文化的価値の認知を更に広める仕組みが必要である。



現状と課題、県が推進すべき政策等を踏まえて、策定された重点施策

【重点施策4】

- 本県の多様で個性ある文化資源について、再認識や掘り起こしを行い、創造活動と結び付けることで、その価値や地域の魅力を高める。

【重点施策を進めるうえでの考え方】

- 本県には、美しい自然景観、歴史的建造物、伝統的な祭礼行事や有形・無形の文化財など、豊かで多彩な文化資源が数多くある。
- 県は、文化施策を行うことで、こうした個性ある文化資源への再認識と掘り起こしを促すとともに、県民の創造活動や観光資源としての基盤となるべく、その価値や魅力をさらに高めていくよう取組を拡大する。 など

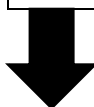
【重点施策4の目標指標】

活動指標	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
しずおか文化財ウィーク[参加者数]	205,483人	220,000人
伊豆文学賞[応募者数]	410人	450人
地域に誇りに思う文化資源があると思う人 [割合]	59.1% (2015年度)	70%
富士山世界遺産センター[来館者数]	—	30万人/年
世界遺産富士山・韮山反射炉に関する県民講座等[受講者数]	4,060人	4,500人

オ. 地域・社会の様々な課題への文化力の活用 —文化「が」 ささえる—

【現状と課題】

- 近年、社会の様々な分野における文化の持つ価値の活用について、大きく注目が集まっている。
- 県では、文化団体情報の 収集・公開や、文化プログラム推進等の施策に取り組んでいるが、文化の持つ価値を活用する仕組みや、市町や文化団体等と連携した取組は十分ではない。



現状と課題、県が推進すべき政策等を踏まえて、策定された重点施策

【重点施策 5】

- 文化プログラム等の推進により、新しいネットワークの形成等を図り、地域・社会の様々な課題に対応する文化と他分野との協働に対する支援を充実する。

【重点施策を進めるうえでの考え方】

- 県は、文化政策の実施を通して、寛容の精神に基づき社会のあらゆる人々の多様な価値観を互いに認め合う、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の実現を目指す。
- 文化「を」社会が支えると同時に、文化「が」社会を支えるものであることを、実績を基に検証しつつ、文化という存在が人間社会にとって必要不可欠なものであることを県内外に伝えていく。
- 県が「文化で生計を立てることができる」地域となることを目指す。など

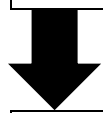
【重点施策 5 の目標指標】

活動指標	現状値 (2016 年度)	目標値 (2021 年度)
静岡県文化プログラムの認証のうち、他分野と連携している取組[件数]	—	累計 300 件 (2020 年度)
文化に期待することとして、「地域・社会の課題への対応」を挙げる人[割合]	—	50%

カ. 文化を支援する機能の強化 —文化「を」ささえる—

【現状と課題】

- 文化振興を担う団体間の交流促進（市町等文化行政推進連絡会議）や活動団体等の情報発信（データベース“ささえるチカラ”）については、一定の実績がある。
- 文化活動を支援し専門的人材を育成する体制は未整備である。



現状と課題、県が推進すべき政策等を踏まえて、策定された重点施策

【重点施策6】

- アーツカウンシルの設立、県内市町への助言や協力及び関係機関同士のネットワークの形成等により、地域の文化を支える役割を担う人材・団体等の育成を推進する。

【重点施策を進めるうえでの考え方】

- 県が、人々が自由に文化に親しみ創作活動を行う地域、文化創造の主軸となるアーティスト等が安定的かつ継続的に県内で活躍する地域となるためには、文化を「支える」仕組みが不可欠である。
- 県は、今後文化を「支える」機能の中核を担う存在として、オリンピック・パラリンピック文化プログラムにおける支援の方法を検証しつつ、その仕組みを活用し、「アーツカウンシル」設立を図る。
- 県民等にとって、文化施設がより日常的に身近で親しみやすい場となるよう、県民、有識者及び指定管理者等と協働し、機能向上に努める。 など

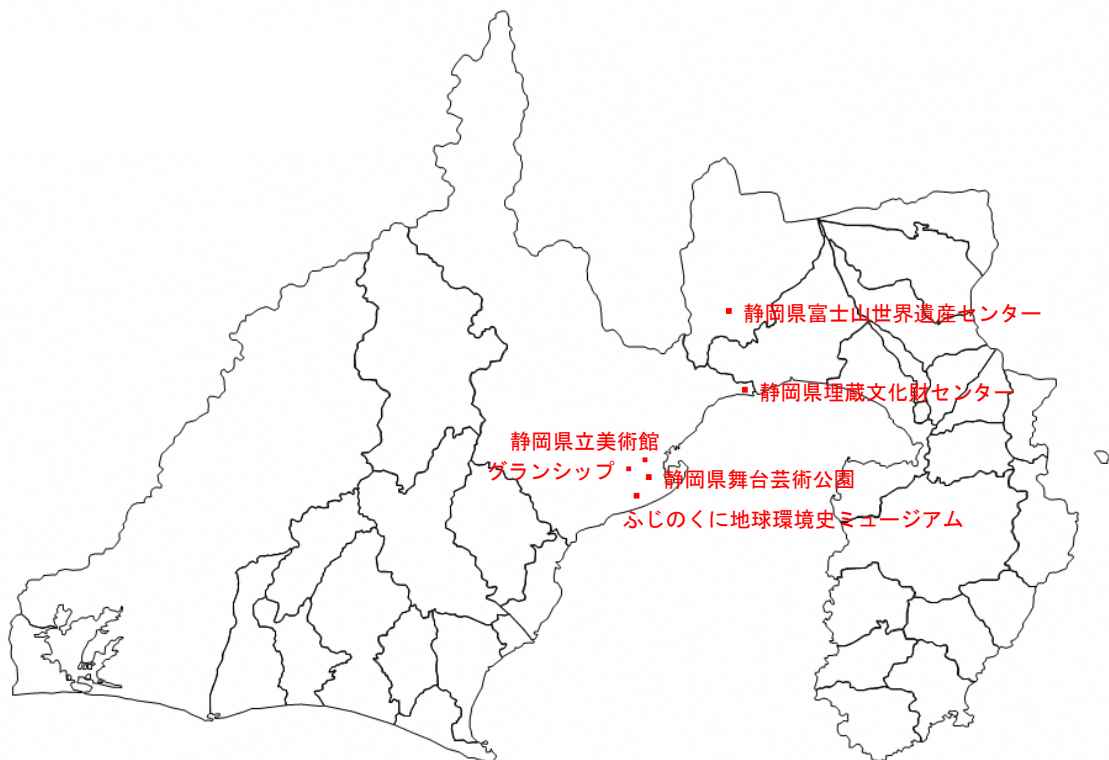
【重点施策6の目標指標】

活動指標	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
アーツカウンシルの設立	—	設立
“ささえるチカラ”データベース[登録件数]	105件	130件
県によるネットワーク形成のためのセミナーやミーティング[参加者数]	80人	150人

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）

A 総論

静岡県は文化芸術の振興を図るため、県内各地に文化施設を設置し、上述した主な具体的取組の拠点としている。今回、監査の対象とした事業のうち、文化芸術の振興に関する施設は、以下のとおりである。



B 各論

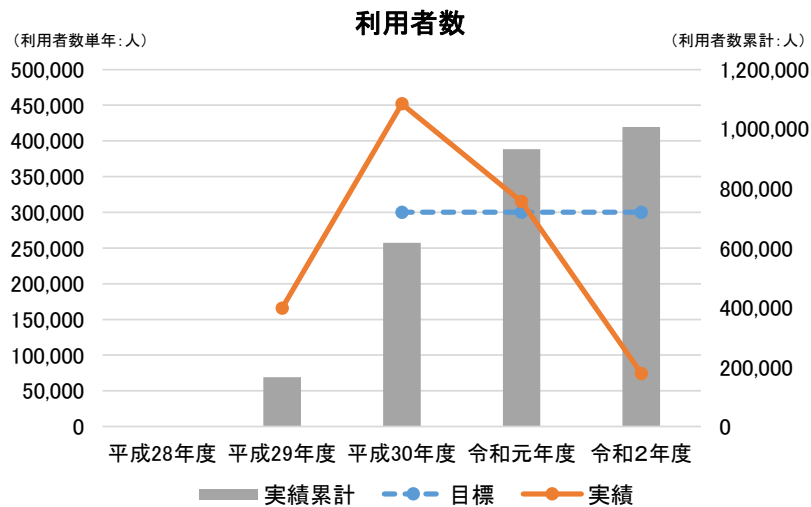
1 静岡県富士山世界遺産センター



(1) 概要

施設名	静岡県富士山世界遺産センター
設置根拠	静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例
設置目的	世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値についての県民の理解を深めることにより、当該顕著な普遍的価値を後世に引き継ぐこと及び県民文化の向上に寄与すること
設置場所	富士宮市宮町5番12号
設置年月日	平成29年12月23日
施設内容	建物構造：鉄骨造 敷地面積：6,086.70 m ² 延床面積：3,410.98 m ² 建築面積：2,030.90 m ² 総工費：4,061,172千円 施設内容：北棟、西棟、展示棟
利用料金	常設展：条例で定めた額 企画展：条例で規定する限度額内で企画展ごと定める
運営主体	県直営

(2) 利用者推移

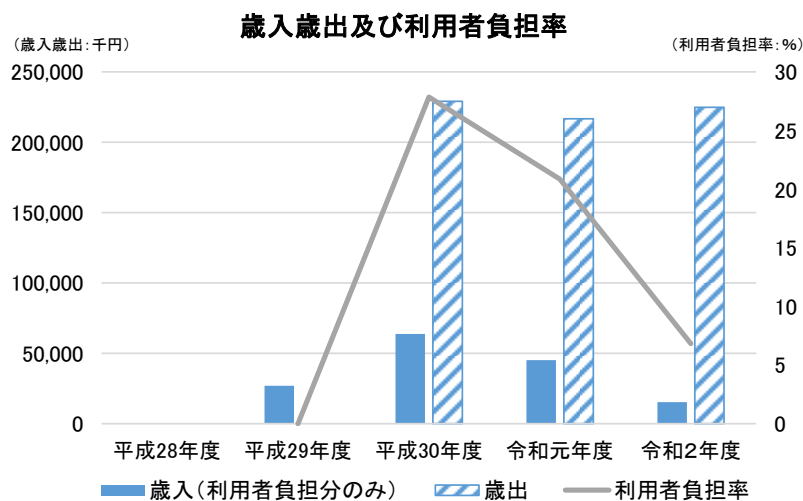


※ 平成 29 年度は開館年度であり、目標利用者数を設定していない。

<利用者推移の状況>

平成 29 年 12 月の開館後、順調に来館者数が伸び目標を達成してきたが、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の拡大により来館者数が減少し、令和 2 年度に来館者数は年間約 7 万人に留まった。

(3) 歳入歳出及び利用者負担推移（歳入は利用者負担分のみ）



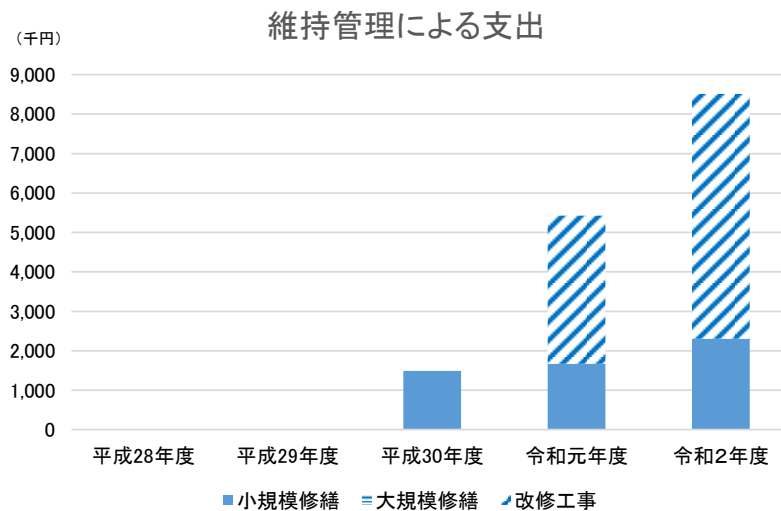
※ 平成 29 年 12 月の、センター開館以後の歳出のみを算出するのは困難であり、平成 29 年度の歳出を、上表に含めていない。

<歳入歳出及び利用者負担推移>

歳出は、施設維持管理等に要する経費等の固定費が多く、大きな増減はない。一方、歳入（利用者負担）は、新型コロナウイルス感染症の拡大により来館者が大きく減った影響により大きく減少し、比例して利用者負担率も減少している。

(4) 維持管理

① 直近の状況



<維持管理の状況>

センターは設置後間もないこともあり、大規模修繕は生じておらず、全体として、修繕費は少額で推移している。一方、オリンピックに伴う応接スペース（貴賓室）の整備等により、直近年度に改修工事が生じている。

② 今後の見込

<維持管理の見込>

センターは平成29年度の建築後間がなく、現時点では劣化診断を実施していないため、中期修繕計画の策定による大規模修繕や改修工事を見込んでいない。

<今後の見込における小規模修繕の取扱い>

各施設において、小規模修繕については、毎年度、前年度までの実績を参考にして予算計上しており、中長期的な計画はない。そのため、今後の見込においては、小規模修繕を除き、大規模修繕と改修工事に着目して、とりまとめている。以下同じ。

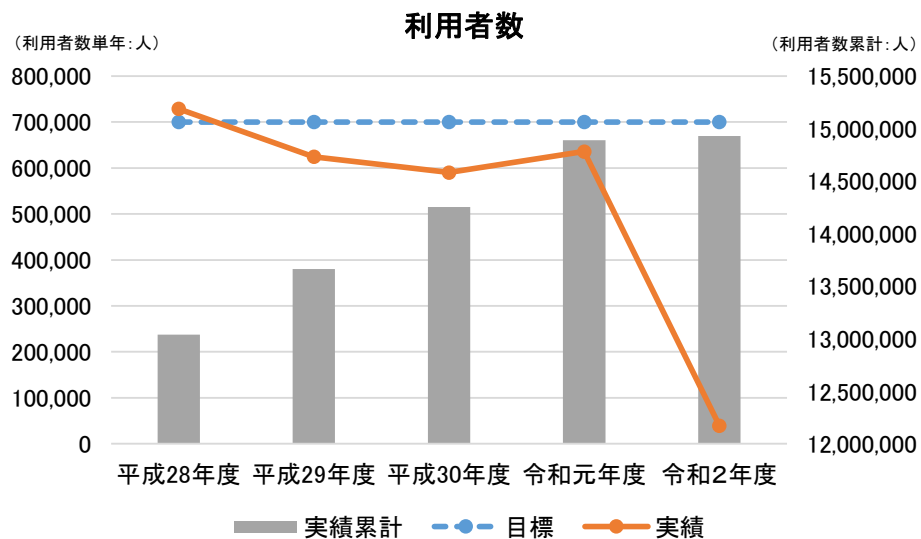
2 グランシップ



(1) 概要

施設名	グランシップ
設置根拠	静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例
設置目的	学術、文化及び芸術の振興並びに国内外との交流を図ること
設置場所	静岡市駿河区東静岡 2 丁目 3 番 1 号
設置年月日	平成 11 年 3 月 13 日
施設内容	<p>建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造＋鉄骨造</p> <p>敷地面積：36,009 m²</p> <p>延床面積：60,630 m²</p> <p>建築面積：13,647 m²</p> <p>総工費：50,227 百万円</p> <p>施設内容：大ホール、中ホール、会議ホール、交流ホール、展示ギャラリー、静岡芸術劇場、会議室、映像ホール、託児室、練習室、情報ラウンジ、グランシップ広場 等</p>
利用料金	条例で定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める額
運営主体	(公財) 静岡県文化財団

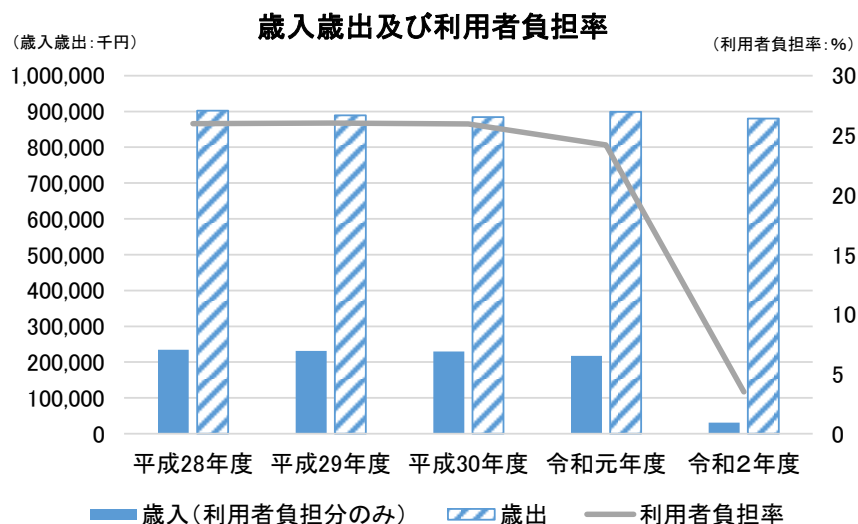
(2) 利用者推移



<利用者推移の状況>

平成28年度は、目標値70万人を達成したが、「世界お茶まつり」という大型催事による利用者が大きい。傾向として、10万人を超えるような来場が見込める催事が無い年度では、目標に及ばないことが多い。

(3) 歳入歳出及び利用者負担推移（歳入は利用者負担分のみ）

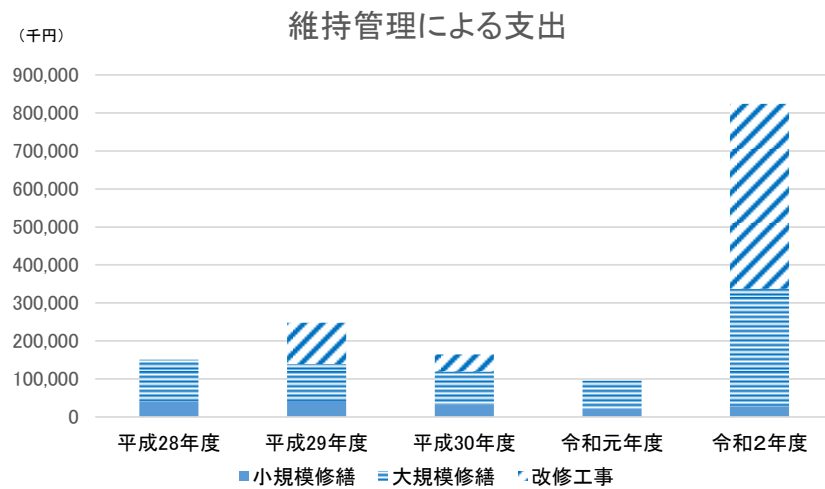


<歳入歳出及び利用者負担推移>

歳出は、施設維持管理等に要する経費等の固定費が多く、大きな増減はない。一方、歳入（利用者負担）は、新型コロナウイルス感染症の拡大による施設臨時休館や施設稼働率低迷の影響により大きく減少し、比例して利用者負担率も減少している。

(4) 維持管理

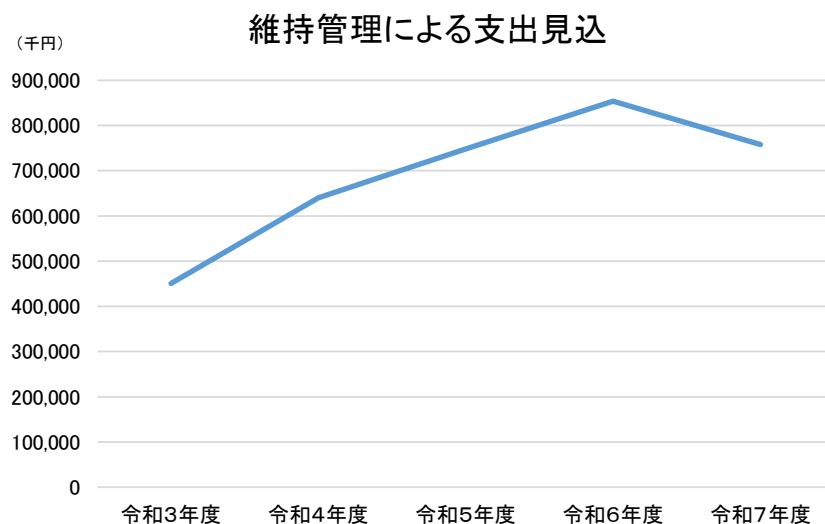
① 直近の状況



<維持管理の状況>

グランシップは開館後 20 年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進んでおり、直近では大規模修繕（特定天井工事等）が多額発生している。また、直近年度の傾向として修繕件数は増加しているが、予防的修繕も合わせて実施することで、修繕費が右肩上がりとなることを多少抑制できている。

② 今後の見込



<維持管理の見込>

令和3年度から7年度までの大規模修繕費は、上記のとおり中期修繕計画を基に見込んでいる。また、令和8年度以降の大規模修繕費は、長期修繕計画を基に、令和8年から17年にかけて約58億円を見込んでいる。一方、改修工事は、令和3年度以降の支出を特に見込んでいない。

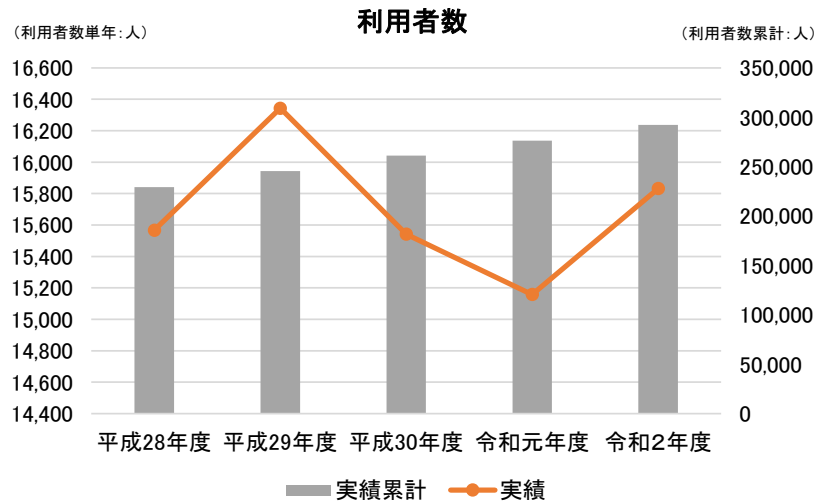
3 静岡県舞台芸術公園



(1) 概要

施設名	静岡県舞台芸術公園
設置根拠	静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例
設置目的	世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与すること
設置場所	静岡市駿河区平沢 100 番 1
設置年月日	平成 9 年 3 月 31 日
施設内容	建物構造：木造、鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨造 敷地面積：216,658 m ² 延床面積：6,747.30 m ² 建築面積：4,623.93 m ² 総工費：8,249 百万円 施設内容：野外劇場、アトリエ棟、稽古場、本部棟、 研修交流宿泊棟、倉庫、屋外トイレ、研修所
利用料金	無料
運営主体	(公財) 静岡県舞台芸術センター

(2) 利用者推移

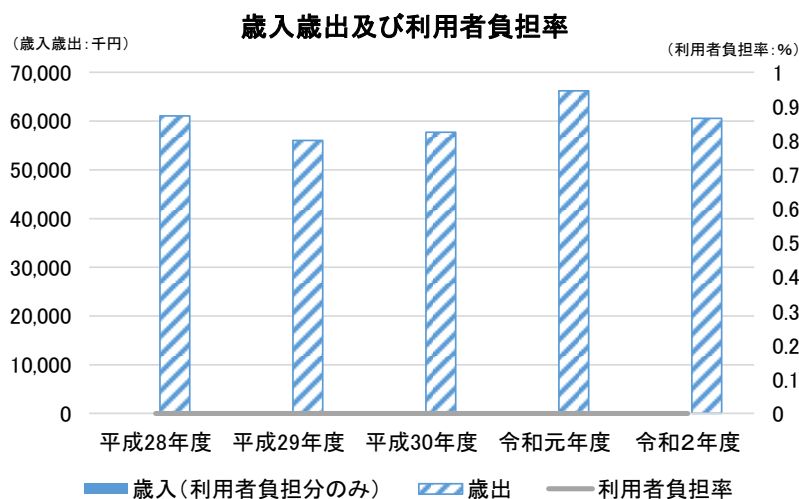


<利用者推移の状況>

利用料金を徴収する施設ではなく、利用者数の目標値はない。

公園には、SPAC公演の鑑賞客のほか、ウォーキングを行う人などが年間を通じて来園しており、毎年15,000人程度が利用している。

(3) 歳入歳出及び利用者負担推移 (歳入は利用者負担分のみ)

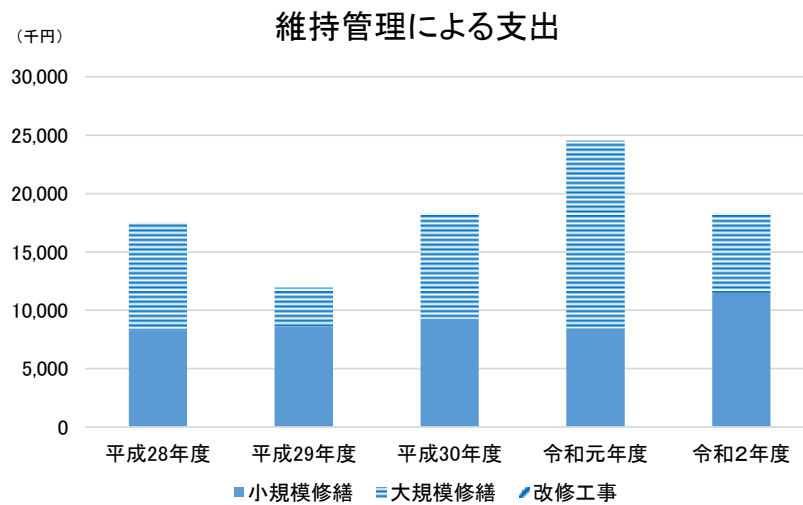


<歳入歳出及び利用者負担推移>

利用料金を徴収する施設ではないため、利用者負担に見合う歳入はない。歳出は、施設維持管理に要する指定管理料(定額)の固定費が大半であり、県執行の大規模修繕の内容により、年度で若干の増減がある。

(4) 維持管理

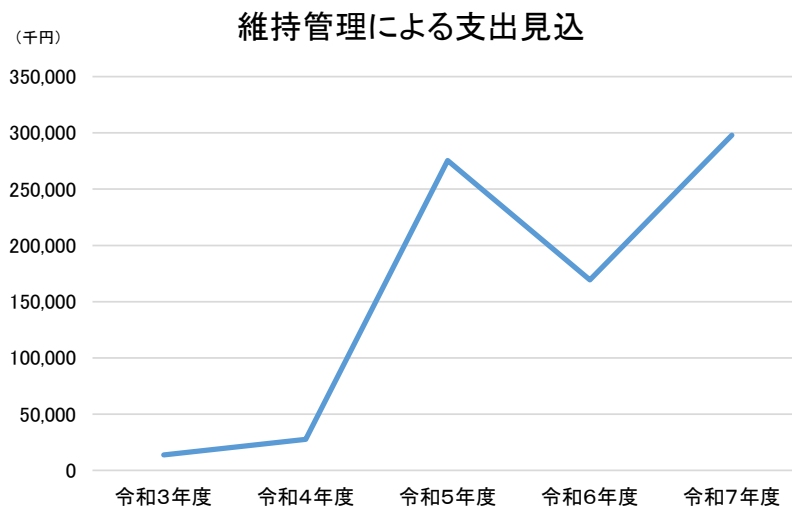
① 直近の状況



<維持管理の状況>

公園は開設後 20 年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、修繕費は増加傾向にある。また、劣化診断結果を踏まえ、令和 2 年度から緊急度の高い工事を実施している。一方、直近年度では、改修工事は発生していない。

② 今後の見込



<維持管理の見込>

令和 3 年度から 7 年度までの大規模修繕費は、上記のとおり中期修繕計画を基に見込んでいる。また、令和 8 年度以降の大規模修繕費は、長期修繕計画を変更するため、現時点では未定である。一方、改修工事は、令和 3 年度以降の支出を特に見込んでいない。

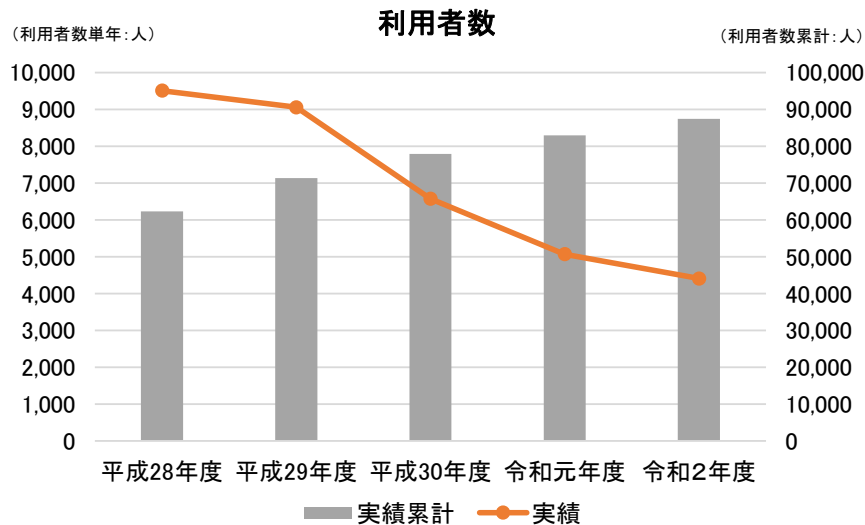
4 静岡県埋蔵文化財センター



(1) 概要

施設名	静岡県埋蔵文化財センター
設置根拠	なし
設置目的	遺跡の発掘調査・出土品の整理・報告書の作成、出土文化財の保存・管理・活用等、埋蔵文化財にする一連の業務を行うこと
設置場所	静岡県静岡市清水区蒲原 5300 番 5 号
設置年月日	平成 28 年 10 月 1 日（現設置場所に移転）
施設内容	建物構造：鉄筋コンクリート造 敷地面積：13,781.19 m ² 延床面積：10,797.27 m ² 建築面積：4,472.37 m ² 総工費：504,852 千円 施設内容：事務所及び収蔵庫、保管庫、機械室等
利用料金	無料
運営主体	県直営

(2) 利用者推移

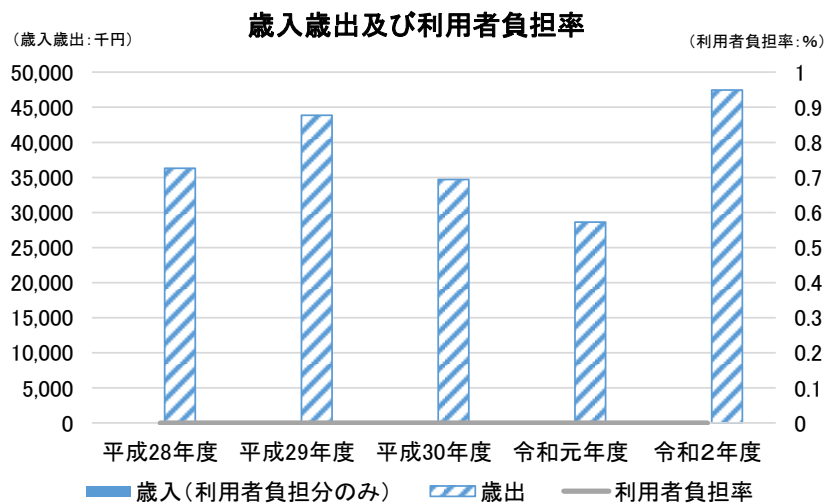


<利用者推移の状況>

利用料金を徴収する施設ではなく、利用者数の目標値はない。

当初は新しい施設として、J R 東海主催のさわやかウォーキングのコースになるなど話題性もあったが、開館から展示替えもなく、新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者数は低迷している。

(3) 歳入歳出及び利用者負担推移 (歳入は利用者負担分のみ)

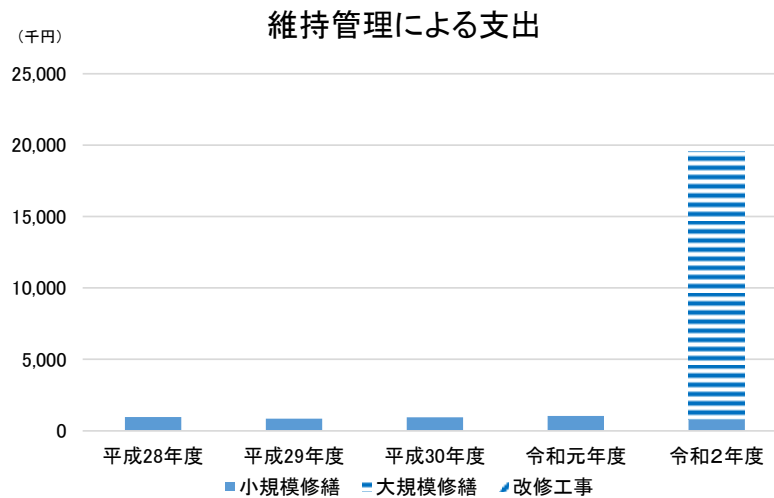


<歳入歳出及び利用者負担推移>

利用料金を徴収する施設ではないため、利用者負担に見合う歳入はない。歳出は、庁舎の大規模補修が実施されていることにより、増加している。

(4) 維持管理

① 直近の状況

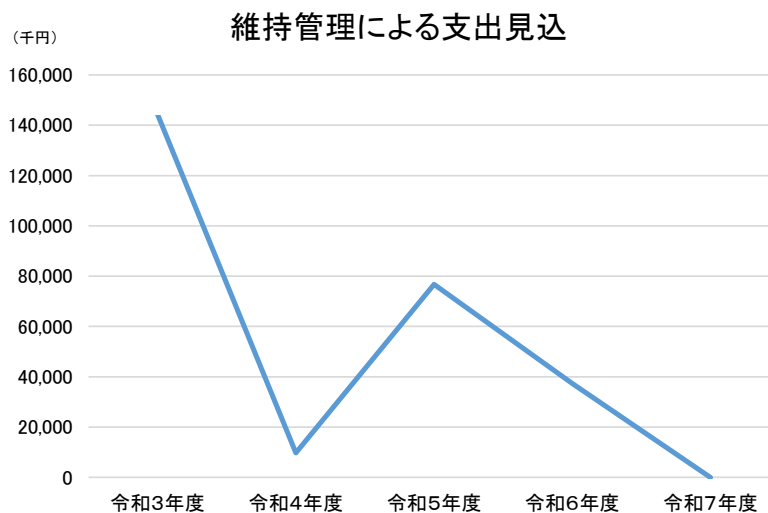


※ 平成28年度には、現設置場所に移転した際に生じた改修工事467,900千円が生じているが、他に比べて多額であるため、表のバランスを鑑み、外している。

<維持管理の状況>

センターは、現設置場所に移転してから間もないこともあり、小規模修繕は概ね少額で推移しているが、施設整備の老朽化に伴う大規模修繕を令和2年度に実施している。一方、改修工事は、平成28年度（上記の※参照）を除き、発生していない。

② 今後の見込



<維持管理の見込>

令和3年度から7年度までの大規模修繕費は、上記のとおり、中期修繕計画を基に見込んでいる。また、令和8年度以降の大規模修繕費は、長期修繕計画を変更するため、現時点では未定である。一方、改修工事は、令和3年度以降の支出を特に見込んでいない。

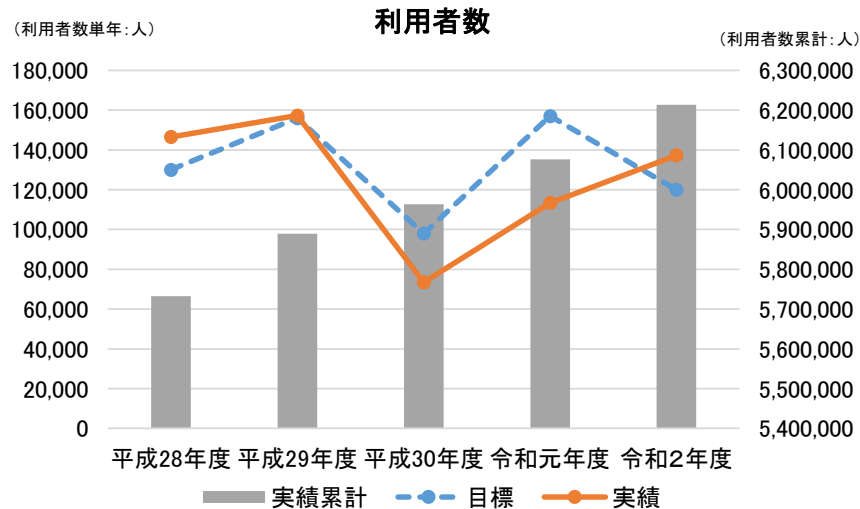
5 静岡県立美術館



(1) 概要

施設名	静岡県立美術館
設置根拠	静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例
設置目的	美術の振興を図り、もって県民の文化の発展に寄与すること
設置場所	静岡市駿河区谷田 53 番 2 号
設置年月日	昭和 61 年 1 月 1 日
施設内容	建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造（一部、鉄骨造） 敷地面積：131,941.96 m ² 延床面積：12,262.87 m ² 建築面積：9,015.32 m ² 総工費：8,057,804 千円 施設内容：本館、ロダン館
利用料金	収蔵品展：条例で定めた額 企画展：企画展ごとに異なる
運営主体	県直営

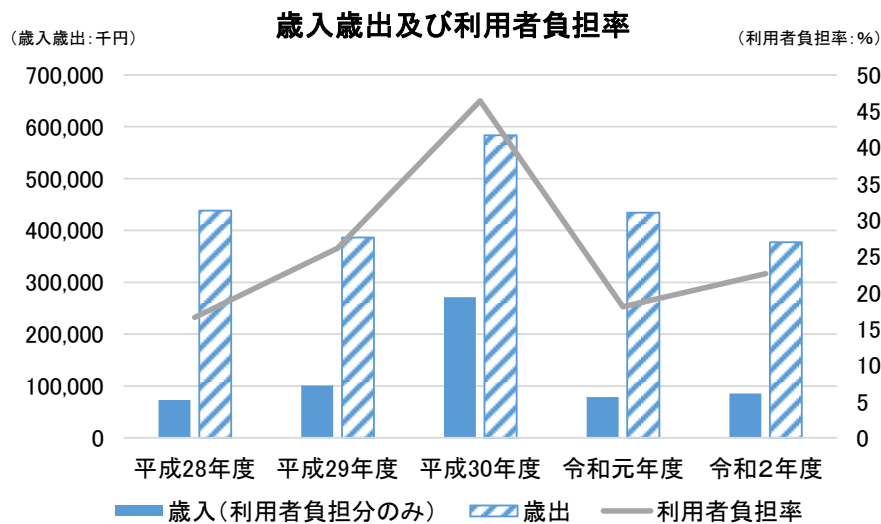
(2) 利用者推移



<利用者推移の状況>

展覧会の内容により利用者は増減するが、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の拡大により、人流が抑えられる傾向にあり、継続して目標値を達成することが困難な状況である。

(3) 歳入歳出及び利用者負担推移（歳入は利用者負担分のみ）

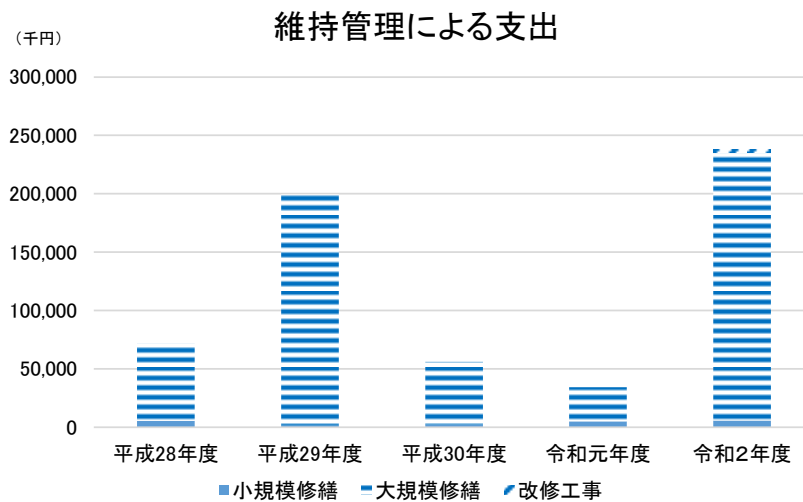


<歳入歳出及び利用者負担推移>

歳出は、施設・設備の維持管理費及び美術館運営に伴う監視業務等の固定経費が多くを占めており、その部分の大幅な増減は無く、年度によって修繕等の大小により支出額に差がある。また、歳入に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大により低迷しており、比例して利用者負担率も低迷している。

(4) 維持管理

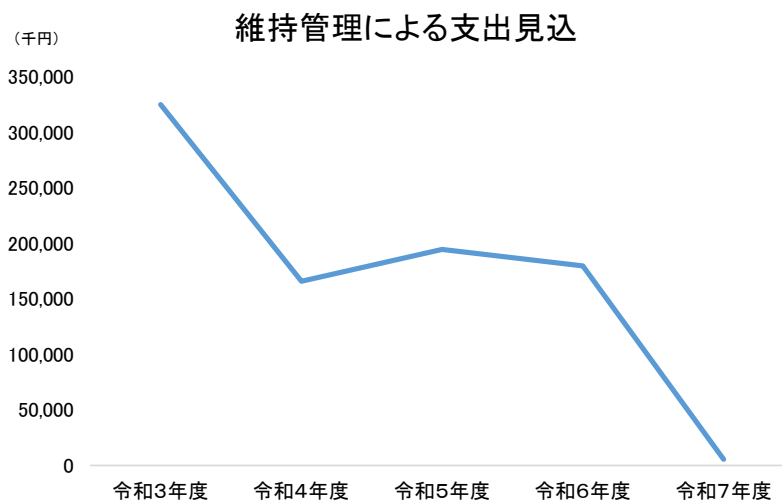
① 直近の状況



<維持管理の状況>

美術館が建設されてから35年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでおり、直近では多額な大規模修繕（特定天井工事等）が発生している。一方、小規模修繕費は概ね毎年同程度で推移しており、また、改修工事はほとんど発生していない。

② 今後の見込



<維持管理の見込>

令和3年度から7年度までの大規模修繕費は、上記のとおり中期修繕計画を基に見込んでいる。また、令和8年度以降の大規模修繕費は、長期修繕計画を基に、令和8年から17年にかけて約11億円を見込んでいる。一方、改修工事は、令和3年度以降の支出を特に見込んでいない。

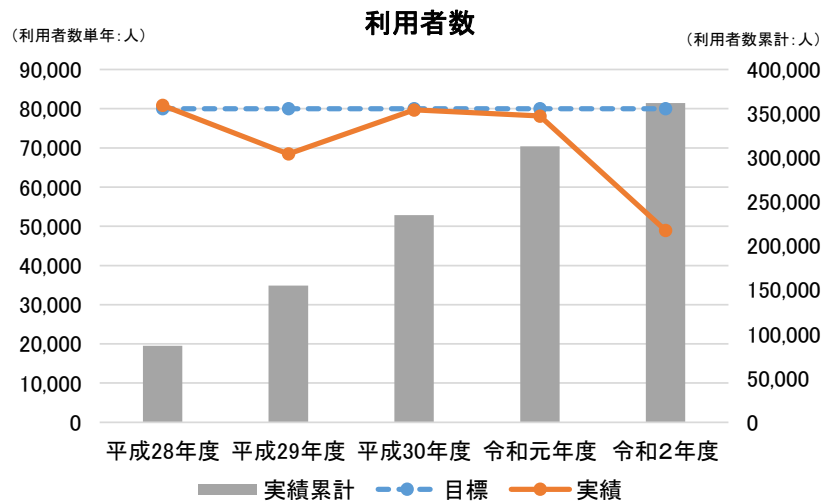
6 ふじのくに地球環境史ミュージアム



(1) 概要

施設名	ふじのくに地球環境史ミュージアム
設置根拠	ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例
設置目的	郷土の自然史に関する資料を収集し、保管し、及び次世代に継承するとともに人と地球上の生態環境との関わりを歴史的に研究し、当該収集した資料及び当該研究成果の活用を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与すること
設置場所	静岡市駿河区大谷 5762 番
設置年月日	平成 28 年 3 月 26 日
施設内容	<p>建物構造：鉄筋コンクリート造</p> <p>敷地面積：59,335 m²</p> <p>延床面積：9,334 m²</p> <p>建築面積：3,569 m²</p> <p>総工費：1,232,863 千円</p> <p>施設内容：常設展示室、企画展示室、講座室、講堂、視聴覚教室、実習室、収蔵室、一時保管室、解剖室、浸透処理室、書庫資料室 等</p>
利用料金	<p>常設展：条例で定めた額</p> <p>企画展：企画展ごとに異なる</p>
運営主体	県直営

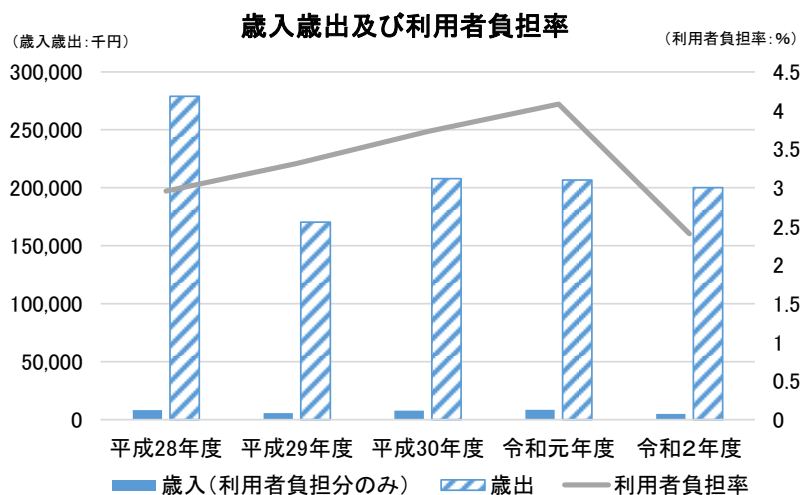
(2) 利用者推移



<利用者推移の状況>

開館した平成28年に来館者数が80,000人を超え、この数値を年間目標として設定している。平成29年度は、開館の翌年で一旦来館者数が落ちたものの、3年目以降は概ね80,000人に近い来館者数を維持している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、来館者数は減少している。

(3) 歳入歳出及び利用者負担推移（歳入は利用者負担分のみ）

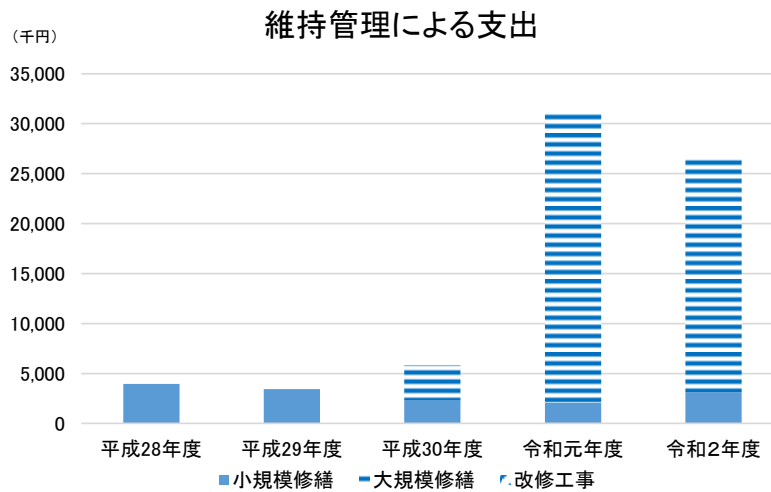


<歳入歳出及び利用者負担推移>

歳出は、過去3年間ほぼ同額程度で推移している。一方、歳入（利用者負担）は、来館者の増減に左右されるため、新型コロナウイルス感染症の拡大により来館者が大きく減った令和2年度は大きく減少し、比例して利用者負担率も減少している。

(4) 維持管理

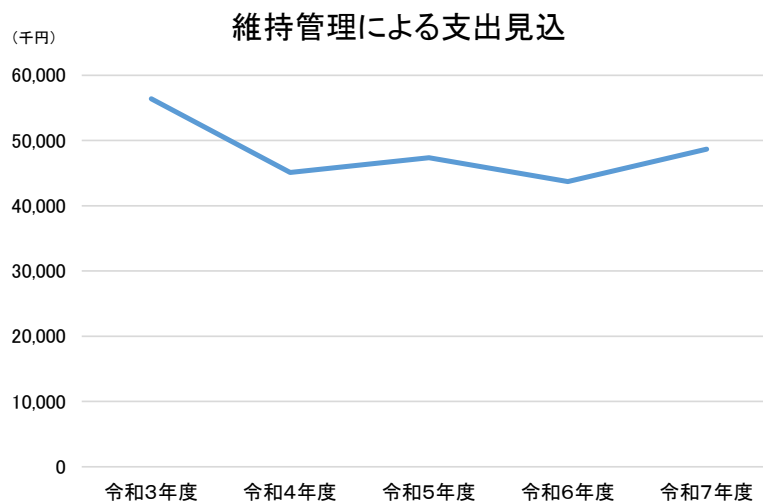
① 直近の状況



<維持管理の状況>

直近年度では、ミュージアム棟全体の屋上防水工事等を実施しており、大規模修繕費が多額生じている。一方、小規模修繕費は概ね毎年同程度で推移しており、また、設置後間もないことから改修工事は発生していない。

② 今後の見込



<維持管理の見込>

令和3年度から7年度までの大規模修繕費は、上記のとおり中期修繕計画を基に見込んでいる。また、令和8年度以降の大規模修繕費は、長期修繕計画を策定していないため、現時点では未定である。一方、改修工事は、令和3年度以降の支出を特に見込んでいない。

第6 監査結果

A 総論

1 監査結果

(1) 指摘

① 各文化施設における備品管理について

各文化施設では、静岡県財産規則に基づき、備品購入時及び購入後に、以下の手続きを実施している。

- ・備品購入時（静岡県財産規則第10条、第11条）

県の財務会計システムに、備品情報（物品名、価格、数、場所等）を登録し、同システムから打ち出される物品シールを備品に貼り付ける。

- ・備品購入後（静岡県財産規則第16条）

毎年度末の物品現在高報告書を作成するために、備品の現物確認を実施し、備品実物と物品台帳一覧表を突合する。

静岡県財産規則

第10条

備品、図書(別に定める第2種図書を除く。)及び動物には、様式第8号による物品貼付シール、焼印、彫刻、登録印等適宜の方法で番号等の表示をしなければならない。ただし、表示し難いもの及び購入後直ちに管理換えするものについては、この限りでない。

第11条

物品出納者は、物品台帳を備え、物品(別に定める第2種図書、生産物、材料品及び消耗品を除く。)について、一品ごとに物品番号、所属、分類、区分、品名、規格、数量、取得年月日、取得価格及び納入者を記録しなければならない。

第16条

次に掲げる者は、その記録管理に係る備品、図書(別に定める第2種図書を除く。)及び動物について、帳簿と照合の上、重要物品とそれ以外の物品とに分けて毎年3月31日現在で様式第15号による物品現在高報告書を作成し、5月31日までに会計管理者に提出しなければならない。

今回、各文化施設の備品管理状況を確認したところ、複数の施設で、以下のような発見事項があった。

No	施設名	発見事項
04	静岡県富士山世界遺産センター	㊦備品に、物品シールが貼っていないものがあった
14	グランシップ	㊦備品に、物品シールが貼っていないものがあった
16	静岡県舞台芸術公園	㊧貸付物品（県から指定管理者に貸した備品）の一部について、現物確認を実施していなかった
24	静岡県立美術館	㊦物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が異なるものがあった

㊦及び㊧については、物品シールを用いた備品管理ができず、静岡県財産規則第 10 条の設定趣旨に反すると考える。そのため、備品の現物確認においては、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。

㊧については、指定管理者が貸付物品の一部について現物確認を実施しておらず、静岡県財産規則第 16 条の設定趣旨に反すると考える。適切な物品現在高報告書を作成するために、県は指定管理者に対し、貸付物品全件について、定期的な現物確認を実施するよう、周知徹底すべきである。

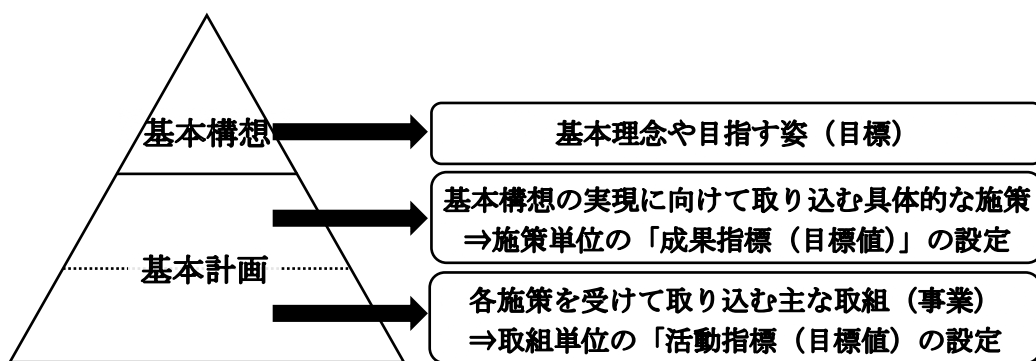
(2) 意見

① 成果指標と活動指標について

ア. 新ビジョンにおける成果指標と活動指標の設定

静岡県では、「世界から見た静岡県」という視点に立ち、国内はもとより、世界に占める静岡県の存在感を高めるため、「静岡県の新ビジョン富国徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり（以下、新ビジョン）」を策定している。

新ビジョンは「基本構想」と「基本計画」で構成されており、「基本構想」を実現するために、「基本計画」が策定されている。



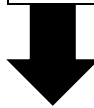
「基本計画」においては、今後取り組む具体的な施策や主な取組がまとめられており、施策及び取組ごと、成果指標や活動指標が設定されている。

成果指標：基本構想に基づく「目標」達成に向けた、施策及び取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標である。
活動指標：施策及び取組の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標である。

各指標のイメージは、以下のとおりである。

【目標】

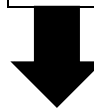
県民が文化芸術に触れる機会の提供や、創造活動の充実に向けた環境づくりに取り組みます。



目標を定量的に測れる指標に具体化して、成果指標を設定

【成果指標】

1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合
(目標値 75.0%)



成果指標を達成するための、活動指標を設定

【活動指標】

- ・ 静岡県文化プログラム認証件数 (目標値 累計1,000件)
- ・ 県立美術館来館者数 (目標値 毎年度240,000人)
- ・ S P A C公演等鑑賞者数 (目標値 毎年度45,000人)
- ・ ふじのくに芸術祭参加応募人数 (目標値 毎年度11,000人)
- ・ 伊豆文学賞応募者数 (目標値 450人)

また、新ビジョンの基本構想や基本計画を具体化した静岡県文化振興基本計画においても、計画の着実な推進のため、毎年度、目標指標と主な取組の達成状況をまとめ、評価結果を次年度以降の予算や施策に反映させるなど、P D C Aサイクルの考え方に基づく進行管理を行うこととされている。すなわち、静岡県文化振興基本計画に基づく各実施事業について、目標指標となる成果指標や活動指標を適切に設定し、毎年、取組の達成状況を評価することになる。

イ. 各実施事業における成果指標と活動指標の設定

監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㉞成果指標や活動指標がない」、「㉟成果指標や活動指標が直接的ではない」ものが散見された。

No	事業名	結果		区分
		㉞	㉟	意見
02	「韮山反射炉」後世への継承推進事業費	○		○
04	富士山世界遺産センター管理運営事業費		○	○
06	地域伝統芸能全国大会開催事業費	○		○
08	子どもが文化と出会う機会創出事業費	○		○
13	グランシップ特定天井対策事業費		○	○
14	グランシップ管理運営事業費	○		—
15	グランシップ修繕事業費		○	○
18	文化財保存活用費	○		○
19	地域ぐるみの文化財保存・活用推進事業費	○	○	○
20	文化財調査受託事業費	○		○
21	文化財行政費		○	○
22	埋蔵文化財センター管理運営費	○		○
23	文化財関係団体助成	○		○
26	美術館特定天井対策事業費		○	○
27	美術館修繕事業費		○	○

㉞については、事業の成果指標又は活動指標がない場合、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。

それぞれ、成果指標及び活動指標は定量的に設定する必要があるため、事業によっては指標を数値化しづらいものがあると考ええる。また、事業が義務的経費又は準義務的経費であるため、県としてのコントロールができず、成果指標及び活動指標を設定できないものがあると考ええる。事業の性質上、やむを得ない理由もあると考ええるが、基本的には、成果指標及び活動指標がない事業は考えられない。

㉟については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業目的や内容等を踏まえ、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。

とくに、監査対象事業である「文化芸術の振興に関する事業」は公益性が比較的高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。

B-01 「富士山」後世への継承推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 富士山世界遺産課		
事業開始	平成 26 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	世界文化遺産の後世への継承		
事業目的	富士山の保存管理を着実に実行するとともに、富士山の顕著な普遍的価値を後世に継承するための意識醸成を図る。		
事業の必要性	富士山の顕著な普遍的価値を後世へ継承するため、構成資産の保存管理の実施や県民の意識醸成は必要である。		
事業対象	県民、富士山世界文化遺産協議会		
実施方法	県若しくは協議会が直接実施、又は、県が補助し市町等が実施		
実施主体	県、協議会、市町等		
事業内容	<p>主たる事業内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産委員会对応（以下、協議会） 富士山世界文化遺産協議会への参画（負担金） ・包括的保存管理計画 保全状況報告書の作成 ・利用者負担 富士山保全協力金関連業務 市町、民間に対する補助 ・登山者の安全対策（以下、安全対策） 安全誘導員等の配置、登山者への周知啓発等 ・富士宮口五合目来訪者施設のあり方検討 来訪者施設の機能と安全対策の検討 ・顕著な普遍的価値の情報提供 富士山憲章の周知、HP保守等 ・国民運動の展開等 富士山の日イベント 富士山友好山交流 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名				合計
	協議会	利用者負担	安全対策	その他	
平成30年度	5,016	61,368	33,062	16,722	116,170
令和元年度	4,776	62,372	31,450	27,448	126,047
令和02年度	4,680	715	1,460	38,239	45,095

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名				合計
	協議会	利用者負担	安全対策	その他	
繰入金	—	—	—	1,766	1,766
一般財源	4,680	715	1,460	36,473	43,329
合計	4,680	715	1,460	38,239	45,095

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	協議会	利用者負担	安全対策	その他	
需用費	—	—	—	1,833	1,833
委託料	—	671	1,146	30,664	32,482
負担金等	4,680	—	—	4,250	8,930
その他	—	44	313	1,491	1,848
合計	4,680	715	1,460	38,239	45,095

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

協議会は、協議会の運営に要する負担金等（負担金）が、事業費の全てである。利用者負担は、保全協力金の受付小屋の移設費用等に係る委託料が、事業費の大半を占める。安全対策は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から富士山を開山しなかったが、次年度の開山に向け、登山時の安全対策に係る啓発用リーフレットや、山小屋コロナ対策ガイドラインの作成等に係る委託料が、事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	世界遺産富士山・ 韮山反射炉に関する 県民講座等受講者数 (人)	5,224	6,829	2,756	5,000
	富士山世界遺産セ ンター来館者数 (人)	452,066	314,999	74,339	300,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	富士山の世界遺産 としての価値を理 解している人の割 合(%)	19.3	23.0	25.0	50.0

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 富士山世界文化遺産協議会（以下、協議会）への負担金について

富士山の保存管理及び整備活用並びにその周辺環境の保全を推進するため、静岡県及び山梨県、現地において管理に当たるその他行政機関（環境省・林野庁・国土交通省の各出先機関、関係市町村等）が協議を行う場として、協議会を設置している。

協議会は、有識者等による会議の開催、経過観察の実施及び報告書作成、来訪者管理、パンフレットやWEBでの普及啓発等を実施しており、それらに要する経費について、静岡県側と山梨県側で2分の1ずつ、協議会へ負担金を拠出している。そのうち、静岡県側負担分については、県が3分の2、関係6市町が3分の1で、県内市町と負担金を分担している。

今回、担当課に負担割合の根拠や経緯を確認したところ、例年、当初予算要求段階に、上記の負担割合及び次年度の市町負担金案を明記した文書に関係市町に送付したうえで、年度末に開催される協議会において、次年度の協議会予算案を承認しているが、協議会設置要綱その他の規程等（以下、関連資料）に明記されていないとのことであった。

協議会の設置からまだ年数が浅く、現担当者は負担割合を所与として認識しており、実務上、当面は問題がないかもしれない。しかし、定期的に県担当者が交代する現状や県民への説明責任を考慮すると、関連資料に負担割合を明記することが望ましいと考える。

② 記念品の残数について

県は、富士山保全協力金の支払者（以下、協力者）に対し、返礼記念品として缶バッジを配布している。缶バッジの特徴として、毎年度、デザインや記載年度が異なることが挙げられる。2021年度の缶バッジを例にすると、各登山口（富士宮口・須走口・御殿場口）の登山者と非登山者で、別の缶バッジを配布しており、以下のように、デザインは同じだが外枠の色が違う特徴がある。

<登山者の場合>

<非登山者の場合>



ここで、令和2年度末における各年度の缶バッジ配布数及び残数は、以下のとおりである。

(単位：個)

缶バッジ 作成・配布実績	発注数	配布数累計	令和02年度末の 残数
平成29年度	56,300	54,087	2,213
平成30年度	64,800	57,157	7,643
令和元年度	60,700	57,738	2,962
令和02年度	富士山の開山はなく、缶バッジの発注及び配布はない		

缶バッジの発注数は、毎年、缶バッジの配布期間（開山期間の2か月）における登山者数等を分析しながら、分割発注している。また、缶バッジの配布については、2つの支払方法と引渡方法を設けており、その集計が配付数になる。

- ・支払方法 各登山口での支払 or コンビニエンスストアでの支払
- ・引渡方法 登山口現地での缶バッジ引渡 or 県からの缶バッジ郵送

今回、担当課に、過年度の缶バッジが数千個残っているため、今後の配布見込等を確認したところ、以下の回答があった。

- ・缶バッジは販売目的ではなく、毎年の協力者に対する動機付け、及び、芸術の源泉である富士山のPR手段であるため、過年度の缶バッジが配布される機会はない。そのため、保管スペースの状況を見ながら、各年度の缶バッジ在庫を、適宜廃棄している。
- ・発注数は最善を尽くしており、配布方法は最も有効な方法である。

ここで、過年度の缶バッジ残数を廃棄すると、発注数に占める残数の割合が数%程度と少ないとしても、各年度で数十万円の缶バッジ廃棄損が生じることになる。缶バッジは富士山保全協力金を財源に作成していることから、缶バッジ廃棄損は富士山保全協力金の一部を廃棄することになり、惜しいと考える。

そのため、まず、缶バッジの廃棄をなくすために、発注数や配布方法のみならず、現状の缶バッジデザインも含めて、定期的な見直しを検討すべきと考える。具体的には、缶バッジに年度を記載せずに、複数年度に渡り使用できるデザインとすることが考えられる。次に、缶バッジの廃棄をせざるを得ない現行の方法を続ける場合には、缶バッジ廃棄損を少なくするために、缶バッジの発注数や配布方法に最善を尽くすだけでなく、製造原価を削減していくことも必要不可欠である。他に、定期的に県担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から、缶バッジの廃棄ルールを文書化することが適当と考える。

③ 補助金等の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について

本事業では、富士山の開山年度に山小屋等に対して設備整備等のための補助金を交付しており、富士山後世承継事業費補助金交付要綱（以下、要綱）に、以下の記載がある。

実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額等報告書(様式 9)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

これは、課税事業者が課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除をした場合、補助金を交付された事業者(以下、補助事業者)は仕入れに係る消費税を負担しないことを防止するための取扱いである。

課税事業者は、課税売上高に対する消費税等(以下、㊦)から、課税仕入れに係る消費税等(以下、㊧)を控除した額を、消費税として納付する。

ここで、課税事業者が補助金収入を得て経費に使用した場合、補助金収入は消費税が課税されず、㊦は0になる。一方、経費には消費税が課税されるため(課税されないものもある)、㊧は0以上になる。その結果、㊦から㊧を控除するとマイナスになり、課税事業者は消費税の還付を受けることもできる。課税事業者からすると、仕入れに係る消費税を実質的に負担しないことになる。

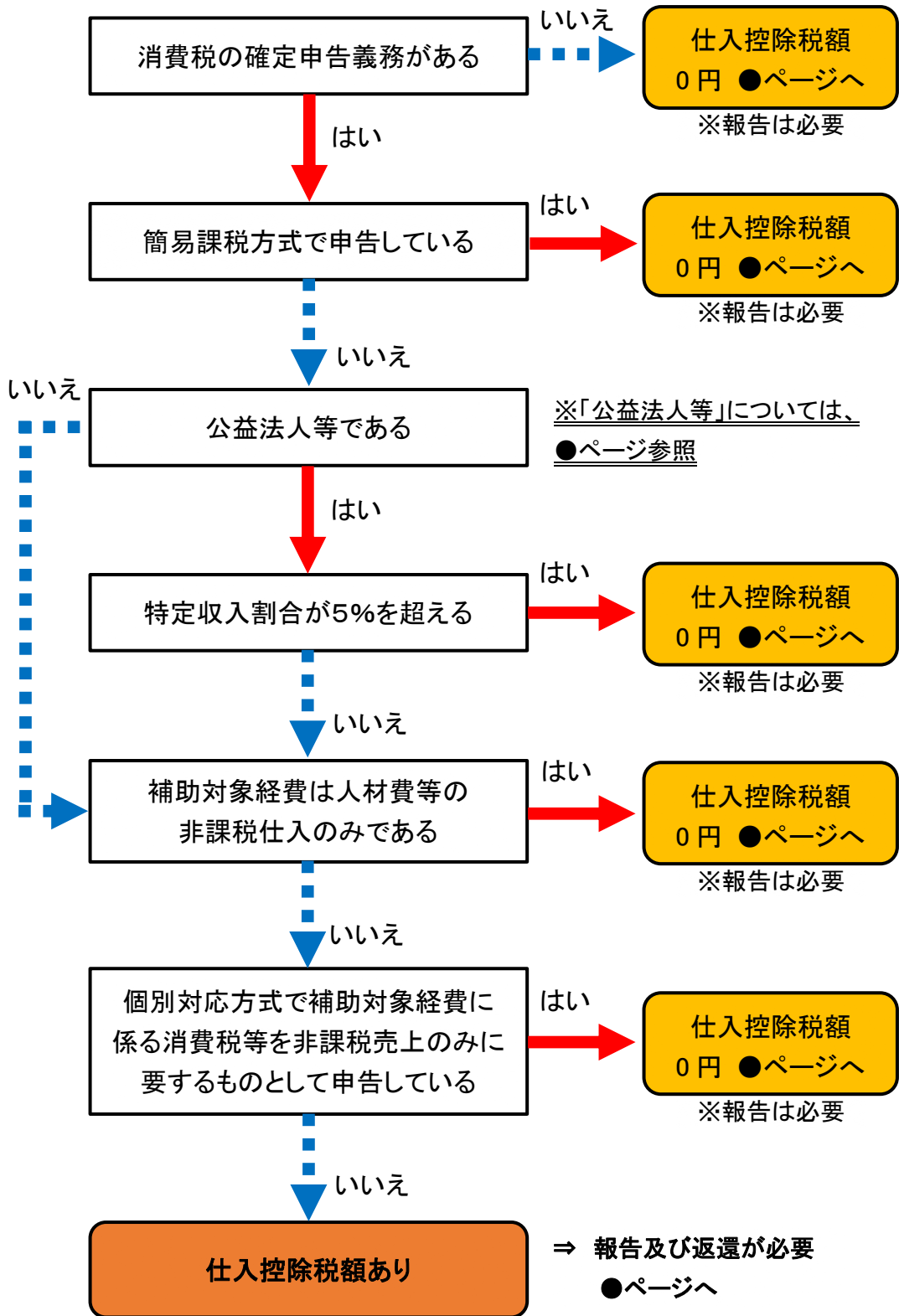
すなわち、補助事業者が、補助金事業を実施することで消費税の還付を受けた場合は、その旨を県に報告することになる。

今回、担当課に当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、補助事業者からの報告はないため補助金の返還はないとの回答であった。現状の取扱いでは、県が補助金の返還がない理由を正確に把握できず、補助事業者が申請又は報告を怠れば、補助金の返還がなされない可能性がある。

そのため、担当課は、補助事業者からの報告漏れは起こりうるものとして、補助事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、県への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきと考える。他補助金事業では、同じ補助金交付要綱の記載であっても、実務上の運用として以下のような報告を求めていたため、同じように運用することが有益と考える。

(1)仕入控除税額フローチャート

はい → いいえ



B-02 「韮山反射炉」後世への継承推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 富士山世界遺産課		
事業開始	平成 26 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	世界文化遺産の後世への継承		
事業目的	「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である韮山反射炉の保存管理を着実に実行するとともに、顕著な普遍的価値を後世へ継承するための意識醸成を図る。		
事業の必要性	世界遺産としての顕著な普遍的価値を後世へ継承するため、構成資産である韮山反射炉の保存管理の実施や県民の意識醸成は必要である。		
事業対象	県民、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会		
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事業 「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会が実施 ・県単独事業 県が直接実施 		
実施主体	県、協議会		
事業内容	<p>主たる事業内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会事業 <ul style="list-style-type: none"> 世界遺産委員会からの要請等対応 インタープリテーション（理解増進、情報発信） 事務局経費その他 ・県単独事業 <ul style="list-style-type: none"> 推進事務費 会議出席旅費等 普及啓発（県民講座、パネル展の開催、世界遺産PRイベント等） 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名			合計
	協議会	県単独	—	
平成30年度	3,509	729	—	4,238
令和元年度	3,366	742	—	4,108
令和02年度	3,366	110	—	3,476

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名			合計
	協議会	県単独	—	
一般財源	3,366	110	—	3,476
合計	3,366	110	—	3,476

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名			合計
	協議会	県単独	—	
負担金等	3,366	—	—	3,366
旅費	—	70	—	70
需用費	—	40	—	40
合計	3,366	110	—	3,476

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

協議会は「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会への負担金等（負担金）が、事業費の全てである。県単独は、会議等へ参加するための旅費や事務費が、事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	世界遺産富士山・ 韮山反射炉に関する 県民講座等受講 者数(人)	5,224	6,829	2,756	5,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	なし				

< 成果指標(補完指標含む)がない理由 >

全体的な広報展開等は国と事務局が担い、県内構成資産は1箇所のため主な事業は市が担い、県は後方支援を担っている。このように、県は主体的な役割を担っておらず、具体的な成果指標を設定して管理することは難しい。

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 成果指標の設定について

本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果(アウトカム)」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標を設定すべきである。

成果指標としては、本事業におけるそれぞれの目的や内容を踏まえ「韮山反射炉の認知度」が適切と考える。また、認知度を測定する具体的手法としては、県民講座受講者やPRイベント参加者へのアンケート等が考えられる。

② 県ホームページ（以下、県HP）の活用について

韮山反射炉は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つであり、県は韮山反射炉だけではなく、他の構成資産全てを含めた認知度向上を図っている。具体的には、県HPにおいて韮山反射炉の紹介をするとともに、以下の関連リンクをはって、公開情報の充実を図っている。

<外部サイトへのリンク>

- ア. 世界遺産韮山反射炉（伊豆の国市ホームページ）
- イ. 韮山反射炉の世界遺産登録を支援する会（韮山反射炉応援団）
- ウ. 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

今回、外部サイトへのリンクを確認したところ、イについてはリンクが切れていたため、関連リンクの定期的なチェックを実施すべきと考える。また、現状、県HP（外部サイトへのリンクを除く）は韮山反射炉の紹介のみであり、他の構成資産の紹介はしていない。県が韮山反射炉だけではなく、他の構成資産全てを含めた認知度向上を図っているのであれば、県HPにおいて、他の構成資産についても具体的に紹介する必要があるのではないだろうか。

B-03 富士山後世継承基金積立金

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 富士山世界遺産課		
事業開始	平成26年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	世界文化遺産の後世への継承		
事業目的	富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承の促進を図るため、富士山後世継承基金を積み立て、富士山の環境保全、登山者の安全対策等の着実な実施及び富士山関連の文化財等の購入に活用する。		
事業の必要性	基金への積み立ての財源は、寄附金及び富士山関連の文化財等購入のための一般財源である。目的に合致する事業に着実に充当するため、当該基金は必要である。		
事業対象	県民		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	富士山後世継承基金積立金（以下、基金）の積立、取崩しは、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税寄附金、富士山寄附金、富士山保全協力金、一般財源（富士山関連文化財等の購入が目的）を基金へ積み立てる。 ・各事業に充当のため、必要金額を基金から取り崩す。 		

(2) 事業費決算額の推移

（単位：千円）

年度	メニュー事業名		合計
	基金	—	
平成30年度	73,926	—	73,926
令和元年度	75,850	—	75,850
令和02年度	121,126	—	121,126

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	基金	—	
財産収入	21	—	21
寄附金	21,104	—	21,104
一般財源	100,000	—	100,000
合計	121,126	—	121,126

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	基金	—	
積立金	121,126	—	121,126
合計	121,126	—	121,126

<内容>

本事業は、ふるさと納税寄附金、富士山寄附金、一般財源等を、基金に積み立てており、積立金が事業費の全てである。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
基金	世界遺産富士山・韮山反射炉に関する県民講座等受講者数(人)	5,224	6,829	2,756	5,000
	富士山世界遺産センター来館者数(人)	452,066	314,999	74,339	300,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
基金	富士山の世界遺産 としての価値を理 解している人の割 合 (%)	19.3	23.0	25.0	50.0

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 文化財資料や書籍の購入について

富士山後世継承基金（以下、基金）は、ふるさと納税による寄附金や富士山寄附金、富士山保全協力金、一般財源の4つの財源で構成され、富士山の顕著な普遍的価値の構成への継承に関する事業等に要する経費に充てることを目的としている。

静岡県富士山世界遺産センター（以下、センター）は、当該基金を活用し、文化財資料等を購入するため、静岡県富士山世界遺産センター資料収集方針（以下、収集方針）を定め、文化財資料等の購入対象を明確化しており、その記載内容は以下のとおりである。

<文化財資料等の購入対象>

- ア 富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で必須となる歴史的資料
- イ 「富士山学」を構成する諸分野の研究を遂行する上で基礎となる貴重な学術的資料
- ウ 上記イに関連して、展示や教育の普及に継続的に活用する資料等

また、「直近年度の基金推移」は以下のとおりであり、令和2年度末の基金期末残高は131,641千円と、他年度に比して多額であった。

<直近年度の基金推移>

(単位：千円)

基金	期首残高	積立額	取崩し額	期末残高
平成30年度	266	73,926	68,673	5,520
令和元年度	5,520	75,850	67,629	13,740
令和02年度	13,740	121,126	3,225	131,641

担当課に理由を確認したところ、令和2年度は文化財資料等の購入のため、一般財源（1億円）を積み立てたが、条件にあう文化財資料等の購入がなかったとのことであった。また、県の方針としては、基本的に、基金で資金を寝かせることなく、文化財資料等を購入してきたいとのことであった。

ここで、収集方針では一点につき1,000万円以上の費用を要することが見込まれる文化財資料等の購入については、「特別収集資料目録」に登録されたものから選定する旨の記載がある。しかし、担当課では「特別収集資料目録」を未だ作成していなかった。また、「文化財資料等の購入対象」を基にした購入希望品リストを作成していないため、購入希望品や購入上限金額等が具体化されておらず、購入希望品の優先順位が決まっていない状態であった。

これでは、文化財資料等が市場に出された場合に、限られた基金の範囲内で、合理的かつ機動的な購入手続きができない可能性がある。また、購入対象についての情報を公開していないため、購入希望品に関する必要な情報が県に入っていない可能性がある。

そのため、担当課は、「特別収集資料目録」を作成するとともに、「文化財資料等の購入対象」のア～ウについて、センターのホームページに公開し、広く情報を集める体制を取ることが有益と考える。

B-04 富士山世界遺産センター管理運営事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 富士山世界遺産課		
事業開始	平成 29 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	世界文化遺産の後世への継承		
事業目的	富士山に係る包括的な保存管理や自然、歴史・文化、周辺観光等の情報提供を行うなど、富士山を訪れる多くの人のニーズに対応する情報提供戦略の拠点である富士山世界遺産センターを運営する。		
事業の必要性	富士山の顕著な普遍的価値を後世へ継承するため、富士山の包括的な保存管理の実施や県民等への富士山の自然、歴史、文化に係る情報発信は必要である。		
事業対象	県民		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	<p>主たる事業内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業 <ul style="list-style-type: none"> 深く究める <ul style="list-style-type: none"> 調査研究、資料収集 楽しく伝える・広く交わる <ul style="list-style-type: none"> 教育普及、展示、情報発信 永く守る <ul style="list-style-type: none"> 人材養成 ・維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 館内案内業務、施設の維持管理業務（設備運転、清掃他）、施設の光熱水費 ・事務費 <ul style="list-style-type: none"> 施設の非常勤職員人件費、消耗品費、印刷費、職員旅費他 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名				合計
	実施事業	維持管理	事務費	その他	
平成30年度	107,636	101,478	19,727	—	228,841
令和元年度	78,169	112,581	22,169	3,755	216,674
令和02年度	67,713	121,857	20,235	14,989	224,794

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	実施事業	維持管理	事務費	その他	
一般財源	65,770	110,374	16,526	2,989	195,659
使用料等	757	11,483	2,019	—	14,259
その他	1,186	—	1,690	12,000	14,876
合計	67,713	121,857	20,235	14,989	224,794

※ 節項目のうち、使用料等は使用料及び手数料を示す。

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名				合計
	実施事業	維持管理	事務費	その他	
委託料	42,732	88,747	—	6,500	137,979
役務費	3,554	952	1,399	—	5,905
需用費	6,999	19,426	2,896	—	29,321
報酬	—	—	12,054	—	12,054
その他	14,428	12,732	3,886	8,489	39,535
合計	67,713	121,857	20,235	14,989	224,794

<内容>

実施事業は、常設展示や企画展開催等の実施に要する委託料が、事業費の多くを占める。維持管理は、施設の運営に要する需用費（光熱水費）や施設管理業務等の委託料が、事業費の多くを占める。事務費は、会計年度任用職員や非常勤特別職員の報酬が、事業費の多くを占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 02 年度	令和 03 年度
全事業	世界遺産富士山・ 蘆山反射炉に関する 県民講座等受講 者数 (人)	5,224	6,829	2,756	5,000
	富士山世界遺産セ ンター来館者数 (人)	452,066	314,999	74,339	300,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 02 年度	令和 03 年度
全事業	富士山の世界遺産 としての価値を理 解している人の割 合 (%)	19.3	23.0	25.0	50.0

2 施設の概要

(1) 概要

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(2) 利用者推移

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(3) 維持管理

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(4) 備品管理

① 管理方法

県の財務会計システムに、備品情報（物品名、価格、数、場所等）を登録し、同システム上にある物品台帳一覧表を用いて、備品管理している。

② 確認方法

備品の現物確認は、毎年5月頃に実施している。

具体的な確認方法は、備品ごとに貼ってある物品シールと、物品台帳一覧表の突合による。不要となった備品については、県の財務会計システムへリサイクル物品の登録及び全庁掲示板へ不要備品として掲載し、引き取りがない場合は、処分している。

(5) 収蔵品管理

① 管理方法

備品管理と同様の方法による管理に加えて、静岡県富士山世界遺産センター資料取扱内規（以下、資料取扱内規）第2条に基づき、管理している。

② 確認方法

備品管理と同じ。

3 監査結果

(1) 指摘

① 備品の管理について

富士山世界遺産センター（以下、センター）は、備品購入後、財務会計システムに基本情報を登録し、登録後に打ち出される物品シールを物品に貼って、備品管理をしている。

今回、備品と財務会計システムから打ち出された物品台帳一覧表を突合したところ、物品台帳 No, 305 防水ポータブルマルチ水質ロガーに、物品シールが貼られていなかった。

物品シールによる備品管理を適切に実施するために、毎年5月に実施する現物確認においては、備品そのものを確認するだけでなく、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。

(2) 意見

① 活動指標の設定について

センターでは、施設の設置目的を踏まえ、富士山を対象にした講座を実施しているが、葦山反射炉を対象にした講座は実施していない。しかし、本事業の現活動指標は「世界遺産富士山・葦山反射炉に関する県民講座等受講者数」となっている。

担当課に理由を確認したところ、活動指標は、県庁が実施する富士山と葦山反射炉について講義を行う県民講座の受講者数と、センターが実施する富士山について講義を行う出前講座や館内講座等の受講者数を合算したものを示すとのことであった。また、現在の表記としているのは、上記を全て記載すると長い文字数になってしまうためとのことであった。

現活動指標の表記は省略化された結果、具体的に何を示しているか、わかりづらいものになっている。そのため、センターとしての活動指標は「センターが実施する富士山について講義を行う出前講座や館内講座等の受講者数」と明確化することが適切と考える。

② 展示内容の補完について

富士山は、世界遺産委員会において「信仰の対象と芸術の源泉」の名称のもとに世界遺産登録されたため、センターでは、歴史に沿った人々の信仰の様子や古くから芸術へ反映されてきた富士山の姿を展示している。

具体的には、センターでは、富士山そのものを裾野から山頂まで体感させ、現在の富士山の形状になるまでの成り立ち、人々と富士山の間には信仰と芸術という繋がりがあることを展示している。

今回、センターの展示を確認したところ、展示方法は画像と音声を駆使して迫力があつた。一方、展示内容が「信仰の対象と芸術の源泉」をベースにしていることから、こどもには馴染み難いものになっているように感じた。

センターの展示内容を、全ての年齢層にあわせることは不可能であるが、できるだけ、全ての年齢層が満足できるようにしていくことが望ましいと考える。具体的には、現状、センター館内で、こども向けのイベントや講座を年数回実施しているが、実施内容や回数内容をさらに充実していくことが望ましいと考える。

③ 製作物の在庫について

センターでは設立当初から、調査研究結果を開示するため調査研究報告書を作成している。具体的には、巡礼路ごとに調査研究が進められており、現在までに「須走口報告書」、「大宮・村山口報告書」が刊行されている。また、センターについての解説を記述した「公式ハンドブック」を令和2年3月に刊行しており、これらは全て館内で販売されている。

各製作物の直近年度における発行数や払出数、在庫数の推移は、以下のとおりである。

(単位：冊)

須走口報告書	期首在庫数	発行数	払出数	期末在庫数
平成30年度	0	500	98	402
令和元年度	402	0	16	386
令和02年度	386	0	26	360

(単位：冊)

大宮・村山口報告書	期首在庫数	発行数	払出数	期末在庫数
令和02年度	0	500	0	500

(単位：冊)

公式ハンドブック	期首在庫数	発行数	払出数	期末在庫数
令和02年度	3,600	0	235	3,365

各製作物の払出数を見ると、期末在庫数がなくなるまで、比較的長い期間がかかると想定される。現状、各製作物の在庫は、閉架図書に保管されており、まだ開設から年数を経っていないため比較的余裕のある状態であり、保管先に困る状況ではない。しかし、各製作物は基本的に廃棄されることはなく、今後も新たに調査研究報告書を作成することを予定しているため、

払出数によっては、在庫が増え保管先にも困る可能性がある。また、現在の販路は館内ショップとセンター公式ホームページ上からの通信販売のみであり、販売数に限界があると考ええる。

そこで、各製作物の滞留在庫を防ぐために、まず、製作物の周知を通じて販売を伸ばしてはどうだろうか。例えば、センターの展示内容を紹介する公式ハンドブックは、館内の順路上にサンプルを設置し、最後に通過するショップでの販売を促す方法が考えられる。

次に、製作物のうち報告書については、学術的な内容であることを考慮すると、各地の図書館や大学等を含む研究機関のみならず、人類学とその隣接科学である考古学等を扱う未配布の博物館等への配布をしてみてもどうだろうか。

他に、富士山を知る人は世界規模である事に対し、開設後間もないセンターの存在を知る人は多くはなく、センターの来館者はさらに少数になることを考えると、センターを紹介する公式ハンドブックや巡礼路調査報告書は、潜在的購入者がいると考えられる。新型コロナウイルス感染症拡大と共に、世の中全体の販路は直接の引き渡しが減少し、通信販売も日常化している。センターにおいても通信販売を行っているとのことであるが、公式ホームページ上での販売に限らず、県運営の他ホームページで紹介したり、市町のホームページで紹介したりすることで、販路拡大してはどうだろうか。

最後に、これらの対策をとっても、各製作物の滞留在庫が減らない場合は、費用対効果も踏まえ、発行数の見直しも検討すべきと考ええる。

④ 備品の設置場所について

センターは、上述のとおり物品台帳一覧表を用いて、備品管理している。

今回、物品台帳一覧表を閲覧したところ、登録されている備品等 429 件のうち、設置場所が空欄の備品が 19 件見受けられた。担当者に空欄の理由を確認したところ、記載漏れであった。

設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上望ましくないと考ええる。そのため、センターは、毎年5月頃に実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考ええる。また、物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考ええる。

⑤ 収蔵品の登録について

センターでは、世界文化遺産としての富士山の価値を伝え、富士山にまつわる作品を展示や公開することを目的として、資料を収集、収蔵している。現在までに入手した収蔵品は、コレクターからの寄贈品が多く、寄贈や購入を合わせて 10,000 点を超えるが、館蔵品原簿への既登録件数は未だ 440 件超程度である。

年度別	平成 30 年度	令和元年度	令和 02 年度
登録件数	※		440
累計			440

※ 館蔵品原簿については、令和元年度末に資料取扱内規を制定し新たに作成することとしたため、令和元年度までの登録件数はない。

担当者に確認したところ、登録業務は他業務の合間に実施しているため毎年のノルマもなく、センター所属研究職職員の研究分野以外に関連するような収蔵品もあつて内容を確認しづらいことから、登録件数は思うように進んでいないとのことであった。

収蔵品点数は年々増加していくことを踏まえると、センターは中長期的な計画を設定し、一定年数経過ごとに計画値の達成ができなかった場合は、非常勤職員を雇う等して、登録を計画的に進めていくべきと考える。また、センターは、登録作業を行う際の手続きマニュアルを作成することで、どの職員が登録作業を行っても同一の内容となるように、入力作業を管理すべきと考える。

B-05 文化振興推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	平成9年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	文化振興基本計画に基づき実施する、「感性豊かな地域社会の形成」のための文化振興施策に必要な事務を行う。		
事業の必要性	文化振興施策を総合的に推進するために必要である。		
事業対象	県民		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	<p>主たる事業内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興全般 <ul style="list-style-type: none"> 文化振興に関する事務、連絡調整 文化政策審議会、美術館第三者評価委員会の実施 （一財）静岡県文化財団、（一財）静岡県舞台芸術センターの指導監督等 ・（一財）地域創造への負担金支出 ・芸術祭振興 <ul style="list-style-type: none"> ふじのくに芸術祭関連イベントの企画、広報 ・文化奨励賞の選考、表彰 等 		

(2) 事業費決算額の推移

（単位：千円）

年度	メニュー事業名				合計
	文化振興全般	地域創造負担金	芸術祭振興	文化奨励賞	
平成30年度	8,126	11,000	991	877	20,995
令和元年度	9,612	11,012	981	958	22,564
令和02年度	8,865	10,924	706	956	21,452

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名				合計
	文化振興 全般	地域創造 負担金	芸術祭振興	文化奨励賞	
一般財源	8,401	10,924	706	956	20,987
諸収入	314	-	-	-	314
寄付金	150	-	-	-	150
合計	8,865	10,924	706	956	21,452

② 支出

(単位：円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	文化振興 全般	地域創造 負担金	芸術祭振興	文化奨励賞	
負担金等	-	10,924	-	-	10,924
需用費	2,082	-	-	32	2,114
報酬	1,889	-	-	-	1,889
委託料	821	-	706	-	1,528
役務費	1,168	-	-	119	1,288
使用料等	1,024	-	-	32	1,056
報償費	146	-	-	751	897
その他	1,734	-	-	20	1,754
合計	8,865	10,924	706	956	21,452

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金、使用料等は使用料及び手数料を示す。

<内容>

本事業は、文化振興施策全般に係る事務的経費を含んでいるため、歳出は多岐にわたっているが、その中では、出捐団体である（一財）地域創造への負担金等（負担金）が、事業費の多くを占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
芸術祭振興	ふじのくに芸術祭 参加応募者数(人)	12,941	12,810	11,872	12,800
全事業	グランシップ企画 事業入場者数(人)	133,956	122,851	※	130,000
	S P A C公演等鑑 賞者数(人)	50,719	43,251	21,727	45,000

※ オンライン参加者も含めた人数は117,862人(令和元年度以前と同じく、実入場者数のみでカウントすると6,869人)

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	1年間に文化・芸術の鑑賞、活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%
	県内文化施設(概ね300人以上の公立ホール)利用者数(人)	7,248,530	6,647,599	2,015,531	7,700,000

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 活動指標の設定について

本事業には、文化支援活動や情報提供手法の調査を目的とした「しずおか文化ネットワーク化推進事業費」があり、活動指標として上述の他に、「県によるネットワーク形成のためのセミナーやミーティングの参加者数(以下、参加者数)」を設定している。

参加者数の直近推移は、以下のとおりである。

	実績値			目標値 ※1
	平成30年度	令和元年度	令和02年度	令和03年度
参加者数	107人	196人	135人	150人

※1 令和3年度の目標値は、平成28年度の実績値80人を基準値として、毎年度2割程度の増加を見込んで、設定している。

令和元年度に参加者数が急増した理由を確認したところ、令和元年度より、新たに公立ホール連携支援研修を実施したためとのことであり、具体的な研修の実施内容及び実施場所ごとの参加人数は、以下のとおりである。

<実施内容>

名称	実施内容
市町文化行政連絡会議	市町文化振興事務担当職員の質向上を図る講義型研修と、年間予定を踏まえた県からの業務連絡
公立ホール連携支援研修	公立文化施設職員の企画力向上と、ネットワーク形成のための複数回にわたる研修会
合同勉強会	市町文化振興事務担当職員等による、ワークショップ形式の研修・発表会（平成30年度単発で実施）

<実施場所ごとの参加人数 ※2>

名称	実施場所	平成30年度	令和元年度	令和02年度
市町文化行政連絡会議	行政	32人	29人	—
	施設	37人	26人	—
公立ホール連携支援研修	施設	—	141人	135人
合同勉強会	行政	21人	—	—
	施設	15人	—	—
	その他	2人	—	—
合計		107人	196人	135人

※2 参加人数は延べ人数である。

目標値を達成するため、今までにない新たな研修の実施内容を企画して実施することは望ましい姿と考えるが、詳細を確認したところ、以下のようない状態であった。

- ア. 3年連続で、研修会等に参加していない市町が4つある。
- イ. 担当課は、各市町の文化行政担当職員数を把握していない。

アについて、担当課に不参加理由を確認したところ、「いずれも開催場所から遠方にある市町であり、移動時間や費用の都合により参加しづらいと考える」とのことであった。欠席市町には資料を送付しているとのことであるが、本事業の目的からすると、全ての市町の参加が望ましいと考えるため、WEB会議の導入など、遠方にある市町が参加しやすい環境を整えることが望ましいと考える。

イについては、担当課は、現状、目標値は実績値を基に設定しているが、各市町の文化行政担当職員数を把握したうえで設定することが適当と考える。また、全ての市町の参加が望ましいのであれば、目標値は参加者数ではなく参加市町数を基に設定することが適当と考える。

② 静岡県立美術館第三者評価委員会報告書（以下、報告書）の開示について

静岡県立美術館では、事業・運営等の一層の効率化を目指し、観覧者数や収支のみではない多面的かつ客観的な測定・評価を行う一環として、第三者評価委員会（以下、委員会）を実施している。

委員会は毎年実施されており、その内容は県ホームページ（以下、HP）にアップされ県民の誰もが閲覧できる状況になっており、具体的な開示内容は以下のとおりである。

	HP開示場所	開示内容	開示根拠
ア	県政情報内	配布資料や議事録等	情報提供に関する要綱
イ	教育・文化内	報告書	任意

上記のとおり、現状、別々の開示場所で委員会に関する情報開示をしているが、利用者目線では、県による開示場所の使い分けがわからず、利便性が悪いと考える。もし、それぞれのHPが別々の目的で作成されているため開示場所の統一化が難しいのであれば、それぞれの開示場所相互にリンク先を貼る等して、利用者が委員会に関する情報を漏れなく把握できるような工夫が必要ではないだろうか。

また、イについては、令和3年10月14日時点においても、令和2年度の報告書がHPで開示されていなかった。現状、報告書の作成及びHP開示について期限を定めたルールはないが、令和2年11月10日開催の委員会を踏まえた報告書が約1年経ってもHPに開示されていないのは遅いと考え。そのため、担当課は、報告書の作成及びHP開示について期限をルールで定め、定期的に報告書をHPに開示できるような環境を整備すべきと考える。

③ 芸術祭振興事業の区分管理について

本事業は、「第4期ふじのくに文化振興基本計画」に基づき実施する、「感性豊かな地域社会の形成」のための文化振興施策に要する事務経費であり、複数のメニュー事業を実施している。

メニュー事業の中には（ふじのくに）芸術祭振興事業があり、芸術祭関連イベントの企画や広報を実施している。一方、ふじのくに芸術祭等開催事業費（B-17）は別にあり、芸術祭の運営を実施している。すなわち、同じ芸術祭に要する経費につき、企画や広報は本事業、運営はふじのくに芸術祭等開催事業費（B-17）に分けて管理している。

担当課に区分管理している理由を確認したところ、以下の回答を得た。

平成 26 年度当初予算編成において、ふじのくに芸術祭等開催事業費を減額することとなった。そのため、文化振興事業費を見直し、一部事業を廃止することにより、芸術祭事業のうち事業振興に相当する金額分を捻出し、文化振興推進事業費として予算計上した。

区分管理は、過去において、足りない予算を確保するにやむを得ないものとも考えられるが、芸術祭の目標管理や予算管理をするうえで適切な設定とは言い難く、だいぶ時も経過したところから、ふじのくに芸術祭等開催事業費でまとめて管理することが望ましいと考える。

B-06 地域伝統芸能全国大会開催事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	令和元年度	事業終了予定	令和2年度
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	毎年、各都道府県を巡回して行われ、地域内外に継承されている伝統芸能や伝統行事をステージで披露するとともに、観光情報の提供や、食文化、工芸品などの魅力を伝えることにより、賑わいを生み出す。		
事業の必要性	本県の文化振興の観点から必要である。		
事業対象	県民他		
実施方法	負担金		
実施主体	県、静岡市、（一財）地域伝統芸能活用センター		
事業内容	<p>地域伝統芸能全国大会（以下、芸能大会）とは、地域伝統芸能の振興と、これを活用した地域の活性化を目的として設立された一般財団法人地域伝統芸能活用センターと、全国各地の自治体が共催する「お祭りを一堂に集めた全国大会」である。</p> <p>平成5年度以後、毎年全国各地で開催されており、本県においても、平成13年度にグランシップを会場として開催した実績がある。</p> <p>令和2年度の第28回大会は、県、静岡市、一般財団法人地域伝統芸能活用センターの3者が主催となり、ステージ上での伝統芸能や伝統行事のパフォーマンスを提供するとともに、地域の観光や産業の魅力を知っていただくためのイベントを同時に開催し、フェスティバルとしての賑わいを生み出す計画であった。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年9月開催の実行委員会により、中止を決定した。</p>		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名		合計
	芸能大会	—	
平成30年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—
令和02年度	5,508	—	5,508

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	芸能大会	—	
一般財源	5,508	—	5,508
合計	5,508	—	5,508

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名		合計
	芸能大会	—	
負担金等	5,508	—	5,508
合計	5,508	—	5,508

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

芸能大会は、実行委員会の事業実施に対する負担金等（負担金）が、事業費の全てである。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 02年度
芸能大会	なし				

<活動指標（補完指標含む）がない理由>

本事業は、地域伝統芸能の魅力発信や、開催地の賑わいづくり、各地域の観光振興等の目標は掲げていたが、活動指標としての設定はしていない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 02年度
芸能大会	1年間に文化・芸術の鑑賞、活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 活動指標の設定について

本事業は上述のとおり活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的に行えないと考える。活動指標を設定すべきである。

活動指標としては、本事業では事業目的を達成するために、全国各地の自治体と一般財団法人地域伝統芸能活用センターが共同で地域伝統芸能全国大会を開催していることから「地域伝統芸能全国大会の参加者数」が適当と考える。

② 大会データの活用について

地域伝統芸能全国大会は、平成5年度以後毎年、立候補から選出された全国各地の自治体が一般財団法人地域伝統芸能活用センターと共催する「お祭りを一堂に集めた全国大会」である。令和2年度は11月に静岡県での開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年9月開催の実行委員会において中止が決定された。

ここで、県は全国大会の広報用としてホームページアドレスを1年契約したが、大会中止決定の際には11ヶ月ほど契約期間が残っていたため、残りの契約期間を有効活用するために、開催予定であった大会の動画を新たに作成し公開した。その際、作成した動画については、契約期間終了後も伝統芸能の普及や研究・教育目的で随時活用しているが、予算の有効活用の観点から、一層活用することが望ましいと考える。

そのため、担当課は、当該動画のより広範囲かつ計画的な活用方法について、期限を区切って検討すべきと考える。

B-07 ふじのくに芸術回廊創出事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課																												
事業開始	以下に記載	事業終了予定	—																										
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）																													
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信																												
・政策の柱	文化芸術の振興																												
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興																												
事業目的	いつでもどこでも多彩で魅力的な文化に出会うことができる「ふじのくに芸術回廊」を実現し、感性豊かな地域社会の形成に寄与する。																												
事業の必要性	上記目的の達成のため、県民特に子どもが文化と出会う機会の充実は必要である。																												
事業対象	小中学生（子ども芸術大学）／県民（野外芸術フェスタ）																												
実施方法	負担金																												
実施主体	実行委員会																												
事業内容	<p>・子ども芸術大学（事業開始：平成21年度）</p> <p>第一線で活躍するアーティスト等との交流を通じ、優れた文化芸術に出会い身近に親しむ機会を提供するため、県内小・中学生を対象とした体験・創造講座を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日程</th> <th>分野等</th> <th>講座数</th> <th>参加者数</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">実行委員会 企画型講座 (特別講座)</td> <td>8/10</td> <td rowspan="3">・マンガ編集者 ・振付師 ・映画監督 等</td> <td rowspan="3">17</td> <td rowspan="3">予定 520</td> <td rowspan="3">感染症拡大の影響により中止し、代替事業を実施</td> </tr> <tr> <td>8/15</td> </tr> <tr> <td>8/22</td> </tr> <tr> <td>文化施設等 公募型講座</td> <td>7～ 11月</td> <td>演劇、美術、 工芸、舞踊等 の各分野</td> <td>10</td> <td>138</td> <td>一部は感染症拡大の影響により中止</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>138</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・野外芸術フェスタ事業（事業開始：平成25年度）</p> <p>「ふじのくに野外芸術フェスタ」の企画、準備、開催及び運営を実施する。</p>			区分	日程	分野等	講座数	参加者数	摘要	実行委員会 企画型講座 (特別講座)	8/10	・マンガ編集者 ・振付師 ・映画監督 等	17	予定 520	感染症拡大の影響により中止し、代替事業を実施	8/15	8/22	文化施設等 公募型講座	7～ 11月	演劇、美術、 工芸、舞踊等 の各分野	10	138	一部は感染症拡大の影響により中止	計			10	138	
区分	日程	分野等	講座数	参加者数	摘要																								
実行委員会 企画型講座 (特別講座)	8/10	・マンガ編集者 ・振付師 ・映画監督 等	17	予定 520	感染症拡大の影響により中止し、代替事業を実施																								
	8/15																												
	8/22																												
文化施設等 公募型講座	7～ 11月	演劇、美術、 工芸、舞踊等 の各分野	10	138	一部は感染症拡大の影響により中止																								
計			10	138																									

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名			合計
	子ども 芸術大学	野外芸術 フェスタ	—	
平成30年度	13,831	34,282	—	48,113
令和元年度	14,031	16,000	—	30,031
令和02年度	13,831	16,000	—	29,831

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名			合計
	子ども 芸術大学	野外芸術 フェスタ	—	
一般財源	13,831	16,000	—	29,831
合計	13,831	16,000	—	29,831

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名			合計
	子ども 芸術大学	野外芸術 フェスタ	—	
負担金等	13,831	16,000	—	29,831
合計	13,831	16,000	—	29,831

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

本事業は、各実行委員会の事業実施に対する負担金等（負担金）が、事業費の全てである。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	※2
子ども芸術大学	受講者数(人)	781	845	138 (824) ※1	1,000
野外芸術フェスタ	S P A C 公演等鑑 賞者数(人)	50,719	43,251	21,727	45,000

※1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で特別講座は開催中止、公募型講座は14講座中2講座開催中止(カッコ書きは定員数)となっている。

※2 目標年度は、子ども芸術大学は令和3年度、野外フェスタは毎年である。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
子ども芸術大学	1年間に文化・芸術 の鑑賞・活動を行 った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%
野外芸術フェスタ					

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 野外芸術フェスタにおける支出内容の確認について

当事業は、県 → 実行委員会 → 公益財団法人静岡県舞台芸術センター(以下、SPAC) という形で、公演の契約が締結されている。

実行委員会は、県、SPAC、公益社団法人静岡県観光協会、公益財団法人静岡県国際交流協会の他、公演の開催地である市町とその市町の商工会議所で構成され、令和2年度は静岡市、掛川市、静岡商工会議所、掛川商工会議所が参加している。また、実行委員長は県のスポーツ・文化観光部長、副会長はSPACの副理事長、監事は公演の開催市町の観光関連部署の役職者が行うが、実際の事務処理などの業務を取り仕切る事務局はSPACが行っている。

形式的には、県は実行委員会に負担金を支出し、実行委員会がSPACとの間で公演の契約を締結しているため、県は、支出内容については実行委員会からの報告を確認することになる。しかし、上記のとおり、実行委員会の事務局はSPACであり、実行委員会とSPACとの契約は、実質的には自己取引となっていることから、県民から見れば、県から直接SPACに負担金が支出されているのと同じような状況である。

そのため、担当課には、県がSPACに対して直接負担金を支出している場合に準じた厳密なチェックを期待したいところであるが、実際の運用状況は以下のとおりである。

<公演中止による収支予算の見直しの確認>

令和2年度の当事業は、静岡市（5月）と掛川市（10月）の2箇所で開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で静岡市の公演は中止になっている。

各市における公演事業費は、以下のとおりである。

（単位：千円）

内訳	当初予算額	修正予算額 ※	決算額
静岡会場	46,500	9,500	9,822
掛川会場	2,400	5,250	4,839
計	48,900	14,750	14,661

※ 修正予算額は、掛川会場での開催の方向性が固まった10月2日に、担当課も同席する中で、実行委員会の会長と事務局が協議し、会長の専決により決裁された。

公演事業費の推移をみると、5月に中止になっている静岡会場の決算額が10月の修正予算から増額している点や、中止になった静岡会場の費用が実際に開催された掛川会場の費用よりも2倍近く多い点など、一見して不自然に見えるところがある。この点について、担当課は事務局から変更内容の報告を受けたとのことであるが、担当課保管の当ファイルには変更内容に関する説明資料は添付されていなかった。

<支出内容の検証>

担当課保管の当ファイルには、実行委員会の監事による監査報告書付きの収支決算報告書が保存されていた。しかし、収支の内訳を示す資料もなく、収支決算報告書の事業費等に関する内容について確認や検証が行われている形跡は見当たらなかった。

担当課によれば、「実行委員会の監事による監査を受けていることを、報告書により確認している」とのことで、監査報告書があることをもって、内容の検証・確認は不要と判断している。

しかし、実行委員会の監事は、公演の開催地である静岡市と掛川市の観光関連部署の課長が行っており、どこまで厳格に監査が行われているのか、という点にも疑問がある。

実行委員会の事務局を担当課内に設置せず、専門家であるSPACが行うことについて必然性はないが、一定の合理性が認められる。また、当イベントに県立劇団のSPACが公演することも必然性はないが、一定の合理性が認められる。しかし、この2つが重なることで、実行委員会＝SPAC＝負担金の支出先、という状態になるとすれば、実行委員会への負担金に対しては、担当課が、担当課内に事務局を設置しているのと同レベルの検証・確認を行うべきと考える。しかし、担当課には、負担金の支出内容に帳簿や証憑のコピーは保管されておらず、負担金の支出内容のチェックが不足しており、ミスや不正などの予防や発見はほとんど期待できない状況と考える。

今回、実行委員会事務局が保管する資料についても閲覧したところ、令和2年度の支出内容について以下の状況を確認した。

- ア. 実行委員会事務局が保管する資料は適切に作成・保管されていた。
- イ. 監事監査用に用意した資料と、SPACから実行委員会に請求される公演費用の内訳資料で、支出内容の概要がほぼ確認できる。
- ウ. 中止された5月初旬の静岡会場に関する費用は、役者やスタッフ等の人件費がほとんどである。当人件費は、リハーサルなどの準備のために4月からスケジュールを確保する必要があり、不可避的な費用であったことと、代替的にオンライン上での演劇祭も実施されていたことなどから、当初の予定通りの支払いになったことに合理性が認められる。

以上の点を踏まえて、支出内容等に問題は検出されなかったが、担当課は支出内容の確認方法を見直し、今後はイの資料を確認すべきと考える。

B-08 子どもが文化と出会う機会創出事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	令和元年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	将来にわたり持続的に芸術文化を振興し裾野を拡大していくため、子どもの頃から多様な文化に出会い、体験する機会の拡大を図る。		
事業の必要性	子どもが文化と出会う機会の充実のため必要である。		
事業対象	未就学児～高校生		
実施方法	業務委託		
実施主体	事務局		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要 <ul style="list-style-type: none"> 県内プロオーケストラによる学校、地域等訪問プログラム（アウトリーチ、部活動の指導・合同演奏等）の実施、未就学児への鑑賞機会の拡充 （公財）静岡県舞台芸術センター（以下、SPAC）による学校訪問プログラム、地域のホールで行う舞台公演への無料招待の実施 ・実施内容 <ul style="list-style-type: none"> 音楽プログラム（静岡県文化財団へ委託） 地域訪問プログラム <ul style="list-style-type: none"> 小・中・高校等を訪問して行う音楽プログラム 未就学児コンサート 県内プロオケが地域のホールで実施 演劇プログラム（SPACへ委託） 学校訪問プログラム <ul style="list-style-type: none"> 小・中・高校等で行う演劇ワークショップ等 地域のホールにおける出張公演 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名			合計
	音楽	演劇	—	
平成30年度	—	—	—	—
令和元年度	63,239	34,800	—	98,039
令和2年度	59,815	34,800	—	94,615

(3) 事業費決算額の内訳 <令和2年度>

① 財源

(単位：千円)

年度	メニュー事業名			合計
	音楽	演劇	—	
一般財源	59,815	34,800	—	94,615
合計	59,815	34,800	—	94,615

② 支出

(単位：千円)

年度	メニュー事業名			合計
	音楽	演劇	—	
委託料	59,815	34,800	—	94,615
合計	59,815	34,800	—	94,615

<内容>

本事業は、プロのアーティストらを地域の学校等に派遣し、公演やワークショップ等のプログラムを実施するものであり、委託料が事業費の全てである。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	なし				

<活動指標（補完指標含む）がない理由>

各プログラムの各年度実施件数は、学校からの応募状況により影響されるが、開始間もない事業であることから、応募件数を合理的に見込むことが難しく、現状、数値化された活動指標は設定していない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	1年間に文化・芸術の鑑賞、活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 成果指標及び活動指標の設定について

本事業の成果指標は上述のとおりであるが、これは複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。また、本事業は上述のとおり活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。直接的な成果指標及び活動指標を設定すべきである。

本事業は「子どもたちに音楽や演劇文化に直接触れる機会を作ること」を目的として各プログラムを実施していることから、成果指標としては「参加した子どもの数」とした方がより直接的であり、活動指標としては「演奏会や演劇の学校訪問・出張公演の回数」が適切と考える。

その際、例えば、以下のような工夫をすることで、本事業が目指す地域格差の平準化への取り組みが、より明確になってくるものとする。

- ・演奏会の規模別（大編成、小編成、室内楽）に回数を分ける。
- ・「静岡県へき地学校等指定基準」による指定を受けた学校と、それ以外の学校で、実施回数や参加者数を測る。

B-09 オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	平成27年度	事業終了予定	令和3年度
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	”ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	東京2020オリンピック・パラリンピックを好機とした本県の文化力の国内外への発信や、文化が社会の幅広い分野で課題解決の糸口となる等「文化が社会を支える」ことへの理解促進を目指した文化プログラムを展開する。		
事業の必要性	文化を「支える」機能の中核を担う存在として、文化プログラムの実績を検証しつつ、専門的人材、社会の様々な分野との協働、助成制度等の仕組みを活用・発展させ、文化芸術振興の専門組織であるアーツカウンシルの形成を図る。		
事業対象	文化・芸術振興あるいは文化・芸術による地域・社会課題対応に取り組む団体、グループ		
実施方法	負担金		
実施主体	静岡県文化プログラム推進委員会		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化プログラム <ul style="list-style-type: none"> プログラム推進費 文化プログラムの企画・実施等 文化プログラム広報費 WEBサイトの充実・管理、リーフレット等の作成 総合プロデューサー等活動費 総合プロデューサー等の設置等 推進委員会・事務局運営費 事務局の運営 ・アーツカウンシル設立準備経費 <ul style="list-style-type: none"> アーツカウンシルの設置及び次年度助成事業の準備 ・オペラコンクール <ul style="list-style-type: none"> 静岡国際オペラコンクール実行委員会に対する負担金 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名				合計
	文化 プログラム	アーツ カウンスル	オペラ コンクール	—	
平成30年度	114,601	—	—	—	114,601
令和元年度	176,932	—	—	—	176,932
令和02年度	143,978	10,727	40,000	—	194,706

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名				合計
	文化 プログラム	アーツ カウンスル	オペラ コンクール	—	
一般財源	143,724	10,727	40,000	—	194,451
諸収入	254	—	—	—	254
合計	143,978	10,727	40,000	—	194,706

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	文化 プログラム	アーツ カウンスル	オペラ コンクール	—	
負担金等	141,511	9,369	40,000	—	190,880
報酬	1,620	—	—	—	1,620
工事請負費	—	1,357	—	—	1,357
その他	847	—	—	—	847
合計	143,978	10,727	40,000	—	194,706

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

文化プログラム、オペラコンクールについては、実行委員会の事業実施に対する負担金等（負担金）が、事業費の大半を占める。アーツカウンスルについては、設置主体である静岡県文化財団に対する負担金等（補助金）が、事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	静岡県文化プログラム認証件数(件)	341	588	411	累計 1,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 負担金の使途について

県は、県や市町、関係団体等で構成される静岡県文化プログラム推進委員会(以下、委員会)を通じて、本県の文化力の国内外への発信や、「文化が社会を支える」ことへの理解促進を目指した文化プログラムを展開している。県の役割としては、県から文化プログラムを展開する委員会を通じて、文化プログラムを実施する各団体へ負担金による支援をしている。

今回、担当課に県が実施している負担金の使途検証方法を確認したところ、以下の回答を得た。

ア. 県は、委員会の監事による監査結果を確認している。

イ. 県は委員会の事務局を担っており、随時、各団体が実施する事業内容を確認している。

このとき、イにおいては、委員会事務局内の県担当者が、各団体による実施事業の支出内容を確認し、負担金対象経費か否かを確認しているが、今回、関連資料を閲覧したところ、以下のような領収書等があった。

プログラム	勘定科目	申請経費	領収書等から一部抜粋
地域密着A	消耗品費	48,400円	今回のお買い物で968ポイント獲得予定
地域密着B	消耗品費	960円	今回の獲得ポイント9
地域密着C	交通費	3,352円	Tポイント：基本P 15P
	交通費	4,861円	Usappy 会員ポイント 今回：39P

上記の支出内容は、協定書に明記された負担金対象経費であり、負担金の支払対象とすることについては問題ないと考えます。しかし、各団体は、それぞれ申請経費の支払いに伴うポイントを得ており、その分を考慮すると、申請経費は実費ではなく、過剰な申請をしているとも考えられる。

現協定書上、ポイントの取扱いは明示されていないため、現状の取扱いに間違いがあるというわけではないが、本来的にはポイントを除いた実費相当分を、申請経費とするのが適当ではないだろうか。

ここで担当課に確認したところ、今回のポイントが生じた要因はキャッシュレス決済を行ったこと等によるものであるが、以下の課題もあるため、早急にポイントの取扱いを決めることは難しいとのことであった。

- ・ポイントには、円換算できないものがあったり、期間限定のものがあったりするため、必ずしも、ポイント分だけ安くなるわけでもない。
- ・ポイントには、電子ポイントだけではなく紙ポイント（カードに判子を押すもの等）も想定されるため、様々なポイントの種類を整理し、公平性を担保する必要がある。
- ・申請者に、ポイントが生じない決済のみを認める方法も考えられるが、キャッシュレス決済は国や県も推進しており、ポイントが生じない決済のみを認めることは、時代にそぐわないのではないかと。

ポイントの取扱いを整理し決めるに当たって、様々な課題があることは理解できるが、他自治体の事業において、ポイントの取扱いを明示している例もある。そのため、担当課は、今後、同種の負担金事業を実施する際には、最新の動向等を踏まえて定期的に検討を行い、一度に決めることが難しいのであれば徐々にでも、具体的なポイントの取扱いを決めていくべきと考える。

B-10 静岡県舞台芸術センター事業費助成

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	平成7年度	事業終了	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	”ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	香り高い文化の創出に寄与するため、演劇、舞踊等の舞台芸術に関する創造活動等の事業を行う。		
事業の必要性	世界に通用する質の高い舞台芸術作品の創造・公演や人材育成を行うために必要である。		
事業対象	県民		
実施方法	補助金		
実施主体	公益財団法人静岡県舞台芸術センター (以下、SPAC)		
事業内容	<p>静岡県舞台芸術センター事業費助成(以下、SPAC助成)の内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造と公演 <p>静岡県の特性を活かした世界に通用する新しい舞台芸術の創造を行い、また、本県の舞台芸術を世界に向けて発信するとともに、世界の様々な文化と交流するため、国際演劇祭「ふじのくにせかい演劇祭」等の事業を行う。</p> ・人材育成事業 <p>舞台芸術の次代を担う人材の教育と育成を行うとともに、舞台芸術のすそ野を広げることを目的とし、県内中高生をSPAC公演へ無料招待する「中高生舞台芸術鑑賞事業」等の事業を行う。</p> ・舞台芸術活動の支援 <p>舞台芸術を通して、地域の生活文化を更に高め、芸術文化の活力を育むことを目的に、「SPAC県民月間」事業等の、地域に固有の舞台芸術活動への支援を行う。</p> 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名		合計
	S P A C 助成	—	
平成30年度	245,000	—	245,000
令和元年度	245,000	—	245,000
令和02年度	245,000	—	245,000

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	S P A C 助成	—	
一般財源	245,000	—	245,000
合計	245,000	—	245,000

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名		合計
	S P A C 助成	—	
負担金等	245,000	—	245,000
合計	245,000	—	245,000

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

本事業は、県の文化振興施策の推進役となるS P A Cが実施する舞台の創造と公演や、人材育成事業等に対する負担金等（助成金）が、事業費の全てである。

令和2年度のS P A Cの事業について、本事業費の補助対象と補助対象外に分類すると、以下のとおりである。

S P A C 事業費（令和2年度県当初予算調書より）

（単位：千円）

項目	内容	令和02年度 事業費	本事業 の助成
補助対象事業			
舞台芸術の創造の公演	県内・海外での公演	305,150	235,000
舞台芸術に関する人材育成	中高生舞台芸術鑑賞事業 等	92,244	
舞台芸術に関する活動支援	県民月間（提携公演）等	2,500	
法人管理		61,500	
ふじのくに≠世界演劇祭		78,916	10,000
小計		540,310	245,000
補助対象外事業費			
舞台芸術公園指定管理業務		55,000	—
子どもが文化と出会う機会 創出事業	出張公演、学校訪問	34,800	
他団体からの受託業務		28,500	
小計		118,300	
合計		658,610	245,000

（４）事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	毎年度
S P A C 助成	S P A C 公演等鑑 賞者数 (人)	50,719	43,251	21,727	45,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
S P A C 助成	1年間に文化・芸 術の鑑賞・活動を行 った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 「演劇の都」構想における本事業費の説明について

本事業は平成7年度から開始しており、その推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

年度	平成 07	平成 08	平成 09	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13
金額	41	75	439	500	500	600	500

年度	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
金額	440	390	420	390	360	340	320

年度	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
金額	300	250	250	250	250	250	250

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 02	—	累計
金額	250	215	245	245	245	—	8,315

平成7年度から令和2年度までの26年間に支出された総額は、83億円にも達している。この金額は本事業費だけの累計であり、SPACが専用利用している静岡県舞台芸術公園（以下、公園）やグランシップ内にある静岡芸術劇場の建設費や維持管理費なども合わせれば、100億円以上の金額がSPACに投じられてきたことになる。

ここで県は、SPACを「演劇の都」構想（「演劇の都」発信事業費 B-11）の核となる存在として位置づけ、SPACの活動拠点である公園の修繕・整備（舞台芸術拠点施設管理運営事業費 B-16）を検討している。しかし、「演劇の都」構想の中では、上記に示したこれまでのSPACに対する支出状況についても、公園施設の修繕費用の見通しについても、具体的な金額が説明されていなかった。

県民に対する経済的負担の情報開示は、SPACや「演劇の都」構想に対して否定的な意見に繋がるかもしれないが、財政面も含めた県民の理解を得るために、「演劇の都」構想の中でも具体的な金額で説明すべきだったと考える。「演劇の都」構想は既に策定・公表済みであり、作り直しなどの改善措置は求めないが、県民に対する情報開示を充実していくべきと考える。

② 中高生舞台芸術鑑賞事業（以下、中高生事業）の課題と対応について

中高生舞台芸術鑑賞事業は、人材育成事業の一環で実施するSPACの自主事業であり、SPACの公演を県内中高生に無償で提供するものである。具体的には、中高生向きの演目を鑑賞させるのではなく、大人が見るものと同じものを中高生に体験してもらうという趣旨から、土日に行う一般公演と同内容の演目を平日に行っている。また、地域格差を解消するために、SPACが、学校から会場までのバス代を、以下のとおり負担している。

- ・ 中学生については全額
- ・ 高校生については半額（バス1台あたり上限4万円）

ここで、中高生事業は、バス代も含めて年間約5千万円の経費がかかっており、当事業費である補助金の他に、国庫補助金や一般公演収入などからも賄われている。さらに、当事業費が5千万円減額された平成22年度以降、SPACは以下のように基本財産を取り崩して、中高生事業の事業費が賄われている。また、令和元年度には基本財産を1億円取り崩し、特定資産として「中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産」を計上して、事業費を賄おうとしている。

（単位：千円）

年度	基本財産の取崩額	事業費への流用額
平成22年度	50,000	50,000
平成23年度	80,000	80,000
平成24年度	70,000	70,000
平成25年度	180,000	35,000
平成26年度	—	30,000
平成27年度	—	—
平成28年度	—	30,000
平成29年度	—	45,000
平成30年度	—	40,000
令和元年度	(※) 100,000	—
令和02年度	—	—

※ 令和元年度は、基本財産を取り崩し、特定資産として「中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産」に1億円を組み替えている。担当課の計画資料では、令和元年度と2年度に、それぞれ30,000千円を中高生事業に流用する計画であったが、実際には他の資金で賄うことができた。

県にとっては、中高生事業は子どもに演劇文化に触れる機会を与えるという点で、「子どもが文化と出会う機会創出事業 B-08」と目的がほぼ一致する。ここで「子どもが文化と出会う機会創出事業 B-08」は、県からSPACに対する委託事業であることから、中高生事業についても、当事業費の補助対象から切り離し、教育・文化目的の委託事業として明確に予算化することが適当ではないだろうか。すなわち、県からSPACに対する委託事業として相応の鑑賞料金を支払うことで、支出の目的や金額、内容が明確になり、県民にとっても納得感のある支出になるのではないだろうか。

しかし、上記のとおり、当事業費からの補助額だけでは事業費全体を賄えていないため、委託費に切り替える場合、これまでの補助額以上の支出が必要になる。また、委託費を鑑賞料金に基づいて算定すると、もともとSPACの鑑賞料金は劇場の客席が少なく、公演経費を鑑賞料金に転嫁しきれていないため、別途赤字補填が必要になり、かえって事業に係る支出の把握が難しくなる可能性がある。さらに、委託費を公演経費の負担で算定すると、土日に行う一般公演と共通費が多く、経費との按分計算が複雑になり、かつ、恣意性が介入しやすくなり、必ずしも支出金額の明確化にはつながらない。

これらの状況を考えると、中高生事業は現状どおりの方法が、県からの支出金額を抑えながら、事業水準を維持しかつ支出内容を把握するうえでは実務的であると考え。また、新型コロナウイルス感染症の対策で県の歳出が膨らんでいる状況下で、中高生事業のような未来投資的な文化事業を維持するためには、SPACの基本財産を取り崩しながら進めるというやり方もやむを得ないと考える。

そのうえで、中高生事業に関する課題と担当課が対応すべき事項を整理すると、以下の2点になると考える。

	課題	対応すべき事項
⑦	SPACの基本財産の取崩の問題	現在の事業規模を維持していく場合、SPACの中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産及び基本資産がどのように減っていくのかをシミュレーションしておくべきと考える。
⑧	中高生事業の規模の見直し	中高生事業はSPACの自主事業ではあるが、基本財産も含めて財源は県からの拠出である。上記⑦の検討をもとに、必要に応じて、中高生事業の規模や内容の見直しを、SPACと検討・協議すべきである。

③ 中高生事業に参加する中高生について

中高生事業では、SPACが各学校からの申込受付等を行っている。その際、担当課は参加学校に偏りがでないよう、SPACに対し参加学校の地域バランスを取ることを指示し、後で報告を受けている。

担当課に詳細を確認したところ、現在、SPACから報告を受けているだけで、具体的な学校や生徒数のデータの内容確認や検証をしていなかった。これでは、担当課はSPACに対する効果的な指示ができないと考える。

今回、平成30年度から令和2年度までの直近3年間における当事業に参加した学校・生徒数のデータを、SPACから入手して集計した結果、以下のような状況が確認されたことから、今後は以下の集計結果や所見を参考に、SPACに対する指示や報告内容の見直しを検討すべきと考える。

ア. 直近3年間の当事業への参加状況

a) 学校区分別の参加した学校数とその割合

学校区分	3年間の参加回数 <学校数>				
	0回	1回	2回	3回	計
中学校	186 63.9%	67 23.0%	26 8.9%	12 4.1%	291 100.0%
高校	107 73.8%	18 12.4%	9 6.2%	11 7.6%	145 100.0%
特別支援学校	37 90.2%	4 9.8%	— 0.0%	— 0.0%	41 100.0%
合計	330 69.2%	89 18.7%	35 7.3%	23 4.8%	477 100.0%

直近3年間に参加していない学校（3年間の参加回数0回）は、中学校では63.9%、高校では73.8%、特別支援学校では90.2%を占める。

一方で、直近3年間に毎年参加している学校は（3年間の参加回数3回）、中学校で4.1%（12校）、高校で7.6%（11校）である。

b) 学校区分別の参加した生徒数とその割合

学校区分	3年間の参加回数 <生徒数>				
	0回	1回	2回	3回	計
中学校	－ 0.0%	11,739 49.6%	7,172 30.3%	4,751 20.1%	23,662 100.0%
高校	－ 0.0%	5,150 40.8%	3,245 25.7%	4,239 33.6%	12,634 100.0%
特別支援学校	－ 0.0%	66 100.0%	－ 0.0%	－ 0.0%	66 100.0%
合計	－ 0.0%	16,955 46.6%	10,417 28.6%	8,990 24.7%	36,362 100.0%

直近3年間に毎年参加している生徒数は、合計で24.7%である。これは、直近3年間に毎年参加している中学校12校、高校11校の生徒数が、直近3年間における全体参加者数の24.7%を占めることを示し、当事業に参加している学校に偏りがあると考ええる。

当事業は、まず、学校からの申込があつて、それに応える形で参加が実現するが、担当課及びSPACからの通知や、学校からの申込を待つだけではこの状況は一向に解消されないと考える。

そのため、担当課及びSPACは、参加していない学校や所管する教育委員会に対して、当事業に対する関心度や認知度などを確認しつつ、参加を呼び掛ける活動を検討すべきと考える。

イ. エリア別参加状況の比較

上記アのデータを、中学校と高校に分けて、県の東部・中部・西部の3つのエリア別に集計した。

なお、市町のエリア区分は、県のホームページの学校エリアマップに従い、以下のように区分している。

東部	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
中部	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

a) 中学校

エリア	学校数			参加した 学校数	参加した 生徒数
	全体	参加無し	参加あり		
東部	105 100.0%	63 60.0%	42 40.0%	42 40.0%	8,504 35.9%
中部	91 100.0%	57 62.6%	34 37.4%	34 32.4%	8,258 34.9%
西部	95 100.0%	66 69.5%	29 30.5%	29 26.6%	6,900 29.2%
合計	291 100.0%	186 63.9%	105 36.1%	105 100.0%	23,662 100.0%

当事業に参加した中学校数や生徒数については、上記のとおり、概ねバランスがとれていると考える。

b) 高校

エリア	学校数			参加した 学校数	参加した 生徒数
	全体	参加無し	参加あり		
東部	49 100.0%	39 79.6%	10 20.4%	10 26.3%	3,089 24.4%
中部	50 100.0%	26 52.0%	24 48.0%	24 63.2%	7,653 60.6%
西部	46 100.0%	42 91.3%	4 8.7%	4 10.5%	1,892 15.0%
合計	145 100.0%	107 73.8%	38 26.2%	38 100.0%	12,634 100.0%

当事業に参加した高校数や生徒数については、上記のとおり、中部の割合が高めであり、とくに西部は中部と比較すると、高校数は6分の1以下、生徒数は4分の1以下となっており、大きな偏りがあると言わざるを得ない。とくに西部は、3年間に1回でも参加したことがある高校が4校しかなく、当事業に対する関心度・認知度が低いことが懸念される。

担当課は、当事業に対する関心度、認知度、交通費負担の障壁（中学生は全額負担であるが、高校生は半額補助にとどまる）等について調査・確認を行い、エリア格差の解消を検討すべきと考える。

ウ. 参加生徒数のカバー率（公立学校に限る）

県のホームページに掲載されている「令和3年度静岡県学校名簿」から、県内の公立の中学校・高校の生徒数から当事業への参加カバー率を集計した。

- ・私立学校については、生徒数が不明のため、省略した。
- ・カバー率は以下の計算で算出している。

$$\text{カバー率} = \frac{\text{直近3年間の参加生徒数}}{\text{令和3年度の学校データの生徒数} \times 3}$$

a) 公立中学校

エリア	全体	参加なし	参加あり		エリアの割合
	学校数	学校数	学校数	—	
	生徒数	割合	生徒数	カバー率	
東部	100	59	41	—	39.4%
	29,731	59.0%	8,344	9.4%	
中部	77	50	27	—	31.1%
	27,301	64.9%	6,596	8.1%	
西部	86	61	25	—	29.4%
	36,005	70.9%	6,235	5.8%	
合計	263	170	93	—	100.0%
	93,037	64.6%	21,175	7.6%	

カバー率で比較すると、東部のカバー率が最も高く、かなり熱心に参加していることがわかる。

b) 公立高校

エリア	全体	参加なし	参加あり		エリアの割合
	学校数	学校数	学校数	カバー率	
	生徒数	割合	生徒数		
東部	35 17,859	31 88.6%	4 1,209	2.3%	12.7%
中部	27 18,865	10 37.0%	17 6,721	11.9%	70.4%
西部	33 24,620	30 90.9%	3 1,617	2.2%	16.9%
合計	95 61,344	71 74.7%	24 9,547	5.2%	100.0%

カバー率で比較すると、中部のカバー率が極端に高く、かなり偏っていることがわかる。

担当課は、私立高校も含めた生徒数だけで単純にエリア比較をするのではなく、できるだけ平等な機会を提供すべき公立高校について、エリア格差の是正を図るように、教育委員会等に働きかけるなどの取り組みを見直すべきと考える。

エ. 市町別の中学校参加状況（市町・組合立中学校）

市町・組合立中学校が、中学校総数の 88.7%を占めているため、市町・組合立中学校の生徒数から当事業への参加カバー率を、市町別に集計した。（下表は生徒のカバー率の大きい順に並べ、政令市を除く生徒数が 2,000 人以上の市町にマーカーをつけている）

市町	学校数	生徒数	参加学校数	延加生徒数	学校カバー率	生徒カバー率
南伊豆町	2	170	2	187	100.0%	36.7%
下田市	4	415	4	283	100.0%	22.7%
松崎町	1	112	1	76	100.0%	22.6%
三島市	7	2,850	7	1,485	100.0%	17.4%
裾野市	5	1,380	3	602	60.0%	14.5%
富士市	16	6,598	8	2,763	50.0%	14.0%

市町	学校数	生徒数	参加 学校数	延加 生徒数	学校 カバー率	生徒 カバー率
島田市	6	2,454	2	944	33.3%	12.8%
焼津市	9	3,508	6	1,287	66.7%	12.2%
河津町	1	175	1	59	100.0%	11.2%
富士宮市	13	3,519	7	1,181	53.8%	11.2%
静岡市	43	14,696	16	3,778	37.2%	8.6%
菊川市	3	1,282	1	322	33.3%	8.4%
御殿場市	6	2,493	1	583	16.7%	7.8%
袋井市	4	2,653	1	560	25.0%	7.0%
沼津市	18	4,527	3	950	16.7%	7.0%
浜松市	49	20,630	17	4,119	34.7%	6.7%
磐田市	10	4,543	4	867	40.0%	6.4%
東伊豆町	2	198	1	33	50.0%	5.6%
掛川市	9	3,237	2	367	22.2%	3.8%
藤枝市	10	3,623	2	249	20.0%	2.3%
伊東市	5	1,378	1	85	20.0%	2.1%
伊豆市	3	539	1	32	33.3%	2.0%
熱海市	4	486	1	25	25.0%	1.7%
伊豆の国市	3	1,213	0	0	0.0%	0.0%
御前崎市	2	894	0	0	0.0%	0.0%
湖西市	5	1,516	0	0	0.0%	0.0%
小山町	3	438	0	0	0.0%	0.0%
森町	2	450	0	0	0.0%	0.0%
吉田町	1	815	0	0	0.0%	0.0%
清水町	2	889	0	0	0.0%	0.0%
西伊豆町	1	123	0	0	0.0%	0.0%
川根本町	2	92	0	0	0.0%	0.0%
長泉町	2	1,334	0	0	0.0%	0.0%
函南町	2	894	0	0	0.0%	0.0%
牧之原市	3	1,027	0	0	0.0%	0.0%
合計	258	91,151	92	20,837	35.7%	7.6%

市町別に当事業への参加状況を集計すると、生徒のカバー率にかなり格差がある。

ここで、市町によって学校数や生徒数の規模が大きく異なり、規模の小さい市町では1回の参加で大きくカバー率も変わってしまうので、単純な比較はできない。しかし、例えば、政令市を除く生徒数2,000人以上の市町にマーカーを付けてみると、エリアに関係なく、市町の格差が見えてくる。

そのため、担当課は、参加率の低い市町の教育委員会への働きかけなども検討すべきと考える。

B-11 「演劇の都」発信事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課												
事業開始	令和2年度	事業終了予定	—										
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）													
・政策	”ふじのくに”の魅力の向上と発信												
・政策の柱	文化芸術の振興												
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興												
事業目的	世界クラスの文化資源であるSPACを中核に、その資源を最大限活用した人材の育成や、観光・交流の拡大、演劇活動の活発化等を進めることで、世界に誇れる本県発の「演劇の都」づくりを通じた感性豊かな地域社会の形成を図る。												
事業の必要性	SPACの成果や資源を県民に還元していくとともに、都の拠点としての舞台芸術公園の利活用を進めるためには、第5期(令和4～7年度)ふじのくに文化振興基本計画の核となる「演劇の都」構想に基づいた施策推進が必要となる。												
事業対象	県民												
実施方法	直接実施												
実施主体	県												
事業内容	<p>「演劇の都」構想（令和3年7月策定）に基づいた事業を推進する。</p> <p>（「演劇の都」構想概要）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPACの躍進</td> <td>・鑑賞者数の増加と多様化を目指す 企画の実施と広報強化</td> </tr> <tr> <td>県内舞台芸術の振興</td> <td>・演劇団体のネットワーク構築 ・SPACによるノウハウの支援</td> </tr> <tr> <td>次世代の人材育成と風土の醸成</td> <td>・SPAC演劇アカデミー ・学校教育への教育ツールの提供等</td> </tr> <tr> <td>「演劇の都」の拠点づくり</td> <td>・SPACを活用した公園利用拡充 ・県民利用も踏まえた園内環境整備</td> </tr> </tbody> </table>			項目	内容	SPACの躍進	・鑑賞者数の増加と多様化を目指す 企画の実施と広報強化	県内舞台芸術の振興	・演劇団体のネットワーク構築 ・SPACによるノウハウの支援	次世代の人材育成と風土の醸成	・SPAC演劇アカデミー ・学校教育への教育ツールの提供等	「演劇の都」の拠点づくり	・SPACを活用した公園利用拡充 ・県民利用も踏まえた園内環境整備
項目	内容												
SPACの躍進	・鑑賞者数の増加と多様化を目指す 企画の実施と広報強化												
県内舞台芸術の振興	・演劇団体のネットワーク構築 ・SPACによるノウハウの支援												
次世代の人材育成と風土の醸成	・SPAC演劇アカデミー ・学校教育への教育ツールの提供等												
「演劇の都」の拠点づくり	・SPACを活用した公園利用拡充 ・県民利用も踏まえた園内環境整備												

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名		合計
	演劇の都	—	
平成30年度	-	-	-
令和元年度	-	-	-
令和2年度	9,410	-	9,410

(3) 事業費決算額の内訳 <令和2年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	演劇の都	—	
一般財源	9,410	-	9,410
合計	9,410	--	9,410

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	演劇の都	—	
委託料	9,164	-	9,164
その他	246	-	246
合計	9,410	-	9,410

<内容>

本事業では、今後の事業展開の指針となる「演劇の都」構想を策定するための基礎調査を主に実施しており、委託料が事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	S P A C公演等鑑 賞者数(人)	50,719	43,251	21,727	45,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	1年間に文化・芸 術の鑑賞・活動を 行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

B-12 文化関係団体助成

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	昭和 45 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	県民の文化活動を支援するとともに、県内各文化団体の発展とその連携を図り、県民文化の向上に寄与する。		
事業の必要性	静岡県文化協会は、県民の芸術文化振興のため、静岡県とともに「ふじのくに芸術祭」を開催するなど、美術、文学、舞台芸術、音楽、生活文化等、それぞれの芸術分野の活性化を図り、県民の心の潤いに貢献している。しかしながら、会員・特別会員による自主財源は脆弱であり、十分な文化振興を図るために、県の財政支援が必要である。		
事業対象	静岡県文化協会		
実施方法	補助金		
実施主体	県		
事業内容	社会教育関係団体事業費補助金交付要綱に基づき、静岡県文化協会へ補助金を交付する。		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名		合計
	補助金	—	
平成30年度	3,940	—	3,940
令和元年度	3,940	—	3,940
令和02年度	3,940	—	3,940

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	補助金	—	
一般財源	3,940	—	3,940
合計	3,940	—	3,940

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名		合計
	補助金	—	
負担金等	3,940	—	3,940
合計	3,940	—	3,940

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

本事業は、静岡県文化協会の事業実施に対する負担金等（補助金）が、事業費の全てである。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	毎年度
補助金	ふじのくに芸術祭 参加応募者数(人)	12,941	12,810	11,872	12,800

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
補助金	1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 補助金算定根拠の明確化について

県は、上述した事業目的を達成するために、昭和 45 年度から静岡県文化協会（以下、協会）に対して、補助金を交付している。直近 5 年間の補助金推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	協会の予算額	予算額のうち、補助対象事業分	
		県からの補助金	協会の自己財源
平成 28 年度	11,267	3,940	4,277
平成 29 年度	11,218	3,940	4,277
平成 30 年度	14,295	3,940	6,400
令和元年度	14,378	3,940	6,823
令和 02 年度	14,378	3,940	6,766

補助金予算については、毎年、協会が希望する補助金額を確認したうえで、県が書類審査等により、申請内容を吟味した上で確定している。近年においては、協会の業務内容や規模等に大きな変化がないことから、平成 13 年度以降、3,940 千円のまま推移している。

今回、担当課に補助金の算定根拠を確認したところ、協会の収支状況については毎年注視して分析しているものの、具体的な算定根拠や平成 13 年度に 3,940 千円へ変更した過程等について、明記された文書等は残っていないとのことであった。

これでは、補助金の継続性や妥当性等についての具体的な判断基準がなく、合理的な見直しができないと考える。とくに県担当者が定期的に交代する現状を考慮すると、判断基準を文書等で明記する必要性は高いと考える。

そのため、担当課は、例年の業務内容・規模に大きな変動がない場合であっても、補助金の算定根拠を明確化したうえで、補助金の継続性や妥当性を毎年吟味して、県民に説明できるような記録を残すべきと考える。

B-13 グランシップ特定天井対策事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	平成 29 年度	事業終了予定	令和 3 年度
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	既存不適格となっているグランシップの特定天井を現行法に適合させることにより、県民にとって安全・安心な施設となるよう改修する。		
事業の必要性	安全性の確保高さ 6 m 超の位置から天井が落下した場合の衝撃は人命を損なう可能性があり危険である。グランシップは広く県民の利用する施設であり、耐震性の強化を行う必要がある。		
事業対象	グランシップ		
実施方法	業務委託、工事請負		
実施主体	県		
事業内容	<p>グランシップの特定天井 9 箇所の耐震対策工事を行う。</p> <p>対策箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メインエントランスホール ・中ホール客席 ・中ホールホワイエ ・大ホール北側ホワイエ ・大ホール南側ホワイエ ・3階ロビー ・交流ホール ・会議ホール ・静岡芸術劇場ホワイエ 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名		合計
	特定天井	—	
平成30年度	45,360	—	45,360
令和元年度	—	—	—
令和2年度	486,763	—	486,763

(3) 事業費決算額の内訳 <令和2年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	特定天井	—	
県債	420,000	—	420,000
国庫支出金	54,998	—	54,998
一般財源	11,765	—	11,765
合計	486,763	—	486,763

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	特定天井	—	
工事請負費	470,863	—	470,863
委託料	15,900	—	15,900
合計	486,763	—	486,763

<内容>

本事業は、令和2年度から令和3年度にかけて実施する工事及び工事監理委託を実施するものであり、工事請負費が事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
特定天井	グランシップ年間 来客者数(人)	590,327	635,805	39,417	700,000
	グランシップ企画 事業入場者数(人)	133,956	122,851	※	130,000

※ オンライン参加者も含めた人数は117,862人(令和元年度以前と同じく、実入場者数のみでカウントすると6,869人)

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
特定天井	1年間に文化・芸術の鑑賞、活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%
	県内文化施設(概ね300人以上の公立ホール)利用者数(人)	7,248,530	6,647,599	2,015,531	7,700,000

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 活動指標の設定について

本事業の活動指標は上述のとおりであるが、これは本事業による工事の他、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものである。そのため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、それだけでは活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。

本事業は、地震・津波対策アクションプログラムにおいて、「県有建築物等の吊り天井脱落防止対策の推進」として、令和4年度までに対策を行うことを目標としている。具体的にグランシップについては、上述の9か所にかかる特定天井対策工事が対象であり、平成30年度に設計、令和2年度から全館休館中に工事を実施する計画となっている。

県としては、毎年、計画に基づいた設計及び工事を実施できたか否かが重要であり、活動指標としては「計画の進捗率」等がより適切と考える。また、仮に活動指標を変えた場合、令和2年度においては、当初計画どおりに工事が実施できており問題ないと考える。

② 予算決算の差異について

本事業における工事請負費の当初予算、補正予算、決算は以下のとおりである。

工事請負費	工事開始年度 令和02年度	工事終了年度 令和03年度
当初予算	486,138千円	447,535千円
6月補正	595,638千円	518,000千円
2月補正	554,666千円	518,000千円
決算	486,763千円	—

※ 予算の一部は、グランシップ修繕事業費に事業間流用している。

令和2年度の6月補正と当初予算は、+109,500千円、+22.5%の乖離があり、大きく変動している。これは、当初予算で令和元年度に2回入札を行ったところ、入札額が予定価格を大きく上回り不調（不落）となったことに対応して、予算を増額したためである。

担当課（文化政策課及び建築工事課）に不調（不落）の原因を確認したところ、工事が一時期に集中する工程であった点、資材搬入経路が複雑で長い点などが、積算に十分に反映できていなかったことが主因と分析しているとのことである。

県としても、以下の対応に努めたものの、結果的に3回目の入札で落札となった。

- ・ 1回目の入札から、入札参加者の積算精度を向上させ不調不落を防止するために、工事の入札時に工事費の積算において、県が参考とした業者を公表した。
- ・ 2回目の入札時から、制限を緩和（対象を「静岡土木管内に主たる営業所がある」から「県内に営業所がある」へ変更）した。

結果として、当初予算と決算は、+625千円、+0.1%の乖離であったものの、2回不調（不落）となり、3回目の入札も低入札のため価格調査対象となったことから、事務手続に多大な労力がかかることとなった。

入札については、景気や業界の動向などの外部要因だけでなく、対象工事の難易度や特殊性などの内部要因も含めて様々な要素が絡むことから、不調となってもやむを得ない面もあると考える。また、談合防止といった入札の公平性の観点からも、情報開示に制約を設けるのも必要である。

しかし、事務手続の効率性から、担当課は、今後、同様の事態が発生しないよう、対象工事の難易度や特殊性を勘案して、事業者が適切な入札価格を算定するために適切な情報提供を実施することが望ましいと考える。

B-14 グランシップ管理運営事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	平成10年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	グランシップの維持管理及び運営を行う。		
事業の必要性	グランシップの管理運営を通じて、県施策の達成に寄与するため必要な経費である。		
事業対象	グランシップ		
実施方法	指定管理		
実施主体	(公財) 静岡県文化財団		
事業内容	<p>グランシップの利活用の促進を図るため、自主企画事業、情報提供事業及び施設の維持管理事業を、指定管理者である(公財)静岡県文化財団に委託した。</p> <p>主たる事業内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理事業（以下、維持管理） 指定管理者である(公財)静岡県文化財団に委託し、グランシップの施設維持管理業務及び施設稼働率向上のための広報、営業活動業務等を行っている。 ・グランシップ企画事業（以下、企画） 質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供する招聘事業及び静岡から情報発信するオリジナル事業を実施するとともに、翌年度以降の事業企画と準備を行っている。 ・キャンセル料補填（以下、補填） 令和2年2月21日から3月31日及び4月1日から5月15日において、通常は指定管理者が徴収する利用料金を、県からの要請に応じ還付したキャンセル料に対する補填である。 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名				合計
	維持管理	企画	補填	—	
平成30年度	724,099	160,373	—	—	884,472
令和元年度	734,041	164,459	—	—	898,500
令和02年度	709,490	141,910	28,712	—	880,112

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	維持管理	企画	補填	—	
一般財源	708,910	141,910	28,712	—	879,532
使用料等	580	—	—	—	580
合計	709,490	141,910	28,712	—	880,112

※ 節項目のうち、使用料等は使用料及び手数料を示す。

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	維持管理	企画	補填	—	
給料	154,480	5,724	—	—	160,204
委託料	461,816	58,383	—	—	520,199
広告宣伝費	87	20,888	—	—	20,975
負担金等	444	10,388	—	—	10,832
需用費	86,855	—	—	—	86,855
キャンセル料	—	—	28,712	—	28,712
その他	5,805	46,527	—	—	52,335
合計	709,490	141,910	28,712	—	880,112

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

維持管理では施設に関する管理委託業務等、企画では催事に関する委託契約と、いずれも委託料が事業費の多くを占める。補填は、通常は指定管理者が徴収する利用料金を、県からの要請に応じ還付したことについての補填であり、キャンセル料が事業費の全てである。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
維持管理	グランシップ年間 来客者数(人)	590,327	635,805	39,417	700,000
企画	グランシップ企画 事業入場者数(人)	133,956	122,851	※	130,000
補填	なし				

※ オンライン参加者も含めた人数は117,862人(令和元年度以前と同じく、実入場者数のみでカウントすると6,869人)

<活動指標(補完指標含む)がない理由>

補填は令和2年度の特例対応であり、活動指標を設定していない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
維持管理	県内文化施設(概 ね300人以上の公 立ホール)利用者 数(人)	7,248,530	6,647,599	2,015,531	7,700,000
企画	1年間に文化・芸 術の鑑賞、活動を 行った人(割合)	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%
補填	なし				

<成果指標(補完指標含む)がない理由>

活動指標(補完指標含む)がない理由と同じ。

2 施設の概要

(1) 概要

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(2) 利用者推移

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(3) 維持管理

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(4) 備品管理

① 管理方法

県の財務会計システムに、備品情報（物品名、価格、数、場所等）を登録し、同システム上にある物品台帳一覧表を用いて、備品管理している。

② 確認方法

グランシップにある県の備品は全て指定管理者に貸付けており、指定管理者が、静岡県財産規則 111 条及び「貸付物品の適正な管理について」（平成 16 年 1 月 13 日付け集用第 97 号出納局集中事務総室長通知）に基づき、毎年 2 月に現物確認を実施し、県へ報告している。

具体的な確認方法は、備品ごとに貼ってある物品シールと、物品台帳一覧表の突合による。不要となった備品については、県の財務会計システムへリサイクル物品の登録及び全庁掲示板へ不要備品として掲載し、引き取れない場合は、処分している。

3 監査結果

(1) 指摘

① 備品の管理について

グランシップは、備品購入後、財務会計システムに基本情報を登録し、登録後に打ち出される物品シールを備品に貼って、備品管理をしている。

今回、備品と財務会計システムから打ち出された物品台帳一覧表を突合したところ、物品台帳 No, 510 ノートパソコン 27 台に、物品シールが貼られていなかった。担当者に理由を確認したところ、物品シールは保管用の箱に貼付しており、パソコン本体には物品シールとは別に管理番号を採番し、その番号をパソコンに貼付しているためであった。

物品シールによる備品管理を適切に実施するために、毎年 2 月に実施する現物確認においては、備品そのものを確認するだけでなく、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。

(2) 意見

① 活動指標の設定について

本事業の活動指標として「グランシップ企画事業入場者数」があり、直近の推移は以下のとおりである。

年度	グランシップ企画事業入場者数			
	目標値 (人)	実績値 (人)	差異 (人)	差異率 (%)
平成 28 年度	130,000	127,007	△2,993	△2.3
平成 29 年度	130,000	138,134	8,134	6.3
平成 30 年度	130,000	133,956	3,956	3.0
令和元年度	130,000	122,851	△7,149	△5.5
令和 02 年度	130,000	117,832 (6,869)	△12,168 (△123,131)	△9.4 (△94.7)

※ 令和 02 年度は、オンライン参加者も含めた人数は 117,862 人 (令和元年度以前と同じく、実入場者数のみでカウントすると 6,869 人)

活動指標の目標値は、平成 28 年度に、平成 24～27 年度の実績などを考慮して設定し、令和 3 年度までに達成することを目指している。直近実績をみると、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり目標達成していないが、計画 2 年目の平成 29 年度において目標を達成している状況にある。

現状の活動指標の目標値は著しく低いものとはいえないが、目標達成のために事業活動の評価や見直しを、効果的かつ効率的するためにも、目標値の設定は容易に達成できる水準にするのは望ましくないと考える。また、現状の活動指標は単年度の目標値であることから、指定管理者が、短期的志向から入場者数が見込みやすい企画事業を優先し、企画事業の内容に偏りが発生する可能性がある。

中長期的視野に立った企画事業の立案を促すためにも、活動指標の設定は単年度ベースではなく、累計ベース（指定管理期間）にすることも一案と考える。

② グランシップの収支について

グランシップに係る直近の収支、及び、中期修繕計画、長期修繕計画に基づく今後の修繕費見込は、以下のとおりである。

<直近の収支>

(単位：千円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 02 年度	
		決算	当初予算	当初予算	
管理運営	支出	管理委託費等	955,571	972,936	829,943
	収入	利用料金収入等	234,274	238,895	120,453
	指定管理料 (a)		724,099	734,041	709,490
企画事業	支出	企画事業費	248,118	266,546	230,000
	収入	企画事業収入	95,811	102,087	88,090
	指定管理料 (b)		160,373	164,459	141,910
修繕工事・備品更新 (c)		86,843	88,400	362,546	
合計 (a + b + c)		971,315	986,900	1,213,946	

<中期修繕計画 (令和 02 年度末時点) >

(単位：千円)

令和 03 年度	令和 04 年度	令和 05 年度	令和 06 年度	令和 07 年度
450,459	640,131	748,084	853,548	757,928

<長期修繕計画 (令和 02 年度末時点) >

(単位：千円)

令和 8 年度～令和 31 年度
24,205,100

グランシップは、利用者負担分である利用料金収入は横ばいであり、新型コロナウイルス感染症の影響もあって今後の大幅な増加を見込みづらい状況にあるが、築年数の増加に伴い、施設を維持するための修繕費の増加が見込まれるため、今後も継続して利用料収入の維持・向上を図っていくべきと考える。

ここで利用料収入の構成は、数量×単価であることから、利用料収入を増加させるためには、ア.数量のアップ、イ.単価のアップのいずれか、又は両方を実現させる必要がある。

ア. 数量のアップ

主要施設の稼働状況は以下のとおりであり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除いて、全体の稼働率は高い水準にある。

(単位：%)

施設	稼働率				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和02年度
大ホール	82.0	78.7	81.3	79.1	20.8
中ホール	85.3	81.2	87.1	79.7	16.5
交流ホール	78.6	78.5	84.5	76.2	18.0
会議ホール	76.5	74.9	82.4	74.1	13.5
展示ギャラリー	82.9	84.0	83.6	77.9	27.3
施設全体	83.8	82.6	84.6	78.2	31.4

しかし、各施設の稼働率を、施設別月別利用率報告書を基にコマ別（午前、午後、夜間）で見ると、以下のように、全ての稼働率が高いわけではなく、33%を切る施設もある。

(単位：%)

施設	区分	稼働率		
		平成30年度	令和元年度	令和02年度
906 会議室	夜間	31.7	29.4	10.0
907 会議室	夜間	32.4	32.4	15.7
909 会議室	夜間	37.0	32.0	6.7
910 会議室	夜間	40.4	31.8	12.3
1201 会議室	夜間	30.9	30.2	7.4
1202 会議室	夜間	21.4	24.0	7.4
映像ホール	午前	23.9	29.7	11.4
映像ホール	夜間	18.2	24.3	5.2

上記から、会議室と映像ホールの稼働率が低くなっているが、担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

会議室 : 会議室は、法人利用のお客が多いことから、平日夜や、土日祝日の稼働率が低い。
 映像ホール : 映像ホールは、動線の関係で、お客様の使い勝手が良くないため、全体的に稼働率が低い。

利用料収入の構成要素である数量アップのためには、各施設の稼働率を高めることが重要であり、そのための施策の実効性を高めるためにも、グランシップは、各施設のコマ別目標管理を実施すべきと考える。令和2年度にシステム改修を行い、過去も含めて施設ごとのコマ別での実績を把握することができるようになったことから、施設ごとの稼働率の目標値を設定して、稼働率向上のための管理を実施していくことが望ましいと考える。

イ. 単価のアップ

グランシップの稼働率が高い水準にある理由として、利用料金が安いことが考えられる。静岡市内の他施設との料金比較は、以下のとおりである。

<ホールの料金比較>

施設名	貸館内容	料金	
		午前～午後 (9:00～17:00)	半日 (9:00～13:00) (13:00～17:00)
グランシップ	大ホール (料金表 A 平日) ステージ 560 m ² アリーナ 1,720 m ²	147,600 円	午前 59,000 円 午後 88,600 円
ツインメッセ静岡 (静岡市の施設)	1F 大展示場全面 5,000 m ²	759,000 円	385,000 円
	1F 大展示場 1/2 2,500 m ²	407,000 円	209,000 円

<会議室の料金比較>

施設名	貸館内容	料金		
		午前	午後	夜間
グランシップ	会議室 901 (料金表 A) 定員 30 名	2,600 円	3,400 円	3,400 円
あざれあ (県の施設)	4 階第 1 会議室 定員 28 名	3,200 円	4,300 円	3,700 円
静岡労政会館 (県の施設)	第 2 会議室 (一般団体) 定員 30 名	3,040 円	3,980 円	3,510 円
レイアップ (民間施設)	6 F6-E (平日) 定員 31 名	12,870 円	16,170 円	14,520 円

グランシップと自治体施設（県又は静岡市の所有）の料金比較では、地理的要因も考慮すると、価格差は妥当なものと考えられる。一方、グランシップと民間施設との料金比較では、ホール、会議室ともに、グランシップの利用料金が相当程度安い水準にある。

グランシップは自治体施設であり、誰でも比較的安価に施設を利用できるようにすることで、条例に定める施設の設置目的に合わせた利用が促進され、施設があることの利益が県民に還元されるよう、利用料金を安く提供することに意義があるのは理解できる。しかし、施設を維持するための支出が今後も相当程度必要とされる中、現状の利用料収入ではこれらを十分賄えないことは明らかであり、現状の利用料金を据え置き続けることにも限界があると考えられる。

施設を維持するための支出は、利用者が負担するのが当然であり、利用者から相応の料金を徴収したうえで、それでも不足する分を県税で補填するのが適当と考える。そのため、グランシップは、施設ごとの稼働率が目標を達成した場合など目安を作って、利用料金の値上げを検討することが望ましいと考える。

③ 備品の設置場所について

グランシップは、上述のとおり物品台帳一覧表を用いて、備品管理している。

今回、物品台帳一覧表を閲覧したところ、登録されている備品等 523 件のうち、設置場所が空欄の備品が 58 件見受けられた。担当者に空欄の理由を確認したところ、各施設から持ち出すことが想定されない備品で、設置場所が自明であることから記載していないとのことであった。

設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上望ましくないと考える。そのため、グランシップは、毎年 2 月頃に実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。

④ 貸与物品の取扱いについて

グランシップの運営に必要な備品については、すべて県の所有物であり、県から指定管理者へ貸与している。そのため、指定管理者は毎年 2 月頃、各施設にあるすべての物品や備品を実施し、県へ報告している。

今回、備品リストを閲覧したところ、備品と消耗品に区分されており、消耗品は平成 10 年度から平成 24 年度にかけて県が取得したもので、取得金額の合計は 264,542,915 円であった。ここで本来、備品については、県が購入後に指定管理者へ貸与するが、消耗品については、指定管理者が購入するため指定管理料に含まれるものであることから、貸与備品のみが生じるはずである。

担当者に確認したところ、従来、県は取得価額 3 万円以上を備品として計上していたが、平成 24 年 10 月 1 日から、取得価額 10 万円以上を備品に計上することになったためとのことであった。すなわち、平成 24 年 9 月 30 日以前に取得した 3 万円以上 10 万円未満の備品については、平成 24 年 10 月 1 日以降、県の備品ではなく消耗品として取扱うことになり、その分については、指定管理者に消耗品として貸与（貸与消耗品）することになった。

今後、貸与消耗品については、備品と同じく買替の必要が生じるものと考えられるが、現状、県が継続して消耗品を購入し指定管理者に貸与するか、他の消耗品と同じく指定管理者が購入するか、明確に決まっていない状況である。これでは、県又は指定管理者の予算都合等によっては、必要な消耗品を適時に調達できない可能性があり、結果的にグランシップの管理運営に支障が生じる可能性がある。そのため、貸与消耗品の買替について、県はどちらが負担するかを整理し、必要に応じて予算措置を検討すべきと考える。

B-15 グランシップ修繕事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	平成 29 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	グランシップの施設の保全のため、建物及び設備機器の修繕を行う。		
事業の必要性	グランシップ建設後 20 年を越えて更新すべき部位部材・設備機器が増えてきており、更新費用も極めて大きいため、計画的に修繕することが重要である。		
事業対象	グランシップ		
実施方法	業務委託、工事請負		
実施主体	県		
事業内容	劣化診断において 5 年以内に修繕が必要とされたものについて、計画的に設計や工事等を実施する。 事業内容 ・設計業務委託 ・工事請負契約 ・備品購入		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名		合計
	修繕	—	
平成 30 年度	86,843	—	86,843
令和元年度	73,743	—	73,743
令和 02 年度	309,238	—	309,238

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	修繕	—	
県債	306,000	—	306,000
一般財源	3,238	—	3,238
合計	309,238	—	309,238

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	修繕	—	
工事請負費	304,147	—	304,147
備品購入費	2,500	—	2,500
委託料	2,291	—	2,291
その他	300	—	300
合計	309,238	—	309,238

<内容>

本事業は、主にグランシップの修繕工事を実施するものであり、工事請負費が事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
修繕	グランシップ年間 来客者数(人)	590,327	635,805	39,417	700,000
	グランシップ企画 事業入場者数(人)	133,956	122,851	※	130,000

※ オンライン参加者も含めた人数は117,862人(令和元年度以前と同じく、実入場者数のみでカウントすると6,869人)

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
修繕	1年間に文化・芸術の鑑賞、活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%
	県内文化施設（概ね300人以上の公立ホール）利用者数（人）	7,248,530	6,647,599	2,015,531	7,700,000

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 活動指標の設定について

本事業の活動指標は上述のとおりであるが、これは本事業による修繕の他、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものである。そのため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、それだけでは活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。

本事業は中期維持保全計画に基づいた修繕工事及びその設計であり、毎年、計画に基づいた修繕を実施することを目的としていることから、計画どおりに修繕が実施できたか否かが重要と考える。そのため、活動指標としては「中期維持保全計画の進捗率」等がより適当と考える。また、仮に活動指標を変えた場合、令和2年度においては、当初計画どおりに修繕が実施できており問題ないと考える。

B-16 舞台芸術拠点施設管理運営事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	平成9年度	事業終了	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	”ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与する。		
事業の必要性	「演劇の都」の拠点施設として、SPACの安定した活動を支え、世界レベルの舞台芸術の創造と公演を実現し、県民が演劇に親しむためには、公園施設の適切な維持管理が不可欠である。		
事業対象	県民、舞台芸術公園		
実施方法	直接実施、指定管理		
実施主体	県、指定管理者		
事業内容	静岡県舞台芸術公園の維持管理を行っており、主たる事業内容は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理 安全面、衛生面、機能面の確保と管理 日常及び定期的な施設点検と補修、保守管理 ・県執行 大規模修繕 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名			合計
	指定管理	県執行	—	
平成30年度	54,500	3,202	—	57,702
令和元年度	55,000	11,240	—	66,240
令和02年度	55,000	5,588	—	60,588

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名			合計
	指定管理	県執行	—	
一般財源	55,000	5,588	—	60,588
合計	55,000	5,588	—	60,588

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名			合計
	指定管理	県執行	—	
委託料	55,000	523	—	55,523
工事請負費	—	5,065	—	5,065
合計	55,000	5,588	—	60,588

<内容>

本事業は、主として舞台芸術公園の維持管理と修繕を行うものであり、公園管理のための委託料（指定管理料含む）が事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	毎年度
全事業	S P A C 公演等鑑賞者数 (人)	50,719	43,251	21,727	45,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 施設の概要

(1) 概要

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(2) 利用者推移

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(3) 維持管理

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(4) 備品管理

① 管理方法

県の財務会計システムに、備品情報（物品名、価格、数、場所等）を登録し、同システム上にある物品台帳一覧表を用いて、備品管理している。

② 確認方法

舞台芸術公園にある県の備品は全て指定管理者に貸付けており、指定管理者が、静岡県財産規則 111 条及び「貸付物品の適正な管理について」（平成 16 年 1 月 13 日付け集用第 97 号出納局集中事務総室長通知）に基づき、毎年 3 月頃に現物確認を実施し、県へ報告している。

具体的な確認方法は、備品ごとに貼ってある物品シールと、物品台帳一覧表の突合による。不要となった備品については、県の財務会計システムへリサイクル物品の登録及び全庁掲示板へ不要備品として掲載し、引き取れない場合は、処分している。

3 監査結果

(1) 指摘

① 貸付物品の現物確認不実施について

県は、静岡県舞台芸術公園（以下、公園）の物品を公益財団法人静岡県舞台芸術センター（以下、SPAC）の事業に供するため、無償貸与している。

令和2年度期首時点における貸付物品の内訳は以下のとおりである。

貸付物品の内訳	件数	取得価額
備品（10万円以上）	303件	131,307千円
消耗品（10万円未満）	2,403件	65,283千円
計	2,706件	196,591千円

ここで、静岡県財産規則第16条では、備品実物と物品台帳一覧表を突合して、毎年度末の物品現在高報告書を作成することを求めている。そのため、担当課はSPACに対し、年度末に貸付物品の定期点検報告を要請し、同報告を用いて物品現在高報告書を作成している。

今回の施設往査で、SPACに定期点検方法を確認したところ、修繕や交換、廃棄、追加取得が行われた貸与物品は現物確認をしているが、動きがない貸与物品は、とくに現物確認をしていないとの回答があった。このままでは、物品台帳一覧表に載っている備品が、実際にすべて使用可能な状況で存在しているのかどうか、わからない状況にある。

これでは、県税で購入した備品を適切に管理することを目的とした、静岡県財産規則第16条の趣旨を十分に満たしていないと考える。そのため、公園はSPACに対して、動きがない貸与物品についても定期的に現物確認を行い、その結果を報告することを求めるべきである。

(2) 意見

① 「物品返納書（貸付物品のうち消耗品）」の受領について

貸付物品については、毎年、以下の手続きを踏んでいる。

- | | |
|------|------------------------------------|
| ・4月 | 担当課とSPACで、物品明細付きの使用貸借契約書を締結 |
| ・3月末 | 担当課が貸付物品リストを添付した物品返納書を作成して、SPACに送付 |
| ・同月末 | SPACは物品返納書にサインして、担当課に送付 |

令和2年度の同手続きに関連するファイルを開覧したところ、物品返納書は備品分のみがファイルされていて、消耗品分はファイルされていなかった。

この点について、担当課からは、以下のような回答を得ている。

「物品返納書」は県の財務会計システムで「貸付物品返納調書」を起票すると自動的に出力されますが、作成されるのは備品のみで、消耗品の返納書というものはありません。なお「貸付物品返納調書」では消耗品も含めた物品の返納について用度課の決裁を取っており、返納手続きに遅延はございません。

県の備品及び消耗品は継続してSPACに貸与されており、物品返納書は単なる書面のやり取りに過ぎないとも考えられる。しかし、物品返納書を作成する趣旨は、3月末時点における貸付物品の品目と数量について、借りた側（本件で言えばSPAC）に確認させる行為であり、その点について備品も消耗品も違いはないと考える。

そのため、公園は、備品の物品返納書に消耗品の件数や金額を手書きで補記する等して、消耗品の物品返納書入手すべきと考える。

② 貸付物品の取扱いについて

県からSPACへの貸付物品は、上述のとおり約2,700件、取得価額では約2億円にもなるが、そのほとんどは公園が開設された平成9年3月に取得されたものである。

貸付物品の取得からの経過年数、他への転用の可能性などを考えると、県にとっては実質的な資産価値はほとんどないと考えられる。しかし、今の位置づけのままでは、廃棄され貸付物品一覧表から除外されない限り、継続して上述した貸付物品の関連手続きを実施することになるため、相応の手間やコストがかかることになる。そのため、公園は、実質的な資産価値がほとんどないと考えられる貸付物品に対して、どれだけ手間やコストをかける価値があるのか、という費用対効果の視点から、例えば以下のように関連手続きや運用ルールの見直しを検討してみてもどうか。

- ・税法上の耐用年数を目安に、ある程度の年数を経過した貸与物品を機械的にリストアップして、他への転用の見込がない限り、SPACに払い下げて、貸付物品からは除外する。
- ・貸付物品という位置づけは残すとしても、実質的な資産価値はない貸付物品は、現物確認などの管理手続きの対象からは除外する。

③ 貸付物品の設置場所について

公園は、備品購入後、財務会計システムに品名や取得金額、取得日等の基本情報を入力し、システムを用いた備品管理をしている。

今回、財務会計システムから打ち出された貸付物品一覧表を確認したところ、設置場所が大まかに記載されており、現物をすぐに見つけられない状態であった。

このままでは、貸付物品一覧表から実際の設置場所を具体的に把握することが難しいため、備品管理上望ましくないと考える。そのため、公園は、指定管理者が毎年3月に実施する現物確認の際に、貸付物品一覧表に設置場所を具体的に記入し直した上、適時更新することが望ましいと考える。

また、貸付物品のうち音響関連器具などの動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。その際、貸付物品一覧表に音響機器や照明機器など、SPAC内の業務分担に合わせた管理担当区分を追記すると、現物確認を行う際の分担も明確になると考える。

④ 音響装置・照明に関する対応の検討について

公園は令和元年度に施設の劣化診断を実施しており、診断結果である劣化診断カルテにおいて、修繕が必要とされる「劣化度C」と、経過観察とされる劣化度Bのうち5年後の劣化診断前に更新時期を迎えるもの(以下、「5年内に更新すべき劣化度B」)を集計した結果は、以下のとおりである。

ア. 劣化診断カルテの結果、「劣化度C」と「5年内に更新すべき劣化度B」に該当するもの

(単位:百万円)

建物 ※	対象件数	工事費の金額			
		建物	音響装置	照明	合計
野外劇場	13	80	165	170	415
アトリエ棟	15	233	75	161	470
稽古場	11	105	89	157	353
本部棟	11	72	—	—	72
宿泊棟A	9	75	—	—	75
宿泊棟B~F	18	125	—	—	125
合計	77	692	330	489	1,512

※ 宿泊棟Aは、公園の入り口にあり、無料休憩所と警備室として使用されていて、宿泊施設としては機能していないので、宿泊施設である宿泊棟B~Fに区別している。

劣化度Cが74件、5年以内に更新すべき劣化度Bが3件の計77件あり、想定される工事費は建物が692百万円、音響装置・照明が819百万円、合計1,512百万円になる。

公園は、この劣化診断の結果をもとに中期維持保全計画を策定し、順次更新を重ねており、令和2年度における中期維持保全計画は令和4年度から8年度までの5年間計画であり、その要約が以下のとおりである。

イ. 中期維持保全計画

(単位:百万円)

建物	委託費・工事費の発生予定時期(年度)							計	令和09以降
	令和03	令和04	令和05	令和06	令和07	令和08			
野外劇場	—	—	3	38	10	32	85	335	
アトリエ棟	6	—	5	53	43	177	285	236	
稽古場	0	—	3	37	40	35	116	265	
本部棟	—	13	1	4	33	29	82	—	
宿泊棟A	—	—	3	35	20	23	83	—	
宿泊棟B~F	1	—	10	104	21	—	137	—	
合計	7	13	27	275	169	297	792	837	

(注) 令和3年度は劣化診断カルテの作成以降に追加されたもので、破損や故障で修繕が必要になったものに対する修繕費用である。

中期維持保全計画には、劣化診断カルテの作成以降に追加された工事費が若干含まれ、さらに、建物工事の設計料などの委託費(工事費の約1割)も追加で見積もられていることから、建物の工事費と委託費の合計額は792百万円と約100百万円増加している。

一方、音響装置・照明は、中期維持保全計画では、令和9年度以降の欄に837百万円で計上されている。担当課は、音響装置・照明を買い替えるのではなくレンタルにすることで当該費用を圧縮する方針を検討している。ここでレンタルの場合は、以下を考慮する必要があり、現状、どの程度の費用を圧縮することができるのかについては不透明な状況である。

- ・機器のレンタル料に加えて、技術スタッフの人件費も発生する。
- ・稽古場の音響装置・照明を、稽古が行われるたびにレンタルすることの効率性・経済合理性。

そのため、公園は、音響装置・照明の更新又はレンタルにつき、可能な限り、費用の比較や検討を実施すべきと考える。

また、令和3年7月に策定された「演劇の都」構想（「演劇の都」発信事業費 B-11）を策定する中で行われた公園の利活用可能性調査の報告書では、施設の老朽化と修繕費について言及している。しかし、同構想では上記の劣化診断カルテや中期維持保全計画にある既存施設の工事費の見通しは具体的に示されておらず、修繕費の想定額も建物部分だけの7・8億円という記述になっている。公園を「演劇の都」の中心的な存在と位置付け、実効性のある計画にするためには、まず、公園は、演劇公園にふさわしい音響装置・照明を維持するための追加コストについても検討すべきと考える。

B-17 ふじのくに芸術祭等開催事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	昭和 36 年度	事業終了	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	ふじのくにの魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	静岡県文化力の向上を図り、質の高い「しずおか文化」を世界に発信し、「感性豊かな地域社会の形成」のため、県民自らが行う文化活動を支え、広く県民に芸術創作の発表や鑑賞の機会を提供する。		
事業の必要性	広く県民に芸術創作の発表や鑑賞の機会を提供し、芸術文化を愛好する気運を高め、静岡県文化力の向上発展を図るために必要である。		
事業対象	県民		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに芸術祭開催事業（以下、芸術祭） <li style="padding-left: 20px;">ふじのくに芸術祭 2020 の運営 <li style="padding-left: 20px;">ふじのくに芸術祭 2021 の企画・開幕記念事業開催 <li style="padding-left: 20px;">第 60 回静岡県芸術祭周年記念事業の運営 ・伊豆文学賞開催等事業（以下、伊豆文学賞） <li style="padding-left: 20px;">第 24 回伊豆文学賞の実施 <li style="padding-left: 20px;">伊豆文学フェスティバルの開催 		

(2) 事業費決算額の推移

（単位：千円）

年度	メニュー事業名			合計
	芸術祭	伊豆文学賞	—	
平成 30 年度	11,022	5,415	—	16,437
令和元年度	12,066	6,000	—	18,066
令和 02 年度	15,229	6,000	—	21,229

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名			合計
	芸術祭	伊豆文学賞	—	
一般財源	15,229	6,000	—	21,229
合計	15,229	6,000	—	21,229

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名			合計
	芸術祭	伊豆文学賞	—	
負担金等	—	6,000	—	6,000
委託料	5,454	—	—	5,454
報償費	2,520	—	—	2,520
需用費	2,089	—	—	2,089
役務費	2,126	—	—	2,126
その他	3,037	—	—	3,037
合計	15,229	6,000	—	21,229

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

芸術祭については、各部門の開催に係る委託料や、審査員・実行委員等の謝金及び受賞者の副賞の買上金といった報償費が、事業費の多くを占める。伊豆文学賞は、実行委員会の事業実施に対する負担金等(負担金)が、事業費の全額である。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	毎年度
芸術祭	ふじのくに芸術祭 参加応募者数(人)	12,941	12,810	11,872	12,800
伊豆文学賞	伊豆文学賞応募者 数(人)	466	267	489	450

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
芸術祭	1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%
伊豆文学賞					

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 繰越金の取扱いについて

伊豆文学賞は、県から伊豆文学フェスティバル実行委員会（以下、実行委員会）に予算額が支給され、実行委員会が事業を運営している。実行委員会の事務局は県の担当課内に設置され、実質、担当課が実行委員会という1つの独立した会計単位（≒お財布）をもって経理処理を行っている。

実行委員会の会計処理規程第25条では、予算執行残については、原則として翌年度に繰り越すものとされている。直近4年間では新型コロナウイルス感染症の影響などによって、入賞者の表彰式や審査員との懇談会などのイベントを中止せざるを得なかったため、以下のとおり、繰越金が増加している。

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 02 年度
翌年度繰越金	868	941	1,924	2,237

繰越金はそれほど多額ではないが、もともと当事業費が 6,000 千円であることを踏まえると、事業費に占める繰越金の割合は 3 分の 1 を超えており、少しいびつな状態になっている。

担当課は、令和 4 年 3 月 6 日に、令和元年度及び 2 年度の入賞者の表彰式や審査員との懇談会などの開催を予定しているため、繰越金の増加は一時的なものと考えられる。しかし、仮に予定していた表彰式や懇談会などが開催できず、さらに繰越金が膨らむようであれば、いったん、繰越金の取崩しを検討するのが望ましいと考える。

B-18 文化財保存活用費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化財課		
事業開始	昭和 61 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	伝統・歴史に培われた文化財の継承		
事業目的	県内文化財の計画的な保存活用を推進するため、県民の歴史的、文化的資産である文化財を守るとともに、積極的に活用していくことで、文化創造の源泉である文化財の価値を未来へ確実につなげていく。		
事業の必要性	同上		
事業対象	県内開発事業地、文化財所有者等		
実施方法	直接実施、業務委託等		
実施主体	県		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・カモシカ通常調査（以下、カモシカ） カモシカ生息数推移を把握するための痕跡 定点観察調査 ・県内遺跡調査（以下、遺跡調査） 国・県事業に伴う試掘調査等の実施（H16～） 農地整備本発掘農家負担分 ・国指定文化財巡回調査（以下、巡回調査） 国指定文化財・埋蔵文化財包蔵地のパトロール ・文化財災害対策事業 文化財救済体制整備 ・公開活用事業 文化財シンポジウム、巡回展示等 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名				合計
	カモシカ	遺跡調査	巡回調査	その他	
平成30年度	1,272	3,194	2,412	724	7,602
令和元年度	1,069	7,375	2,400	693	11,537
令和02年度	1,147	3,456	2,444	671	7,718

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名				合計
	カモシカ	遺跡調査	巡回調査	その他	
国庫支出金	700	1,739	1,200	—	3,639
一般財源	447	1,717	1,244	671	4,079
合計	1,147	3,456	2,444	671	7,718

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	カモシカ	遺跡調査	巡回調査	その他	
報償費	960	—	2,130	41	3,131
使用料等	18	1,966	5	73	2,062
委託料	—	642	—	—	642
その他	169	848	309	557	1,883
合計	1,147	3,456	2,444	671	7,718

※ 節項目のうち、使用料等は使用料及び賃借料を示す。

<内容>

本事業は、主にカモシカ生息数推移の把握のための調査や国指定文化財パトロールを実施しており、調査員への報酬である報償費が事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	県指定文化財新規 指定件数(件)	2	3	4	累計 12
	ふじのくに文化財 オータムフェア参 加者数(人) ※	148,461	193,786	318,165	220,000

※ 新ビジョンに記載された活動指標「しずおか文化財ウィーク参加者数」は、現在、「ふじのくに文化財オータムフェア参加者数」と、名称を変えている。以下同じ。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	なし				

<成果指標(補完指標含む)がない理由>

本事業について、新ビジョン等に明記された適当な成果指標はなく、担当課内における具体的な管理指標もない。

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 成果指標及び活動指標の設定について

本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果(アウトカム)」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。また、現活動指標は事業内容に照らして直接的ではないため、事業活動の「結果(アウトプット)」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び直接的な活動指標を設定すべきである。

本事業はいずれも文化財の調査活動であり、他の事業と比べても成果指標及び活動指標の設定は難しいと考えられる。しかしカモシカについては、事業の目的や内容を踏まえ、成果指標としては「調査した結果が所定の報告書等に適切に取りまとめられたかどうか」、活動指標としては、年度で計画した調査活動の進捗率である「年度あたりの生息概況調査地点件数」とすることが適当と考える。

② 支援員のステップアップ講座について

文化財災害対策事業では、県は災害時における文化財救済体制の一翼を担う支援員として、一般市民からボランティアを募集している。その後、県は支援員に対して、定期的に知識向上等を目的としたステップアップ講座を実施している。

現在、支援員の登録者数は目標としている 400 名に達しているが、ステップアップ講座の受講者数は、直近 3 ヶ年では以下のとおり、20 数名前後と 5 % 程度の低い参加率となっている。

年度	開催月日	テーマ	場所	参加者数
平成 30	2/19	災害時における日本刀の扱い方	佐野美術館	18 名
	3/14	静岡浅間神社の平成の大改修	静岡浅間神社	14 名
	3/16	被災時の古文書の取り扱い	静岡文化芸術大学	28 名
令和 01	9/7	建造物入門～文化財を後世に伝えることの意味とは	静岡文化芸術大学	23 名
	12/7	地域の文化財と保護	静岡県庁別館	16 名
令和 02	10/31	災害時の古文書救済について	静岡文化芸術大学	8 名

県がステップアップ講座を実施することは、支援員の継続的な知識向上やモチベーション維持を図って、不測の災害に備えた活動を担保するうえで重要であると考え。そのため、担当課は、講座の開催案内を早めに出すことや、座学中心のテーマであれば、新型コロナウイルス感染症や開催場所によって左右されないWEB講座で実施するなど、ステップアップ講座の参加率向上に向けた具体的な対策を検討すべきと考える。

B-19 地域ぐるみの文化財保存・活用推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化財課		
事業開始	令和2年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	”ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	伝統・歴史に培われた文化財の継承		
事業目的	令和元年度末に策定した静岡県文化財保存活用大綱に基づき、3つの基本方針である「文化財の確実な保存」「文化財を支える多様な人材の育成」「文化財の効果的な活用」の具体的な施策を着実に進めていく。		
事業の必要性	少子高齢化、過疎化等により、所有者による文化財の維持管理が困難になり、地域ぐるみで文化財を活用することで保存していく方針が国から示され、県は令和元年度、今後の県の文化財行政の方向性を示す県文化財保存活用大綱を策定した。この大綱を具現化するため、市町の文化財保存活用計画策定に向けた支援等に取り組むとともに、国・県指定文化財の保存活用に必要な環境整備事業等に対して、国・地元と一体となって助成する。		
事業対象	県内文化財所有者（市町・民間）、県民等		
実施方法	補助金、業務委託等		
実施主体	県		
事業内容	<p>主たる事業内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の確実な保存（以下、確実な保存） <ul style="list-style-type: none"> 活用に向けた県内の文化財の現状の把握 文化財の補修・整備に対する助成 ・多様な文化財人材の育成（以下、人材育成） <ul style="list-style-type: none"> 県文化財保存活用サポートセンターの実施 地域の文化財を効果的に保存活用できる人材の育成 地域団体の活性化 ・文化財の効果的な活用（以下、効果的活用） <ul style="list-style-type: none"> 県ブランド化を目指した広域的資源の調査・指定 文化財オータムフェアの開催 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名				合計
	確実な保存	人材育成	効果的活用	—	
平成30年度	150,613	—	350	—	150,963
令和元年度	174,899	—	411	—	175,310
令和02年度	181,529	1,306	2,149	—	184,984

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名				合計
	確実な保存	人材育成	効果的活用	—	
国庫支出金	2,530	—	940	—	3,470
一般財源	169,999	1,306	1,209	—	172,514
その他	9,000	—	—	—	9,000
合計	181,529	1,306	2,149	—	184,984

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	確実な保存	人材育成	効果的活用	—	
負担金等	176,990	—	—	—	176,990
委託料	4,539	—	1,661	—	6,200
需用費	—	322	148	—	470
普通旅費	—	236	125	—	361
報償費	—	350	111	—	461
役務費	—	186	—	—	186
その他	—	212	104	—	316
合計	181,529	1,306	2,149	—	184,984

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

本事業では、国及び県指定文化財の保存・修理のための費用を助成しており、負担金等（補助金）が事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	ふじのくに文化財 オータムフェア参 加人数(人)	148,461	193,786	318,165	220,000
確実な保存	県指定文化財新規 指定件数(件)	2	3	4	累計 12
人材育成					

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	なし				

<成果指標(補完指標含む)がない理由>

本事業について、新ビジョン等に明記された適当な成果指標はなく、担当課内における具体的な管理指標もない。

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 成果指標及び活動指標の設定について

本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果(アウトカム)」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。また、活動指標は事業内容に照らして直接的ではないため、事業活動の「結果(アウトプット)」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び直接的な活動指標を設定すべきである。

確実な保存については、県内に所在する国又は県指定文化財の保存活用に必要な環境整備を事業目的とすることから、成果指標としては「補修費の助成等により環境整備を支援した文化財数の全体に対する割合（環境整備支援割合）」、活動指標としては「補助金の予算額に対する決算額の割合（予算消化割合）」とすることが適当と考える。

② 文化財における「指定理由」の把握について

県は、県内に所在する国又は県指定文化財の保存活用に向けて、現状を把握するため、令和2年度にデータベースを構築し、令和3年3月より「しずおか文化財ナビ」として、データベースの内容を一般公開している。

「しずおか文化財ナビ」には、文化財の名称や所在地の他、国又は県が文化財として指定した理由（以下、指定理由）を載せているが、「指定理由」が空欄の文化財が35件（国指定34件、県指定1件）識別された。

担当課に空欄の理由を確認したところ、文化財によってはかなり古くに指定されたもの（最も古いもので1900年4月に指定されたもの）もあり、データベース化にあたって当時の資料が容易に見つからないことが主な原因とのことであった。

指定文化財の保存活用には国費や県費が投入されていることから、「指定理由」を明確化することは重要と考える。そのため、担当課は、今後速やかに「指定理由」を把握し、適切に記録・保存すべきと考える。

なお、当時の資料が見つからず、過去の「指定理由」が確認できない場合には、担当課は、国指定文化財については国に指定理由を確認し、県指定文化財については、あらためて「指定理由」を検討し、文化財保護審議会に付議する対応も必要と考える。

③ 補助率の特例規定を適用する際の確認について

令和2年度において、以下のとおり、県指定文化財に対する文化財保存費補助金の補助率に特例規定（以下、当規定）が設けられた。

<p>補助事業者が令和2年1月から5月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月の収入額より50%以上減少した月が存在し、特に必要と認められる場合には、県の文化財保存費補助金要綱内規に基づき算出した補助率に10%分を加算する。</p>

これは、国（文化庁）による国指定文化財への同様の特例規定を、県として県指定文化財にも採用したものである。本事業においても、令和2年度に当規定を2件適用しているが、県による「収入減」の確認は、いずれも補助事業者が自己証明した収入額証明書のみをもって行われていた。担当課に確認したところ、国においても同様に自己証明のみで適用しており、それに倣ったものであるとの回答を得た。

しかし、当規定は補助率に10%を上乗せするもので、補助金交付額に与える影響は少なくなく、また、補助金交付の公平性の観点からも、その適用要件の確認は厳格になされるべきものであり、自己証明のみで適用要件を満たすとするは適切ではないと考える。

この点、例えば、県において類似の制度趣旨と考えられる「静岡県中小企業等応援金」の交付にあたっては、「収入減」の証明として、比較年月を含む年の確定申告書の写しや売上帳など帳簿の写しの提出を求めている。当規定の適用にあっても、担当課は、同水準の書類の提出を求め、適切に確認すべきと考える。

④ 補助金等の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について

本事業では、県内に所在する文化財の保存と活用を図るため、文化財保存事業を行う者に対して補助金を交付しており、静岡県文化財保存費補助金交付要綱に、以下の記載がある。

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税額を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(下線は包括外部監査にあたって付記したもの)

これは、課税事業者が課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除をした場合、補助金を交付された事業者（以下、補助事業者）は仕入れに係る消費税を負担しないことを防止するための取扱いである。すなわち、補助事業者が、補助金事業を実施することで消費税の還付を受けた場合は、その旨を県に報告することになる。

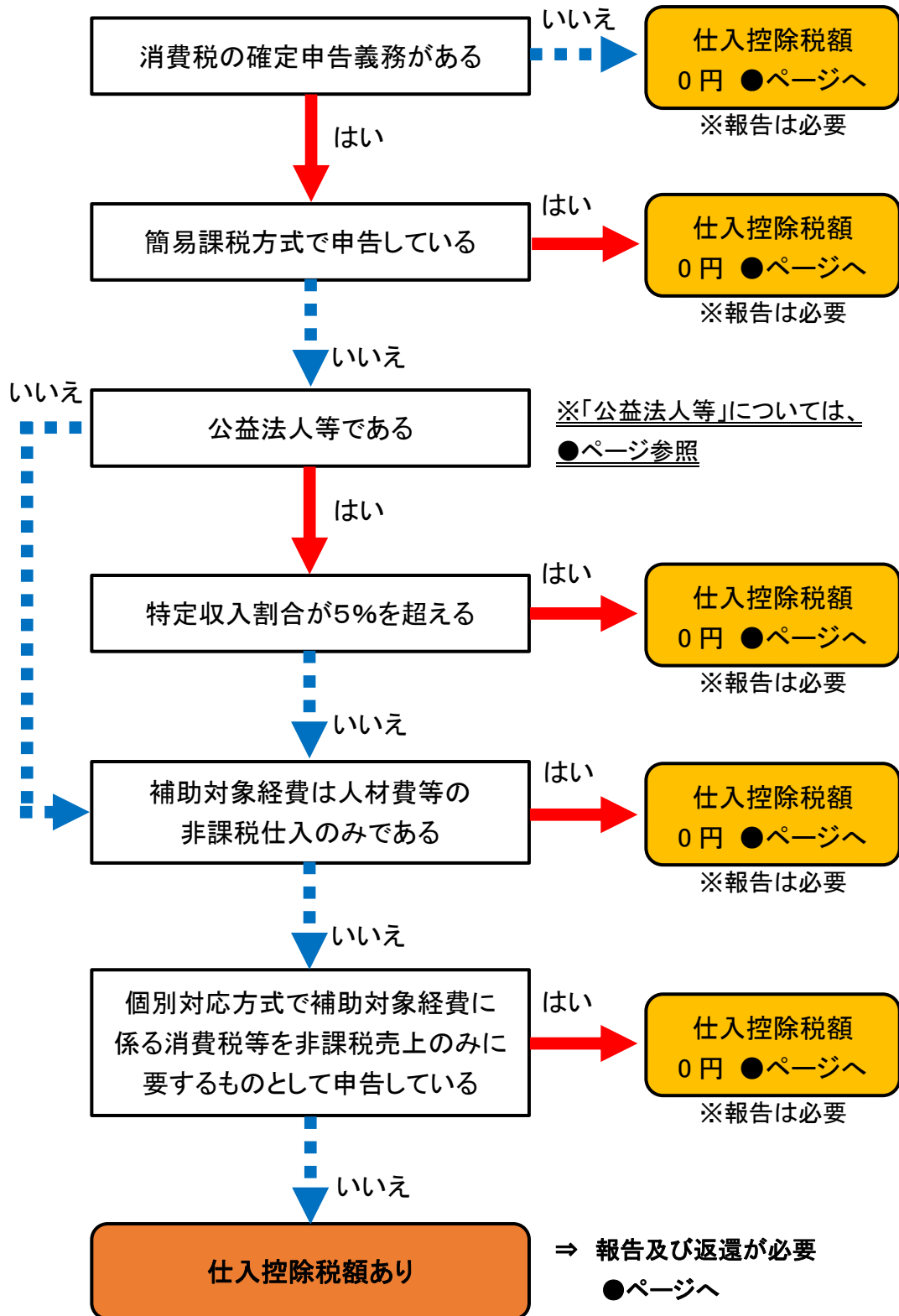
今回、担当課に当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、補助事業者からの報告はないため補助金の返還はないとの回答であった。なお、民間の文化財所有者が補助事業者であり、かつ、とくに仕入れがありそうな場合は、口頭で当該事項の確認を実施しているとのことであった。

現状の取扱いでは、県が補助金の返還がない理由を正確に把握できず、補助事業者が申請又は報告を怠れば、補助金の返還がなされない可能性がある。

そのため、担当課は、補助事業者からの報告漏れは起こりうるものとして、補助事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、県への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。他補助金事業では、同じ補助金交付要綱の記載であっても、実務上の運用として以下のような報告を求めていたため、同じように運用することが有益と考える。

(1)仕入控除税額フローチャート

はい → いいえ



⑤ 研修会の開催方法について

本事業においては、文化財保存活用地域計画又は文化財保存活用計画の制度周知のために、研修会を開催している。

令和2年度では、全市町を対象に県内2箇所（東部・西部）での地域計画制度説明会の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から回数を1回に減らして、令和2年7月31日に「文化財保存活用地域計画研修会」として開催された。また、文化財所有者や関係市町を対象にした「保存活用計画制度説明会」についても同様に回数を1回に減らして、令和2年1月20日に「文化財保存活用研修会」として開催された。

各研修会の参加状況は、以下のとおりである。

開催 年月日	テーマ	場所	参加数 (参加率)
令和2年 7月31日	文化財保存活用地域計画研修会	静岡県男女共同参画 センターあざれあ	31市町 (88%)
令和3年 1月20日	文化財保存活用研修会	静岡県庁別館	18市町 (51%)

開催回数の削減は、新型コロナウイルス感染症の影響による止むを得ない対応であると考えられるが、従来、開催場所によっては地理的な制約から参加できない市町や文化財所有者もいたことなどから、担当課は、この機会にWEB開催などを検討すべきと考える。

B-20 文化財調査受託事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化財課		
事業開始	平成 23 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	”ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	伝統・歴史に培われた文化財の継承		
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為により現状保存できない埋蔵文化財について、文化財保護法に基づいて発掘調査を実施し、記録等として後世に残す。 ・脆弱な出土品（文化財）について、保存処理等（クリーニング及び劣化遅延措置）を実施し、後世にわたり保存・活用できるようにする。 		
事業の必要性	文化財保護に対する地方公共団体の義務による。 （文化財保護法第 3 条）		
事業対象	県内道路整備事業箇所等		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
事業内容	<p>文化財調査受託事業費（以下、調査受託）として、以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 1 号清水立体化事業（尾羽廃寺跡） 道路工事事業に伴って実施された埋蔵文化財発掘調査事業（掘削・遺跡測量等） 事業費は開発事業者である国負担 県が受託者となり現地調査、整理作業を実施 ・沼津高架事業 沼津市事業に伴って実施された埋蔵文化財発掘調査事業（掘削・遺跡測量等） 事業費は市負担 県が受託者となり現地調査を実施 ・市町内遺跡調査 埋蔵文化財の発掘調査による出土品の整理作業と保存処理の作業を実施 県が受託者となり市町の依頼を受けて実施 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名		合計
	調査受託	—	
平成30年度	169,656	—	169,656
令和元年度	16,400	—	16,400
令和02年度	76,112	—	76,112

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	調査受託	—	
諸収入	76,112	—	76,112
合計	76,112	—	76,112

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	調査受託	—	
委託料	73,728	—	73,728
その他	2,384	—	2,384
合計	76,112	—	76,112

<内容>

本事業では、国等の開発行為により現状保存できない埋蔵文化財について、発掘調査を実施するとともに資料整理を行っており、専門業者への委託料が事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
調査受託	なし				

<活動指標（補完指標含む）がない理由>

文化財の調査は開発行為に伴い実施されるため、県が主体的に事業をコントロールすることはできず、活動指標を設定していない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
調査受託	なし				

<成果指標（補完指標含む）がない理由>

活動指標（補完指標含む）がない理由と同じ。

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 成果指標及び活動指標の設定について

本事業は上述のとおり成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。

本事業は、文化財保護法に基づく地方公共団体の義務として行われる文化財調査の受託事業であり、県としてコントロールができないため、成果指標が設定できない点は理解できる。

一方、本事業は国又は県内市町からの発掘調査等の依頼に対して、予算の範囲内で順次受託するものであることから、活動指標としては「文化財調査受託事業にかかる実施計画の進捗度（計画通りに進んでいるかどうか、進捗が悪い場合には何が原因かを把握し次につなげていく）」が適切と考える。

B-21 文化財行政費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化財課		
事業開始	昭和 61 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	伝統・歴史に培われた文化財の継承		
事業目的	県内文化財の計画的な保存活用を推進するため、県民の歴史的、文化的資産である文化財を守るとともに、積極的に活用していくことで、文化創造の源泉である文化財の価値を未来へ確実につなげていく。		
事業の必要性	文化財行政推進のための事務費として必要である。		
事業対象	文化財所有者等		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護巡回活動（以下、保護巡回） 県指定文化財のパトロール ・文化財保護審議会（以下、保護審議会） 文化財の保護・指定に関する助言 ・文化財保護管理調査（以下、保護管理） 年報作成、現地調査等 ・銃砲刀剣類登録審査 ・埋蔵文化財保護対策 検討会、事業者等指導、現地調査 ・埋蔵文化財に係る研修会等 ・出土文化財価格評価会 ・統合基盤地理情報システム GISシステム保守負担分 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名				合計
	保護巡回	保護審議会	保護管理	その他	
平成30年度	528	3,650 ※1		2,575 ※2	6,753
令和元年度	625	1,122	1,018	3,515	6,280
令和02年度	440	695	1,070	3,032	5,237

※1 教育委員会予算「教育行政運営費」の中に事業費が計上されており、他メニューと保護審議会及び保護管理にかかる決算数値の切り分けが困難であるため、まとめて表示している。

※2 教育委員会予算「教育行政運営費」の中に事業費が計上されており、他メニューとの切り分けが困難であるため、その他にまとめて表示している。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名				合計
	保護巡回	保護審議会	保護管理	その他	
一般財源	440	695	1,070	3,032	5,237
合計	440	695	1,070	3,032	5,237

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名				合計
	保護巡回	保護審議会	保護管理	その他	
委託料	—	—	—	1,670	1,670
旅費	—	47	780	138	965
需用費	59	190	46	516	811
報酬	—	268	100	289	657
報償費	355	—	22	—	377
旅費	22	121	76	74	293
その他	4	69	46	345	464
合計	440	695	1,070	3,032	5,237

<内容>

本事業は文化財行政推進のための事務費であり、傾向として、GISシステムの保守費用にかかる委託料や、文化財の保存・修理事業に関する進捗管理等にかかる旅費が事業費の多くを占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	県指定文化財新規 指定件数(件)	2	3	4	累計 12
	ふじのくに文化財 オータムフェア参 加者数(人)	148,461	193,786	318,165	220,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	県指定文化財新規 指定件数(件)	2	3	4	累計 12

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 活動指標の設定について

現活動指標は事業内容に照らして直接的ではないため、事業活動の「結果(アウトプット)」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。

活動指標としては、保護審議会は県内文化財の保護・指定に係る助言等を実施していることから「審議会の開催数」等とすることが適当と考える。

② 文化財パトロール研修会の参加状況について

文化財保護巡回活動は、県所在の指定文化財の適正管理を目的に現状を把握するため、文化財所在地の近隣に住む巡回調査員が、文化財のパトロールを実施している。

巡回調査員の担当は、国指定文化財と県指定文化財に分かれて配置され、それぞれの巡回調査員を対象に、毎年1回文化財パトロール研修会が開催されており、その参加状況は以下のとおりである。

<文化財パトロール研修会の参加率等>

担当	平成30年度	令和元年度	令和02年度	3年連続 欠席者
国指定文化財	35% (15名/42名)	38% (16名/42名)	38% (16名/42名)	18名
県指定文化財	36% (8名/22名)	40% (9名/22名)	40% (9名/22名)	11名

文化財パトロール研修会の参加率は必ずしも高いとはいえず、3年連続の欠席者も相当数存在している。担当課に理由を確認したところ、10年以上の経験者や事業の進め方を熟知している調査員が多いため、現状の参加率になっているとのことであった。

文化財パトロール研修会が、2年に1回の調査員委嘱における新規委嘱者を想定した調査方法等の講習会の位置付けもあるとはいえ、担当課は、WEB開催等により参加率を上げる方策等を検討すべきと考える。

③ 文化財保護審議会（以下、審議会）の出席状況について

審議会は、文化財に関連した各種専門家を委員として選任し（任期は2年、最長10年）、県に対して文化財の保護・指定に係る助言を行うことを目的として、概ね年2回開催している。

直近3回の審議会の出席状況は、以下のとおりである。

<審議会の出席率等>

令和2年3月17日 開催	令和2年11月27日 開催	令和3年3月24日 開催	3回連続欠席者 (2回欠席者)
75% (15名/20名)	55% (11名/20名)	65% (13名/20名)	1名 (5名)

審議会委員は、大学教授を中心とした総勢 20 名を要することから、会議日程の調整は容易ではないものと想像できる。しかし、審議会は文化財に関連した多種多様な専門家（注）を委員として招へいし、出席する各委員の多種多様な見識に基づき助言を受け審議されることが、県にとって有用であると考え。そのため、担当課は、出席率の低い委員から欠席理由を確認するなどして、出席率を上げる方策を検討すべきと考える。

（注）建造物、絵画、彫刻、工芸、書跡・典籍古文書、民俗文化財、史跡・考古資料等、名勝、天然記念物（動物）、天然記念物（植物）、天然記念物（地質鉱物）、まちづくり、観光

④ 埋蔵文化財専門員研修会（以下、専門員研修会）の参加状況について

県は、文化財の内容に応じた適切な調査方法や保存と活用の方法について、十分な知識と経験を得ることを目的として、県内市町の埋蔵文化財専門員に対する研修を、概ね年 2 回程度開催している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえ、専門員研修会の開催はなかったが、過年度の参加状況は以下のとおりである。

<専門員研修会の参加率等> ※県内 35 市町の参加率と参加数

平成 29 年度 （第 1 回） デジタル技術	平成 29 年度 （第 2 回） デジタル技術	平成 30 年度 （第 2 回） 試掘確認調査 （現地）	令和元年度 （第 1 回） 安全管理	令和元年度 （第 2 回） 安全管理 （現地）
51% （18 市町）	48% （17 市町）	17% （6 市町）	54% （19 市町）	22% （8 市町）

専門員研修会のうち現地研修会の場合は、現地施設の関係で参加人数が制限されることから、自ずと参加率が低くなる点は理解できる。しかし、全体として、専門員研修会の参加率は必ずしも高いとはいえない。また、県内 35 市町のうち 8 市町は、上記いずれの専門員研修会にも参加していない。そのため、担当課は、参加率の低い市町から不参加理由を確認するなどして、専門員研修会の参加率を上げる方策を検討すべきと考える。

B-22 埋蔵文化財センター管理運営費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化財課		
事業開始	平成 23 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	伝統・歴史に培われた文化財の継承		
事業目的	県民の歴史的・文化的資産である埋蔵文化財を適切に保護するため、地域固有の文化に誇りと愛着を持つ県民意識を育て、文化財の価値を未来につなげる。		
事業の必要性	埋蔵文化財の保存・活用、出土文化財の管理を総合的に行うために必要である。		
事業対象	県民		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	<p>主たる事業内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎管理費 <ul style="list-style-type: none"> 施設の光熱水費や保守管理等 ・ 維持管理工事費（以下、工事費） <ul style="list-style-type: none"> 施設の修繕 ・ 運営費 <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財の保存〔守る〕 <ul style="list-style-type: none"> 記録保存調査の実施 保存処理業務 発掘調査報告書の発行 埋蔵文化財の活用〔育てる〕 <ul style="list-style-type: none"> 出土文化財の展示 埋文セミナー・体験授業・出前授業等の実施 発掘調査現場の公開説明会・成果の報告 学校連携・教材化 ムセイオン静岡など他機関との連携 出土文化財の管理〔つなげる〕 <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査で記録した写真や図面、出土品の保存・管理 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名				合計
	庁舎管理費	工事費	運営費	—	
平成30年度	13,495	—	21,207	—	34,702
令和元年度	14,889	—	13,726	—	28,616
令和2年度	14,997	18,799	13,666	—	47,463

(3) 事業費決算額の内訳 <令和2年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名				合計
	庁舎管理費	工事費	運営費	—	
一般財源	14,997	799	9,963	—	25,760
県債	—	18,000	—	—	18,000
諸収入	—	—	3,043	—	3,043
その他	—	—	659	—	659
合計	14,997	18,799	13,666	—	47,463

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	庁舎管理費	工事費	運営費	—	
報酬	—	—	3,146	—	3,146
共済費	—	—	1,343	—	1,343
需用費	4,339	—	3,221	—	7,560
委託料	10,085	3,696	165	—	13,946
使用料等	—	—	2,652	—	2,652
工事請負費	—	15,103	—	—	15,103
その他	573	—	3,137	—	3,710
合計	14,997	18,799	13,666	—	47,463

※ 節項目のうち、使用料等は使用料及び賃借料を示す。

<内容>

庁舎管理費については、庁舎管理に係る委託料が事業費の大半を占める。工事費については、庁舎の修繕に関する費用であり工事請負費が事業費の大半を占める。運営費については、会計年度任用職員の人件費に掛かる報酬などの経費が事業費の多くを占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	なし				

<活動指標（補完指標含む）がない理由>

本事業は埋蔵文化財センターの運営を行い、また、埋蔵文化財の保存・活用、出土文化財の管理を総合的に行うための施設維持管理費のため、活動指標は設けていない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	なし				

<成果指標（補完指標含む）がない理由>

活動指標（補完指標含む）がない理由と同じ。

2 施設の概要

(1) 概要

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(2) 利用者推移

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(3) 維持管理

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(4) 備品管理

① 管理方法

県の財務会計システムに、備品情報（物品名、価格、数、場所等）を登録し、同システム上にある物品台帳一覧表を用いて、備品管理している。

② 確認方法

備品の現物確認は、毎年10月頃に実施している。

確認方法は、備品ごとに貼ってある物品シールと、物品台帳一覧表との突合による。不要となった備品については、県の財務会計システムへリサイクル物品の登録及び全庁掲示板へ不要備品として掲載し、引き取りがない場合は処分している。

(5) 収蔵品管理

① 管理方法

「静岡県出土文化財の管理等に関する規則」に基づき、出土品及び記録類の保管を行っている。出土品については、A、B及びCに分けて保管しているが、県指定文化財と金属製品は特別収蔵庫にて保管している。また、記録類については、フィルムのみ空調設備が設置された部屋で管理し劣化防止を行っている。

② 確認方法

収蔵品の現物確認は毎年定期的には実施していないが、年度末に県保有文化財現在保有量報告書を作成する際に、追加分（前年度刊行した報告書に載せた収蔵品）については現物確認をしている。また、展示及び貸出等で移動する物件については、出土文化財取締員がその都度、現物確認をしている。

3 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 成果指標及び活動指標の設定について

本事業は上述のとおり成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。

上述の成果指標がない理由に記載のとおり、埋蔵文化財の記録保存調査やその後の出土品・記録類の保管、施設維持管理に関しては、その性質上、成果指標や活動指標の設定は難しいことは理解できる。

しかし、埋蔵文化財センター（以下、センター）の運営に係る成果指標は、出土文化財の展示、セミナー、体験・出前授業の実施などの様々な活動により、文化財への県民の理解や関心が高まり県民意識が醸成されているかを測ることで確認できると考えられる。そのため、成果指標としては、利用者アンケートなどによって収集したセンターの各種活動による「関心度・満足度」とすることが適当と考える。また、活動指標としては、事業内容を踏まえ、センターの各種活動による「(定員も踏まえた)利用者数」とすることが適当と考える。

② アンケートの項目について

センターによる各種の展示、セミナー、体験・出前授業などの活動について、センターは利用者や参加者からアンケートを取っているが、いずれのアンケートも記載項目は概ね同じようなものである。

例えば、常設展示アンケートの項目を示すと、以下のとおりである。

<常設展示アンケート>

- | |
|---|
| 1 お住まい（静岡市内、富士市、その他の地域） |
| 2 年齢（年代） |
| 3 展示について（わかりやすい、ふつう、わかりにくい、その理由、印象に残った展示コーナーまたは展示品） |
| 4 解説シートについて（わかりやすい、ふつう、わかりにくい、その理由） |
| 5 御意見・御要望 |

主に利用者の傾向や活動内容への感想を確認した項目であり、一定の有用な情報ではあるものの、これでは意見①で示した成果指標としての「関心度・満足度」は具体的に測れないと考える。

そのため、アンケートの項目は、関心度や満足度を測るため、直接的に文化財への関心度の高低を確認したり、今後展示してほしい文化財のリスククエストを聞いたり（あるいは具体的な候補から選んでもらったり）することが適当と考える。

③ 常設展示アンケートの回答率について

アンケートの回答は、センターの活動に対する県民の直接の声を聞く貴重な機会であるが、今回、常設展示に関するアンケートを確認したところ、令和2年度の1年間で46件の回答しか得られていなかった。これは、令和2年度の利用者数実績3,911人に対して、僅か1%の回答である。

これでは、アンケートの回答率は十分とは言い難く、また、意見①で示した成果指標を情報収集するためにも、担当課は、回答数アップの方策を検討すべきと考える。

例えば、アンケートの回答と交換にちょっとした記念品を配布することや、土曜開館時に館内ツアーや展示解説を行い、それに参加した方に直接アンケートを実施するなど、回収率アップに向けた対策が考えられる。

④ 「体験・出前授業」に係る情報公開について

担当課は「体験・出前授業」実施後、実施した学校や団体ごとに、その授業風景写真や感想文など、授業内容を1枚のレポートにコンパクトにまとめて、センターのホームページ（以下、HP）で情報公開している。この取り組みは、今後、授業の申込みを検討する学校や団体への有用な情報提供となるとともに、センターの活動を広く県民に知らせる良いツールであると考えられる。

一方、HPを閲覧したところ、授業実施後からHPへの公開までに数ヶ月かかっているものも見受けられた。担当課に理由を確認したところ、レポートの原案を作成する県職員のキャパシティによりタイムリーに作成できない場合や、実施した学校や団体との了承や取りに手間がかかる場合があるとのことであった。これでは、情報公開の適時性や効率性を欠いていると考える。

そのため、担当課は、例えば、レポート作成を行う職員を特定せずに分担することで原稿作成時間の短縮を図るとともに、学校・団体側に対しては確認期間を設定するなどの対応が必要と考える。

⑤ センター設置時に財団から移管された備品の管理について

センターは、平成 23 年 4 月の設置にあたり、前身である財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所（以下、財団）から備品等の資産も含めて事業を引き継いでいる。

財団から引き継いだ備品の中には、現在も使用しているものがあり、財団における当初購入金額が高い順から主なものを挙げると、以下のとおりである。

<主な財団からの引継ぎ備品>

品名	利用状況	購入年月	購入金額	置き場所
実体顕微鏡	6 時間/日	平成 4 年 3 月	1,620,000 円	保存処理室 1
生物顕微鏡	4 時間/日	平成 4 年 3 月	1,540,000 円	保存処理室 1
展示ケース	毎日	平成 12 年 12 月	1,417,500 円	展示室 2
赤外線テレビカメラ	2 日/月	昭和 62 年 3 月	1,320,000 円	保存処理室 1

これらは財団からの引継ぎ時に、財団での帳簿価額で受入処理を行っており、その後、静岡県財産規則に従い、10 万円未満の物品については、財務会計システムで管理する「備品」の対象から外し、「消耗品」に分類し管理されている。「消耗品」に分類されたものは、財務会計システムへの登録（物品台帳への記録）はなされず、年度毎の現物確認も行われない。

しかし、今回のケースのように、償却資産の減価償却を実施している法人から受け入れた備品に相当する物品については、受入価額（財団での帳簿価額）が基準額を下回っていることをもって通常の備品管理の対象から外してしまうと、センターで購入した同種備品と同等の管理ができなくなってしまう。特に高額で利用頻度のある重要な物品については、財務会計システムへの登録や現物確認による財産管理を適切に行うべきと考える。

この点、静岡県財産規則では、10 万円未満の物品であっても、「物品管理者が特に必要と認めるもの」とすれば、「備品」として分類し管理することができることとされているため、財団から引継いだ物品は、当該規定を適用して適切に「備品」として分類・管理することが適当と考える。

⑥ 所在不明の「収蔵品」について

埋蔵文化財センターにおける「収蔵品」のうち、現在、その所在が不明となっているものは、以下のとおりである。

<所在不明の収蔵品>

遺跡名	発行年	紛失物	状況
駿府城跡内	1983	金製品の金糸	平成 23 年度移管以前に所在不明
富士石遺跡 I	2010	第IX文化層の石器 1 点 (146-367)	長泉事務所保管時に所在不明
川合遺跡	1996	火きり臼 (44-7-50)	清水保管庫保管時に所在不明
町田遺跡	1998	縄文棒状木製品 (13-20)	平成 28 年度大仁保管庫から移管時に所在不明
井通遺跡	2007	(63-309) テンバコ 154	平成 25 年の再収納作業時から所在不明
井通遺跡	2007	(16 表-7・10・11・31)	平成 25 年の再収納作業時から所在不明
社口遺跡	1983	出土土器一式 (須恵器・土師器)	テンバコ 1 箱程度
長崎遺跡 II	1992	勾玉付土器片 (21-64)	収納場所不明のため所在不明

ここで現状、所在不明の収蔵品について、明確な管理ルールが整備されていない。具体的には、所在不明の事実が発覚した後、センター出土文化財取締員が「行方不明一覧」に紛失物として記録し管理しているものの、所在の調査手続や長期不明品の取扱いについて、明確なルールは整備されていない。

所在不明の収蔵品の中には、重要度の高いAランク品は含まれていないものの、いずれも県の貴重な出土文化財の一部であり、センターは、明確な管理ルールを定めて適切に運用すべきと考える。なお、「行方不明一覧」には、所在不明の事実が発覚した時期（年月日）が記載されていないものがあるが、所在調査の手掛かりになる可能性もある重要な情報であるため、担当課は、必須記載項目として管理ルールに定め、記載漏れがないように運用すべきと考える。

B-23 文化財関係団体助成

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化財課		
事業開始	昭和38年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	伝統・歴史に培われた文化財の継承		
事業目的	県民の文化財に対する理解と関心を高めるとともに、文化財の保護愛護と活用を図り、県民文化の向上に努める。		
事業の必要性	同上		
事業対象	文化財保存協会		
実施方法	補助金		
実施主体	県		
事業内容	文化財保存協会の運営費補助 <参考：文化財保存協会の事業概要> ・文化財研修活動 支部会の開催、文化財講座・研修見学会、 歴史と文化教養講座等の開催 ・資料等の配布 県史研究、歴史の道等の一般頒布 ・ふじのくに文化財オータムフェアの共催		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名		合計
	補助金	—	
平成30年度	450	—	450
令和元年度	450	—	450
令和02年度	450	—	450

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	補助金	—	
一般財源	450	—	450
合計	450	—	450

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名		合計
	補助金	—	
負担金等	450	—	450
合計	450	—	450

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

本事業は、文化財保存協会の事業実施に対する補助金が事業費の全てである。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
補助金	県指定文化財新規 指定件数(件)	2	3	4	累計 12
	ふじのくに文化財 オータムフェア参 加者数(人)	148,461	193,786	318,165	220,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
補助金	なし				

<成果指標（補完指標含む）がない理由>

本事業について、新ビジョン等に明記された適当な成果指標はなく、担当課内における具体的な管理指標もない。

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 成果指標の設定について

本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできない状況である。また、県が継続して協会に補助金を交付する必要性についても、成果（アウトカム）がないままでは、県民に説明できないと考える。成果指標を設定すべきである。

成果指標としては、本事業は「文化財研修活動や資料等の配布、ふじのくに文化財オータムフェアの共催」を目的としていることから、「1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合」が適当と考える。

② 補助金算定根拠の明確化について

県は、上述した事業目的を達成するために、昭和 45 年度から静岡県文化財保存協会（以下、協会）に対して、補助金を交付している。直近5年間の補助金推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	協会の予算額	予算額のうち、補助対象事業分	
		県からの補助金	協会の自己財源
平成 28 年度	7,200	450	4,742
平成 29 年度	6,246	450	5,796
平成 30 年度	7,443	450	7,093
令和元年度	6,500	450	6,050
令和 02 年度	6,500	450	6,050

補助金予算については、毎年、協会が希望する補助金額を確認したうえで、県が書類審査等により、申請内容を吟味した上で確定している。近年においては、協会の業務内容や規模等に大きな変化がないことから、過去10年以上にわたり、450千円のまま推移している。

今回、担当課に補助金の算定根拠を確認したところ、具体的な算定根拠について明記された文書等は残っていないとのことであった。

補助金は、団体の安定的な運営のための運営補助として支出されているものであるが、これでは補助金の継続性や妥当性等についての具体的な判断基準がなく、合理的な見直しができないと考える。とくに県担当者が定期的に交代する現状を考慮すると、判断基準を文書等で明記する必要性は高いと考える。

そのため、担当課は、例年の業務内容・規模に大きな変動がない場合であっても、補助金の算定根拠を明確化したうえで、補助金の継続性や妥当性を毎年吟味して、県民に説明できるような記録を残すべきと考える。

B-24 美術館運営事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	昭和 61 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	県民に美術鑑賞の機会や、創作意欲に応える活動の場を提供する。		
事業の必要性	県民唯一の県立美術館として文化、芸術、教育の重要な拠点であり、県民の財産である 2,700 点超の貴重な美術品の管理も担っているため、代替施設は存在しない。		
事業対象	県民		
実施方法	直接実施		
実施主体	静岡県立美術館		
事業内容	<p>事業内容（概要・経費内訳等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術館運営事業費（以下、運営） <ul style="list-style-type: none"> 美術館運営のための事務運営経費 監視員アウトソーシング経費 ・美術館評価事業費 <ul style="list-style-type: none"> 美術館の運営を外部評価 アンケート集計・分析・評価 ・資料・普及事業費 <ul style="list-style-type: none"> 美術に関する学習活動の場の提供 調査研究活動の実施、美術関係資料整備等 ・展覧会事業費（以下、展覧会） <ul style="list-style-type: none"> 国内外の優れた美術作品鑑賞機会の提供 ・庁舎・園地管理事業費（以下、庁舎・園地） <ul style="list-style-type: none"> 美術館施設及び園地の維持管理 ・館蔵品取得事業費 <ul style="list-style-type: none"> 優れた美術作品の計画的購入 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名				合計
	庁舎・園地	展覧会	運営	その他	
平成30年度	209,116	66,511	49,479	258,648	583,756
令和元年度	202,265	76,985	49,482	105,787	434,520
令和02年度	226,531	73,324	49,399	28,235	377,490

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目 ※1	メニュー事業名				合計
	庁舎・園地	展覧会※2	運営	その他	
一般財源	221,741	△5,961	49,399	17,265	282,445
諸収入	767	41,639	—	949	43,356
使用料等	4,021	33,297	—	—	37,319
その他	—	4,348	—	10,020	14,368
合計	226,531	73,324	49,399	28,235	377,490

※1 節項目のうち、使用料等は使用料及び手数料を示す。

※2 展覧会の一般財源がマイナスになっているが、これは企画展の収益が好調で、歳入が歳出を上回ったためである。

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	庁舎・園地	展覧会	運営	その他	
委託料	162,706	10,119	32,077	2,833	207,736
需用費	55,143	9,152	5,595	1,233	71,124
負担金等	—	41,194	186	500	41,881
その他	8,681	12,857	11,539	23,668	56,747
合計	226,531	73,324	49,399	28,235	377,490

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

庁舎・園地及び運営は、美術館及び周辺園地等の維持管理業務委託や美術館運営に伴う監視業務委託等の委託料が事業費の多くを占める。また、展覧会は、実行委員会形式による展覧会に係る負担金等（負担金）が事業費の多くを占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	県立美術館来館者 数(人)	132,783	181,265	170,186	240,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
全事業	1年間に文化・芸術の鑑賞、活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 施設の概要

(1) 概要

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(2) 利用者推移

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(3) 維持管理

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(4) 備品管理

① 管理方法

県の財務会計システムに、備品情報（物品名、価格、数、場所等）を登録し、同システム上にある物品台帳一覧表を用いて、備品管理している。

② 確認方法

備品の現物確認は、毎年8月に実施している。

具体的な確認方法は、備品ごとに貼ってある物品シールと、物品台帳一覧表の突合による。不要となった備品については、県の財務会計システムへリサイクル物品の登録及び全庁掲示板へ不要備品として掲載し、引き取りがない場合は、処分している。

(5) 収蔵品管理

① 管理方法

県の財務会計システムに、収蔵品情報（物品名、価格、数、場所等）を登録し、同システム上にある物品台帳一覧表を用いて、収蔵品管理している。

② 確認方法

収蔵品の現物確認は、毎年定期的に行われていないが、代わりに作品の状態点検と併せて不定期に現物確認をしている。

また、展示及び貸出等で移動する収蔵品については、学芸員がその都度実物の確認を行っている。

3 監査結果

(1) 指摘

① 備品の管理について

県立美術館（以下、美術館）は、備品購入後、財務会計システムに基本情報を登録し、登録後に打ち出される物品シールを備品に貼って、備品管理をしている。

今回、備品と財務会計システムから打ち出された物品台帳一覧表を突合したところ、以下のような差異があった。

品名	物品番号	
	物品シール	物品台帳一覧表
テーブル	85-020605	85-020597
テーブル	85-020607	85-020598
テーブル	85-020608	85-020599

県担当者に確認したところ、規格が同一のテーブルが多数あり、過去にテーブルの一部を管理換した際に、財務会計システムから管理換する備品を誤っていたとの回答を得た。

物品シールによる備品管理を適切に実施するために、毎年8月に実施する現物確認においては、備品そのものを確認するだけでなく、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が一致することも漏れなく確認すべきである。

(2) 意見

① 企画展の採算管理について

本事業では展覧会事業の一環として、毎年、美術館内で各企画展を実施しており、令和2年度の実績は以下のとおりである。

企画展名	観覧料※	観覧者数（人）		県歳出予算 （千円）
	当日券一般	見込	実績	
きたれ、バウハウス展	1,500円	13,000	8,453	13,500
みんなのミュシャ展	1,500円	35,000	41,713	16,000
富野由悠季の世界展	1,200円	20,000	31,492	17,500
パラレル・ヒストリーズ展	800円	7,000	4,252	6,000
ムーミン展	1,300円	33,000	40,923	12,000

※ 観覧料は、前売券や当日券、団体券など、複数の料金体系があるが、ここでは、当日券一般のみを記載している。

新型コロナウイルス感染症の中、各企画展の観覧者数は、概ね目標を上回る実績となっており、県民に国内外の優れた美術作品の鑑賞の機会を提供することができたと考えられる。

一方、令和2年度の予算執行管理表は未作成であり、県歳出実績は確認できなかったため、各展覧会の収支を把握できなかった。これでは、各企画展の採算評価ができず、観覧料の設定が妥当か否か等、事後的な検証ができないと考える。

美術館は築年数の増加に伴い、通常の運営事業費の他、施設を維持するための修繕費の増加が見込まれているため、できるだけ観覧料収入なども増やしていく必要があると考える。そのため、各企画展においては、適時、県歳出実績を把握して採算管理を行い、次の予算編成等に反映していくべきと考える。

② 移動美術展の管理について

本事業では展覧会事業の一環として、静岡市から遠く離れた地域における収蔵作品を鑑賞する機会を提供するために、移動美術展を実施している。

移動美術展の開催地は、県が、移動美術館の開催を希望する施設（自治体）の中から、施設環境等を調査したうえで採択しているが、直近実績は以下のとおりである。

	採択	不採択
平成25年度	小山町総合文化会館 袋井市月見の里学遊館	富士山環境交流プラザ（富士宮市） 沼津市庄司美術館 清川泰次芸術館（御前崎市） クリエート浜松
平成26年度	沼津市庄司美術館 菊川市歴史街道館	御殿場市民会館 清川泰次芸術館（御前崎市） クリエート浜松
平成27年度	焼津文化会館 浜松市秋野不矩美術館	富士川楽座 清川泰次芸術館（御前崎市） クリエート浜松
平成28年度	ロゼシアター（富士市） 島田市博物館	裾野市生涯学習センター クリエート浜松
平成29年度	三島市郷土資料館 富士山かぐや姫ミュージアム（富士市）	沼津市庄司美術館 裾野市生涯学習センター 浜松こども館

	採択	不採択
平成30年度	上原美術館（下田市）	—
令和元年度	沼津市庄司美術館 裾野市民文化センター	沼津市市民文化センター 御殿場市民会館
令和2年度	沼津市市民文化センター 焼津文化会館	ロゼシアター（富士市）

直近実績をみると、移動美術館の開催場所は静岡市から遠く離れた地域でも実施されており、かつ、東部・中部・西部のバランスもとれていると考えられる。一方、複数年にわたって開催希望を出しているにもかかわらず、不採択が続いて開催できない施設もあった。

施設名	不採択	不採択理由
クリエート浜松	平成25年度～28年度 （4年間連続）	移動美術展の開催期間について、静岡県と浜松市があわなかった。
清川泰次芸術館	平成25年度～27年度 （3年間連続）	施設の不具合と、同時に申請していた他施設との競合による。

県が求める水準の収蔵品の保存環境がない施設については、収蔵品の適切な保存の観点から、施設環境に変化がない限り不採択が続くのはやむを得ないとする。一方、クリエート浜松のように、お互いの合意が取れずに不採択が4年間続いて結局開催できなかったことについては、改善の余地があったのではないかと考えられる。今後も同様の事態が発生しないよう、美術館は、できるだけ希望した施設（自治体）で実施できるよう調整すべきと考える。その際、今後のために、その過程を記録として残すことが、問題点把握の観点から望ましいと考える。

また、現状、不採択の自治体に対して、美術館は「静岡県立美術館〇年度移動美術展会場の検討結果について（以下、検討結果）」を通知しているが、そこには不採択の理由が記載されていなかった。担当課に理由を確認したところ、県と市町の担当者間では不採択理由は共有されているとのことであるが、人事異動で各担当者が頻繁に変わっていくことを考えると、不採択理由も検討結果に記載して文書で残すべきと考える。

③ 講堂の稼働率について

美術館内に講堂があり、芸術文化の発表と普及の目的での使用を条件に貸出しをしており、稼働率の直近推移は、以下のとおりである。

(単位：%)

	平成 30 年度			令和元年度		
	午前	午後	計	午前	午後	計
月	28.6	35.7	64.3	22.2	22.2	44.4
火	1.7	1.7	3.4	2.6	3.9	6.6
水	2.7	2.7	5.4	1.2	1.2	2.3
木	6.8	6.8	13.5	1.1	1.1	2.2
金	5.4	6.8	12.2	1.1	2.2	3.3
土	29.7	31.1	60.8	16.7	17.8	34.4
日	33.8	39.2	73.0	22.7	26.1	48.9
年	14.3	15.8	30.1	8.2	9.3	17.5

	令和 02 年度		
	午前	午後	計
月	10.0	10.0	20.0
火	2.3	2.3	4.5
水	1.1	1.1	2.2
木	1.1	1.1	2.2
金	2.2	2.2	4.4
土	9.8	9.8	19.6
日	19.6	20.7	40.2
年	6.2	6.3	22.5

令和元年度及び2年度は新型コロナウイルス感染症の影響があるため、平成30年度をベースに見ると、年の稼働率は30%であり、必ずしも高い数値であるとはいえない。しかし、曜日で見ると、月土日の稼働率は60%を超えており、火水木金の稼働率が10%付近であることから、一律に稼働率が低いわけではない。また、担当課に火水木金の稼働率が低い理由を確認したところ、講堂がピアノや保育園・幼稚園の発表会の場として使用されているケースが多く、休日である土日の利用者が多くなるとの回答を得た。

火水木金の稼働率が低い理由はやむを得ないと考えられるが、現状の稼働率は10%付近であり、改善の余地はあると考えられる。そのため、美術館は、まずは、火水木金と月土日に分けるなどして、講堂の稼働率をコマ別で目標管理することが有益と考える。

④ 製作物の在庫について

美術館では、以下の製作物を作成し、関係者に配布している。

製作物名称	作成目的	内容
年報	業務実績の記録	活動記録
ロダンウィーク	展覧会の広報	PRちらし
研究紀要	研究成果の広報	研究成果
アマリリス	美術館ニュース	所蔵品紹介等

今回の施設往査で、各製作物を確認したところ、最も古いものとして以下が残っていた。

- ・年報 平成 29 年度
- ・ロダンウィーク 平成 26 年度
- ・研究紀要 平成 25 年度
- ・アマリリス 平成 29 年度

そのうち、とくにロダンウィークは、作成目的や内容からすると、今後、使用する可能性が低いと考える。そのため、美術館は、ロダンウィークを含む各製作物について廃棄ルールの設定、及び定期的な廃棄を実施すべきと考える。

⑤ 備品の設置場所について

美術館は、備品購入後、財務会計システムに品名や取得金額、取得日等の基本情報を入力し、システムを用いた備品管理をしている。

今回、財務会計システムから打ち出された物品台帳一覧表を確認したところ、設置場所が空欄となっている備品が大半であった。空欄の理由を確認したところ、企画やイベントの内容により設置場所が移動するためということであった。

設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。そのため、美術館は、毎年８月に実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、備品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。

⑥ 美術品の現物確認について

美術館は、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供するために、美術品を収集している。令和３年３月３１日現在における県立美術館の収蔵品数は、購入１,４６６点、基金購入６点、寄贈１,２５３点、管理換９点の合計２,７３４点、取得金額累計で８,３４６,８９５千円となっている。

今回、担当者に収蔵品の現物確認方法を確認したところ、備品と異なり、作品の状態点検と合わせて不定期に現物確認を実施しているとのことであった。

美術館は収蔵品の点数が多く、現物確認に伴う劣化も想定されることから、定期的に現物確認を実施しづらい環境であることは理解できる。しかし、美術館は他文化施設と異なり、取得金額が高額な収蔵品が多く、金額的重要性が高いと考える。そのため、美術館は、少なくとも一定数以上の収蔵品について、定期的な現物確認を実施すべきと考える。

B-25 美術博物館建設基金積立金

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	昭和 53 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	基金を運用することで、県民共有の財産として県立美術館の館蔵品購入に備える。		
事業の必要性	美術館の振興を目的として個人から寄附を受けた部分が財源の一部に含まれているため、基金が廃止された場合には、亡くなられた寄附者の意に反することになる。		
事業対象	県民		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	美術館の建設及び館蔵品の取得に要する経費に充てる目的で「静岡県立美術博物館建設基金条例」を制定し、美術博物館建設基金（以下、基金）を設置した。		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	基金	—	
平成 30 年度	52	—	52
令和元年度	13	—	13
令和 02 年度	87	—	87

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	基金	—	
財産収入	87	—	87
合計	87	—	87

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	基金	—	
積立金	87	—	87
合計	87	—	87

<内容>

本事業は、基金残高から生じた運用益を基金に積み立てており、積立金が事業費の全てである。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
基金	年間利用者数(人)	132,783	181,798	170,186	240,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
基金	1年間に文化・芸術の鑑賞、活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 静岡県立美術博物館建設基金（以下、基金）の繰入について

基金は、昭和54年3月に「静岡県立美術博物館建設基金条例」の制定を受け、美術博物館の建設や館蔵品の取得に要する経費（当経費）に充てる目的で設置されており、基金の直近推移は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

	期首 残高	当期 繰入	当期 取崩	期末残高		
				現金	美術品	計
平成23年度	1,514	1	5	529	981	1,511
平成24年度	1,511	1	5	525	981	1,506
平成25年度	1,506	0	-	463	1,044	1,507
平成26年度	1,507	0	-	466	1,044	1,511
平成27年度	1,511	3	-	467	1,044	1,511
平成28年度	1,511	0	3	464	1,044	1,508
平成29年度	1,508	0	-	496	1,044	1,540
平成30年度	1,540	31	9	486	1,044	1,530
令和元年度	1,530	0	10	476	1,044	1,520
令和02年度	1,520	0	9	466	1,044	1,511

ここで、基金残高は現金と美術品に分かれるが、当経費に充当できる現金は約3割となっている。現金残高は、直近年度の推移を見る限り減少傾向が続いており、その要因は以下のとおりである。

ア. 厳しい県予算の中、基金の繰入にまわせる予算を捻出できない

イ. 基金で購入したい作品が市場に出回った際に迅速に購入することができるように、基金（現金）を全て短期運用しており、運用収益がほとんど生じていない

ア及びイの状況は今後も続くと考えられるため、このままでは当経費を十分に賄えないと考える。令和元年の第三者評価委員会でも同様の意見があり、それを受けて、県は以下の方法について今後も検討を進めるとのことであったが、担当課は、5年後の開館40周年に向けて、県予算以外から基金繰入を増やすための取組みを実施すべきと考える。

<第三者評価委員会からの意見>

- ・収蔵品を展示する常設展の観覧料収入を基金に積み立てる
- ・寄付金の受け入れ
- ・クラウドファンディング

② 静岡県立美術博物館建設基金の考え方について

静岡県立美術博物館建設基金条例（以下、条例）第2条では、「基金の額は、15億円とする」とあり、「基金の額が15億円を下回るることとなる処分は、することができない」ため、各年度の基金残高は、15億円以上となっている。これは、上述の当経費を十分に確保し備えておくことを目的としているためである。

しかし、基金の内訳は、概ね、現金3割、美術品7割となっており、美術品は売却による現金化ができないことから、基金の目的である当経費に充当できるのは現金のみである。そのため、基金残高15億円があっても、その全てを当経費に充当できず、「基金の額は15億円とする」と設定した趣旨を、十分に満たしていないのではないだろうか。

条例制定から40年以上が経ち、制定当初から置かれている環境が大きく変化していることを踏まえ、担当課は、条例第2条の見直しなど、現況に即した取扱いに修正すべきと考える。

B-26 美術館特定天井対策事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	令和2年度	事業終了予定	令和3年度
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	既存不適格となっている美術館の特定天井を現行法に適合させることにより、県民にとって安全・安心な施設となるよう改修する。		
事業の必要性	高さ6m超の位置から天井が落下した場合の衝撃は人命を損なう可能性があり危険である。美術館は広く県民の利用する施設であり、耐震性の強化を行う必要がある。		
事業対象	県立美術館		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
事業内容	美術館の特定天井1箇所耐震対策工事を行う。 対策箇所 ・エントランスホール		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名		合計
	特定天井	—	
平成30年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—
令和02年度	3,223	—	3,223

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	特定天井	—	
国庫支出金	1,074	—	1,074
県債	1,000	—	1,000
一般財源	1,149	—	1,149
合計	3,223	—	3,223

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	特定天井	—	
委託料	3,223	—	3,223
合計	3,223	—	3,223

<内容>

本事業は、令和2年度から令和3年度にかけて実施する設計委託及び工事を実施するものであり、設計委託料が事業費の全てである。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
特定天井	年間利用者数(人)	132,783	181,798	170,186	240,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
特定天井	1年間に文化・芸術の鑑賞、活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 活動指標の設定について

本事業の活動指標は上述のとおりであるが、これは本事業による工事の他、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものである。そのため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、それだけでは活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。

本事業は、地震・津波対策アクションプログラムにおいて、「県有建築物等の吊り天井脱落防止対策の推進」として、令和4年度までに対策を行うことを目標としている。具体的に静岡県立美術館については、エントランスホールが特定天井対策工事の対象であり、令和2年度に設計、令和3年度全館休館中に工事を実施する計画となっている。

県としては、毎年、計画に基づいた設計及び工事を実施できたか否かが重要であり、活動指標としては「計画の進捗率」等がより適切と考える。また、仮に活動指標を変えた場合、令和2年度においては、当初計画どおりに設計が実施できており問題ないと考える。

② 予算と決算について

令和2年度の本事業はエントランスホール工事の設計であり、その委託費を予算計上している。令和2年度の予算額決算額を確認したところ、当初予算は5,600千円に対し決算額は3,223千円であり、執行率（決算額÷当初予算）は57%であった。

担当課に執行率が低い理由を確認したところ、令和3年度に実施予定であるエントランスホール工事費の10%を当初予算として計上したが、入札の結果、安く済んだとのことであった。

執行率が低い場合、限られた県予算を有効活用できていないことを示すため、執行率を高めていく必要がある。担当課は、令和3年度から、設計の委託費を従来の見積方法である工事費の10%ではなく、建築管理局建築企画課に積算依頼するよう変更するとのことであるが、今後も差異理由に応じた機動的な見直しを継続していくべきと考える。

B-27 美術館修繕事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	令和2年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	美術館の施設の保全のため、建物及び設備機器の修繕を行う。		
事業の必要性	美術館建設後35年を越えて更新すべき部位部材・設備機器が増えてきており、更新費用も極めて大きいため、計画的に修繕することが重要である。		
事業対象	県立美術館		
実施方法	業務委託、工事請負		
実施主体	県		
事業内容	劣化診断において5年以内に修繕が必要とされたものについて、計画的に設計や工事等を実施する。 ・事業内容 設計業務委託 工事請負契約		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名		合計
	修繕	—	
平成30年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—
令和02年度	180,564	—	180,564

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	修繕	—	
国庫支出金	2,159	—	2,159
県債	178,000	—	178,000
一般財源	405	—	405
合計	180,564	—	180,564

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名		合計
	修繕	—	
委託料	9,767	—	9,767
工事請負費	170,797	—	170,797
合計	180,564	—	180,564

<内容>

本事業は、主に美術館の修繕工事を実施するものであり、工事請負費が事業費の大半を占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
修繕	年間利用者数(人)	132,783	181,798	170,186	240,000

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	令和 03年度
修繕	1年間に文化・芸術の鑑賞、活動を行った人の割合	54.9%	53.4%	60.5%	75.0%

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 活動指標の設定について

本事業の活動指標は上述のとおりであるが、これは本事業による修繕の他、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものである。そのため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、それだけでは活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。

本事業は中期維持保全計画に基づいた修繕工事及びその設計であり、毎年、計画に基づいた修繕を実施することを目的としていることから、計画どおりに修繕が実施できたか否かが重要と考える。そのため、活動指標としては「中期維持保全計画の進捗率」等がより適当と考える。また、仮に活動指標を変えた場合、令和2年度においては、当初計画どおりに修繕が実施できており問題ないと考える。

B-28 ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費

1 事業の概要

(1) 概要

担当部局	スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課		
事業開始	平成 28 年度	事業終了予定	—
新ビジョン及び文化振興基本計画における位置づけ（主たるもの）			
・政策	“ふじのくに”の魅力の向上と発信		
・政策の柱	文化芸術の振興		
・施策	地域資源を活かした文化芸術の振興		
事業目的	ふじのくにの固有の自然環境を学び、守り、育て、次世代に継承していく。		
事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した自然史資料を適切に整理し、次世代へ継承する必要がある。 ・人と自然、環境に関する調査研究や県民の生涯学習を支える拠点化を推進する必要がある。 		
事業対象	県立自然系博物館		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	<p>主たる事業内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営 庁舎、敷地等の維持管理など ・収集保管 自然史資料の収集、整理保存など ・調査研究 総合研究、分野別研究の実施など ・教育普及、展示 常設展、企画展、移動ミュージアムなど ・情報発信 広報活動 ・協力関係 運営協議会、ボランティアなど ・地域連携 SDGsに関する展示など 		

(2) 事業費決算額の推移

(単位：千円)

年度	メニュー事業名				合計
	収集保管	調査研究	教育普及・展示	その他	
平成30年度	16,902	9,506	45,366	136,086	207,860
令和元年度	16,460	7,122	50,584	132,431	206,597
令和02年度	17,140	6,428	44,144	132,269	199,981

(3) 事業費決算額の内訳 <令和02年度>

① 財源

(単位：千円)

節項目	メニュー事業名				合計
	収集保管	調査研究	教育普及・展示	その他	
一般財源	17,140	6,428	44,144	93,711	161,423
県債	—	—	—	25,000	25,000
その他	—	—	—	13,558	13,558
合計	17,140	6,428	44,144	132,269	199,981

② 支出

(単位：千円)

節項目 ※	メニュー事業名				合計
	収集保管	調査研究	教育普及・展示	その他	
需用費	1,351	2,357	7,647	14,480	25,835
委託料	14,950	—	31,610	66,855	113,415
工事請負費	—	—	—	25,707	25,707
備品購入費	—	1,960	—	302	2,262
負担金等	—	1,868	—	—	1,868
その他	839	243	4,887	24,925	30,894
合計	17,140	6,428	44,144	132,269	199,981

※ 節項目のうち、負担金等は負担金、補助及び交付金を示す。

<内容>

収集保管は、資料の整理保存や資料データベースシステム保守・運用等のため、委託料が事業費の多くを占める。調査研究は、実験で使用する試料や資材など消耗品の購入のため、需用費が事業費の多くを占める。教育普及・展示は、企画展展示製作業務等のため、委託料が事業費の多くを占める。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	毎年度
全事業	ミュージアムキャラバン及びミニ博物館開催箇所数	70	59	56	70

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標 (補完指標含む)	実績値			目標値
		平成 30年度	令和 元年度	令和 02年度	毎年度
全事業	ふじのくに地球環境史ミュージアム来館者数(人)	79,676	78,118	48,924	80,000

2 施設の概要

(1) 概要

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(2) 利用者推移

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(3) 維持管理

第5 静岡県の施設（文化芸術の振興に関するもの）参照

(4) 備品管理

① 管理方法

県の財務会計システムに、備品情報（物品名、価格、数、場所等）を登録し、同システム上にある物品台帳一覧表を用いて、備品管理している。

② 確認方法

備品の現物確認は、毎年10月頃に実施している。

具体的な確認方法は、備品ごとに貼ってある物品シールと、物品台帳一覧表の突合による。不要となった備品については、県の財務会計システムへリサイクル物品の登録及び全庁掲示板へ不要備品として掲載し、引き取りがない場合は、処分している。

(5) 収蔵品管理

① 管理方法

令和2年度末現在、約90万点の標本全てを、受入台帳に登録している。また、そのうち約25万点の標本については、「収蔵品DB」に、標本情報（標本名、価格、数、場所等）を入力のうえ、管理している。残りの約65万点の標本については、「収蔵品DB」に未入力であり、標本の分野ごとの学芸課研究員が個別管理している。

また、標本の一部（寄贈コレクション）は、物品と同様の管理をしている。

② 確認方法

収蔵品の現物確認は、毎年定期的には実施していないが、標本を新たに収集又は寄贈された都度、収蔵室に保管する際、他の標本の状態等も合わせて確認している。また、収蔵された標本はいずれも貴重なため、基本的には廃棄することはない。

3 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① バスの運行委託について

ふじのくに地球環境史ミュージアム（以下、ミュージアム）は、最寄りのJR静岡駅から約6km、バス停から徒歩15分の場所にあり、車以外での交通手段が限られることから、平成28年3月より、しずてつジャストライン(株)と運行業務委託契約を締結し、静岡駅からミュージアムまで直通バスを運行している。直通バスの運行はおよそ1時間に1本であり、開館時間10:00～17:30を目途に一日7～8本運行している。運行実績の直近推移は、以下のとおりである。

内容	平成30年度	令和元年度	令和02年度
委託費実績 ※ (円)	4,420,094	4,894,816	5,751,150
運行本数 (本)	4,972	4,940	4,960
乗客数 (人)	8,205	7,764	4,749
1台当たりの乗客数 (人)	1.65	1.57	0.96

※ 委託会社の運行経費から運賃収入を差し引いて算定している。

過去の運行実績をみると、バス1台当たりの乗客数は1～2人程度で推移しており、多くの利用者が利用しているとはいえない状況にある。とくに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、乗客数は顕著に少ない結果となっている。

車を利用できない来館者のために、ミュージアムまでの公共交通機関を整備することが重要であることは理解できる。しかし、直近の乗客数をみると、限られた予算を使って、現状の運行本数を続ける必要性は高いとはいえないと考える。

この点、例えば、ミュージアムの来館者数は年間を通じて土日祝日に集中している傾向にあることから、来館者数が相対的に少ない平日の運行本数を減少させるなどの方法が考えられる。しかし、ミュージアムは、現在、運行バス1本ごとの利用者数は委託業者から報告を受けておらず、曜日や時間帯ごとのバス利用者数は把握できる体制が整っていない。そのため、ミュージアムは、今後、委託業者との連携により、曜日や時間帯ごとのバス利用者等をできるだけ詳細に把握し、費用対効果の視点も含めて、定期的に運行本数のあり方を検討すべきと考える。

② 収蔵品データベースへの入力について

ミュージアムは、研究用や展示用として、昆虫類、鳥類、魚類、植物、岩石等の様々な収蔵品を保存管理している。

保存管理の手順としては、収蔵品をミュージアムに搬入後、まず受入台帳に登録し、次にデータベースに入力している。具体的には、受入台帳の登録は基本的にミュージアムの研究員が実施しており、登録データベースへの入力は委託先である特定非営利活動法人静岡県自然史博物館ネットワークが実施している。

ここで、登録データベースへの入力件数（以下、データベース入力件数）の直近推移は、以下のとおりである。

（単位：件）

データベース 入力件数	平成 30 年度	令和元年度	令和 02 年度 ※
年度別	27,008	16,845	47,590
累計	190,451	207,296	254,886

※ アルバイトの大学生に入力業務を依頼し、入力件数が急激に増加した。

上記のとおり、データベース入力件数は、年度によってバラつきが生じている。担当者に理由を確認したところ、入力業務を実施する委託先の担当人数に限りがある中、資料によって入力に至る時間が異なるため、入力業務の平準化は難しいとのことであった。

令和 2 年度末時点の収蔵品は約 90 万点あり、データベース未入力件数は約 65 万点あることから、入力完了まで長い年月を要すると考えられる。例えば、収蔵点数の増加がないと仮定し、直近 3 ヶ年の平均入力数を基に計算しても、データベースへの入力は 21 年程度かかることになる。

収蔵品点数は年々増加していく現状を踏まえると、ミュージアムは中長期的な登録データベースへの入力計画を定め、一定年数経過ごとに計画値の達成ができなかった場合は、アルバイトを雇う等して、入力を計画的に進めていくべきと考える。

③ 企画展図録の在庫について

ミュージアムでは、冬季に開催する有料企画展において、観覧者の理解を深めることを目的として、企画展図録（展示解説書）を作成、販売している。

企画展図録における各年度の作成部数、及び令和 3 年 9 月 22 日時点の在庫部数は、以下のとおりである。

(令和3年9月22日現在)

年度	発行時期	企画展名	作成部数	在庫部数
平成28年度	平成28年12月10日	静岡のチョウ 世界のチョウ	1,500	956
平成29年度	平成29年12月2日	先史時代の輝き	1,000	332
平成30年度	平成30年12月1日	くらやみの覇者	1,000	341
令和元年度	令和元年12月21日	大絶滅	1,000	473
令和02年度	令和2年12月5日	食虫植物	1,000	499

上記のとおり、企画展図録は毎年1,000冊(平成28年度のみ1,500冊)作成しているが、各年度における作成部数の3割以上が在庫として残っている。

毎年、企画展の内容が異なることから、企画展終了後に過去に作成した企画展図録の販売数が大きく伸びる可能性は低いと考えられる。そのため、ミュージアムは、企画展図録の販売方法について、テコ入れや多角化等を実施し、在庫部数の削減を検討すべきと考える。また、それでも在庫部数が残り続ける場合は、費用対効果も踏まえ、作成部数そのものを見直すことも検討すべきと考える。

④ 広報物、研究成果物の在庫について

ミュージアムでは、定期的にニュースレターや年報、東海自然誌といった広報物を作成している。

名称	発行時期	内容
ニュースレター	年3回	ミュージアムの最新情報や研究員の紹介等
年報	年1回	ミュージアムの活動実績
東海自然誌	年1回	文化・芸術等に関する調査研究

広報物における各発行号数の作成部数、及び令和3年9月22日時点の在庫部数は、以下のとおりである。

<ニュースレター 在庫数>

(単位：部)

年度	発行時期	発行号数	作成部数	在庫部数
平成 27 年度	平成 27 年 9 月 30 日	Vol. 1	20,000	1
	平成 28 年 1 月 1 日	Vol. 2	20,000	1,583
	平成 28 年 3 月 26 日	Vol. 3	20,000	2
平成 28 年度	平成 28 年 9 月 30 日	Vol. 4	50,000	28
	平成 29 年 1 月 1 日	Vol. 5	20,000	3,486
	平成 29 年 3 月 26 日	Vol. 6	20,000	53
平成 29 年度	平成 29 年 11 月 17 日	Vol. 7	10,000	27
	平成 30 年 1 月 26 日	Vol. 8	10,000	2,682
	平成 30 年 3 月 30 日	Vol. 9	10,000	1,472
平成 30 年度	平成 30 年 7 月 31 日	Vol. 10	10,000	1,403
	平成 30 年 11 月 30 日	Vol. 11	10,000	1,351
	平成 31 年 3 月 31 日	Vol. 12	10,000	1,112
令和元年度	令和元年 8 月 5 日	Vol. 13	10,000	1,397
	令和元年 11 月 30 日	Vol. 14	10,000	1,408
	令和 2 年 3 月 6 日	Vol. 15	10,000	1,357
令和 02 年度	令和 2 年 8 月 20 日	Vol. 16	10,000	1,371
	令和 2 年 11 月 30 日	Vol. 17	10,000	988
	令和 3 年 3 月 18 日	Vol. 18	10,000	1,500

<年報 在庫数>

(単位：部)

年度	発行時期	名称	作成部数	在庫部数
平成 28 年度	平成 28 年 9 月 30 日	年報 2015	500	908
平成 28 年度	平成 29 年 3 月 21 日	年報 2015 (増刷)	1,200	
平成 29 年度	平成 29 年 11 月 24 日	年報 2016	500	190
平成 30 年度	平成 30 年 11 月 30 日	年報 2017	500	173
令和元年度	令和元年 12 月 25 日	年報 2018	500	259
令和 02 年度	令和 2 年 12 月 25 日	年報 2019	500	235

<東海自然誌 在庫数>

(単位：部)

年度	発行時期	発行号数	作成部数	在庫部数
平成 28 年度	平成 29 年 3 月 31 日	10 号	500	207
平成 29 年度	平成 30 年 3 月 30 日	11 号	500	263
平成 30 年度	平成 31 年 3 月 29 日	12 号	500	226
令和元年度	令和 2 年 3 月 17 日	13 号	500	227
令和 02 年度	令和 3 年 3 月 31 日	14 号	500	230

広報物の在庫部数を見ると、年報と東海自然誌が顕著に多く見える。

具体的には、年報は開館初年度である平成 28 年度を除き、毎年 500 部作成しているが、作成部数のうち 3～5 割が在庫部数として残っている。東海自然誌は毎年 500 部作成しているが、作成部数のうち 4～5 割が在庫部数として残っている。

広報物の内容や、定期的な廃棄をしない取扱いを踏まえると、年数が経過するほど、広報物の鮮度がおち、在庫部数が増加していくことが懸念される。そのため、ミュージアムは、まず、広報物の配布方法を見直すことにより、在庫数の削減に努めていくことが必要である。次に、それでも在庫が残り続ける場合は、費用対効果も踏まえ、作成部数の見直しも検討すべきと考える。

⑤ 物品の設置場所について

ミュージアムは、上述のとおり物品台帳一覧表を用いて、備品管理している。

今回、物品台帳一覧表を閲覧したところ、登録されている物品等 628 件のうち、設置場所が空欄の物品が 526 件見受けられた。担当者に空欄の理由を確認したところ、県立静岡南高校からミュージアムに移管された際、当時の担当職員は開館直後の業務に忙殺されて、各物品の設置場所の確定や物品台帳の登録まで手が回らなかったが、その後、担当職員の異動により上手く引継ぎがされずにそのままとなっているとのことであった。

設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。そのため、ミュージアムは、毎年 10 月に実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。

第7 結び

今年度の監査テーマは、「文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について」であり、県は新ビジョンや静岡県文化振興基本計画等に基づく各種の目標達成に向けて、具体的な施策や主な取組が事業化されているが、成果指標や活動指標の設定がない事業等が散見され、複数の意見を述べた。

事業の実施内容によっては成果や結果が測定しづらい等から、直接的な成果指標や活動指標の設定が難しいことは理解できる。とくに文化芸術の振興に関する事業の中には、短期間で成果や結果を把握することが難しいものもあり、毎年、数値化して評価することは容易ではないかもしれない。しかし、繰り返しとなるが、監査対象事業である「文化芸術の振興に関する施策に関する事業」は比較的公益性が高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、事業目的を達成するためにも、県民の理解を得るためにも、必要不可欠と考える。

また、県には複数の文化施設があり、様々な備品を所有しているが、その備品管理状況（現物確認等）について、複数の指摘や意見を述べた。

とくに現物確認については、日々の業務で忙しい合間をぬって、ルールに基づいて1件1件実施することが厳しいのは理解できる。備品数が多くなればなるほど、実務上、ルールに基づいた現物確認は困難になっていくであろう。しかし、県税等で購入した備品を適切に管理するために、ルールに基づいた現物確認を実施することは非常に重要であり、欠かすことができないと考える。今回、文化施設以外の他施設の状況を把握できていないが、仮に他施設も同様に、現物確認が困難な状況であるならば、県全体の視点で、現況も踏まえたルールの更新や見直しの検討に繋げるために、各施設で声をあげていくことが重要と考える。

今回の包括外部監査が、県民にとって身近で、県にとって力を注いでいる「文化芸術の振興に関する施策に関する事業」の更なる推進に役立てば幸いである。

<監査結果一覧>

A 総論

結果	項目	内容
指摘	①各文化施設における備品管理について	<p>各文化施設の備品管理状況を確認したところ、㉗備品に物品シールが貼っていない、㉘貸付物品（県から指定管理者に貸した備品）の一部について現物確認を実施していない、㉙物品シールと物品台帳一覧の物品番号が異なるものがあった。</p> <p>㉗及び㉙については、物品シールを用いた備品管理ができないため、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。</p> <p>㉘については、指定管理者が貸付物品の一部について現物確認を実施していないため、定期的な現物確認を実施するよう、周知徹底すべきである。</p>
意見	①成果指標と活動指標について	<p>監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㉚成果指標や活動指標がない」、「㉛成果指標や活動指標が直接的ではない」ものが散見された。</p> <p>㉚については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>㉛については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業目的や内容等を踏まえ、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>特に、監査対象事業である「文化芸術の振興に関する事業」は公益性が比較的高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p>

B-01 「富士山」後世への継承推進事業費

結果	項目	内容
意見	①富士山世界文化遺産協議会（以下、協議会）への負担金について	<p>協議会は、有識者等による会議の開催等を実施しており、それらに要する経費について、静岡県側と山梨県側で2分の1ずつ、協議会へ負担金を拠出している。そのうち、静岡県側負担分については、県が3分の2、関係6市町が3分の1の割合で、県内市町と負担金を分担している。</p> <p>しかし、担当課は、負担割合やその根拠、経緯を協議会設置要綱その他の規程等（以下、関連資料）に明記していなかった。</p> <p>定期的に県担当者が交代する現状や県民への説明責任を考慮すると、関連資料に負担割合等を明記することが望ましいと考える。</p>
	②記念品の残数について	<p>県は、富士山保全協力金の支払者に対し、返礼記念品として缶バッジを配布している。過年度の缶バッジが数千個残っているが、過年度の缶バッジが配布される機会はなく、適宜廃棄している。</p> <p>ここで、過年度の缶バッジ残数を廃棄すると、各年度で数十万円の缶バッジ廃棄損が生じることになり、惜しいと考える。</p> <p>そのため、まず、缶バッジの廃棄をなくすために、発注数や配布方法のみならず、現状の缶バッジデザインも含めて、定期的な見直しを検討すべきと考える。次に、缶バッジを廃棄せざるを得ない現行の方法を続ける場合には、缶バッジ廃棄損を少なくするために、製造原価を削減していくことも必要不可欠である。他に、定期的に県担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から、缶バッジの廃棄ルールを文書化することが適当と考える。</p>

	<p>③補助金等の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について</p>	<p>本事業では、富士山後世承継事業費補助金交付要綱に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、担当課に当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、補助事業者からの報告はないため補助金の返還はないとの回答であった。</p> <p>現状の取扱いでは、県が補助金の返還がない理由を正確に把握できない。そのため、担当課は、補助事業者からの報告漏れは起こりうるものとして、補助事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、県への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきと考える。</p>
--	--------------------------------------	---

B-02 「韮山反射炉」後世への継承推進事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、本事業の目的や内容を踏まえ、「韮山反射炉の認知度」が適切と考える。</p>
	②県ホームページ（以下、県HP）の活用について	<p>韮山反射炉は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であり、県は韮山反射炉だけではなく、他の構成資産全てを含めた認知度向上を図っている。</p> <p>今回、県HPを確認したところ、外部サイトへのリンクが切れていたため、担当課は関連リンクの定期的なチェックを実施すべきと考える。</p> <p>また、県HPは韮山反射炉の紹介のみであるが、県が他の構成資産全てを含めた認知度向上を図っているのであれば、他の構成資産についても具体的に紹介する必要があるのではないだろうか。</p>

B-03 富士山後世継承基金積立金

結果	項目	内容
意見	①文化財資料や書籍の購入について	<p>富士山後世継承基金（以下、基金）は、富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承に関する事業等に要する経費に充てることを目的としている。</p> <p>ここで、静岡県富士山世界遺産センター（以下、センター）は、静岡県富士山世界遺産センター資料収集方針（以下、収集方針）を定め、基金を活用した文化財資料等の購入対象を明確化している。</p> <p>しかし、収集方針では一点につき 1,000 万円以上の費用を要することが見込まれる文化財資料等の購入については、「特別収集資料目録」に登録されたものから選定する旨の記載があるが、未だ作成していなかった。また、「文化財資料等の購入対象」を基にした購入希望品リストを作成していないため、購入希望品や購入上限金額等が具体化されておらず、購入希望品の優先順位が決まっていない状態であった。</p> <p>そのため、担当課は、「特別収集資料目録」を作成するとともに、「文化財資料等の購入対象」について、センターのホームページに公開し、広く情報を集める体制を取ることが有益と考える。</p>

B-04 富士山世界遺産センター管理運営事業費

結果	項目	内容
指摘	①備品の管理について	<p>富士山世界遺産センター（以下、センター）は、備品購入後、財務会計システムに基本情報を登録し、登録後に打ち出される物品シールを物品に貼って、備品管理をしている。</p> <p>今回、備品と物品台帳一覧表を突合したところ、備品に物品シールが貼られていないものがあった。</p> <p>物品シールによる備品管理を適切に実施するために、備品の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。</p>

意見	①活動指標の設定について	<p>本事業の活動指標は、表記が省略化された結果、具体的に何を示しているか、わかりづらいものになっている。</p> <p>そのため、センターとしての活動指標は「センターが実施する富士山について講義を行う出前講座や館内講座等の受講者数」と明確化することが適切と考える。</p>
	②展示内容の補完について	<p>センターでは、歴史に沿った人々の信仰の様子や古くから芸術へ反映されてきた富士山の姿を展示している。</p> <p>今回、センターの展示を確認したところ、展示内容が「信仰の対象と芸術の源泉」をベースにしていることから、こどもには馴染み難いものになっているように感じた。</p> <p>現状、こども向けのイベントや講座を年数回実施しているが、さらにセンター館内において、こどもを対象としたイベントや館内講座を追加企画してみてもどうか。</p>
	③製作物の在庫について	<p>センターでは設立当初から、調査研究結果を開示するため調査研究報告書を作成している。</p> <p>各製作物の払出数を見ると、期末在庫数がなくなるまで、比較的長い期間がかかると想定される。</p> <p>そこで、各製作物の滞留在庫を防ぐために、まず、制作物の周知を通じて販売を伸ばしてはどうか。次に、製作物のうち報告書については、人類学とその隣接科学である考古学等を扱う未配布の博物館等への配布をしてみてもどうか。他に、県運営の他ホームページで紹介したり、市町のホームページで紹介したりすることで、販路拡大してはどうか。最後に、これらの対策をとっても、各製作物の滞留在庫が減らない場合は、費用対効果も踏まえ、発行数の見直しも検討すべきと考える。</p>

<p>④備品の設置場所について</p>	<p>今回、センターの物品台帳一覧表を閲覧したところ、登録されている備品等 429 件のうち、設置場所が空欄の備品が 19 件見受けられた。</p> <p>設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、センターは、毎年実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p>
<p>⑤収蔵品の登録について</p>	<p>センターでは、世界文化遺産としての富士山の価値を伝え、富士山にまつわる作品を展示や公開することを目的として、資料を収集、収蔵している。</p> <p>現在までに入手した収蔵品は、コレクターからの寄贈品が多く、寄贈や購入を合わせて 10,000 点を超えるが、館蔵品原簿への既登録件数は未だ 440 件超程度である。</p> <p>収蔵品点数は年々増加していくことを踏まえると、センターは中長期的な計画を設定し、一定年数経過ごとに計画値の達成ができなかった場合は、非常勤職員を雇う等して、登録を計画的に進めていくべきと考える。また、登録作業を行う際の手続きマニュアルを作成することで、どの職員が登録作業を行っても同一の内容となるように、入力作業を管理すべきと考える。</p>

B-05 文化振興推進事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業には、文化支援活動や情報提供手法の調査を目的とした「しずおか文化ネットワーク化推進事業費」があり、活動指標として「県によるネットワーク形成のためのセミナーやミーティングの参加者数を設定している。</p> <p>今回、詳細を確認したところ、以下のような状態であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年連続で、研修会等に参加していない市町が4つある。 ・担当課は、各市町の文化行政担当職員数を把握していない。 <p>前者については、本事業の目的からすると、全ての市町の参加が望ましいと考えるため、担当課は、WEB会議の導入など、遠方にある市町が参加しやすい環境を整えることが望ましいと考える。</p> <p>後者については、全ての市町の参加が望ましいのであれば、目標値は参加市町数とすることが適切と考える。</p>
	②静岡県立美術館第三者評価委員会報告書（以下、報告書）の開示について	<p>静岡県立美術館では、第三者評価委員会（以下、委員会）を実施しており、その内容は県ホームページ（以下、HP）にアップされ、県民の誰もが閲覧できる状況になっている。</p> <p>ここで、現状、別々の開示場所で、委員会に関する情報開示をしているが、利用者目線では、県による開示場所の使い分けがわからず、利便性が悪いと考える。利用者が委員会に関する情報を漏れなく把握できるような工夫が必要ではないだろうか。</p> <p>また、令和3年10月14日時点においても、令和2年度の報告書がHPで開示されていなかった。担当課は、報告書の作成及びHP開示についての期限をルールで定め、定期的に報告書をHPに開示できるような環境を整備すべきと考える。</p>

	<p>③芸術祭振興事業の区分管理について</p>	<p>本事業の中には(ふじのくに)芸術祭振興事業があり、芸術祭関連イベントの企画や広報を実施している。一方、ふじのくに芸術祭等開催事業費(B-17)は別にあり、芸術祭の運営を実施している。</p> <p>すなわち、同じ芸術祭に要する経費につき、企画や広報は本事業、運営はふじのくに芸術祭等開催事業費(B-17)に分けて管理している。</p> <p>区分管理は、芸術祭の目標管理や予算管理をするうえで適切な設定とは言い難く、だいぶ時も経過したところから、ふじのくに芸術祭等開催事業費でまとめて管理することが望ましいと考える。</p>
--	--------------------------	---

B-06 地域伝統芸能全国大会開催事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業は活動指標がないため、事業活動の「結果(アウトプット)」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的に行えないと考える。活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業の内容を踏まえ「地域伝統芸能全国大会の参加者数」が適当と考える。</p>
	②大会データの活用について	<p>地域伝統芸能全国大会は、令和2年11月に静岡県での開催予定であったが中止となったため、県は開催予定であった大会の動画を新たに作成し、ホームページで公開した。</p> <p>その際、作成した動画については、ホームページアドレスの契約期間終了後も伝統芸能の普及や研究・教育目的で随時活用しているが、予算の有効活用の観点から、一層活用することが望ましいと考える。</p> <p>そのため、担当課は、当該動画のより広範囲かつ計画的な活用方法について、期限を区切って検討すべきと考える。</p>

B-07 ふじのくに芸術回廊創出事業費

結果	項目	内容
意見	①野外芸術フェスタにおける支出内容の確認について	<p>当事業は、県 → 実行委員会 → 公益財団法人静岡県舞台芸術センター（以下、SPAC）という形で公演の契約が締結されている。</p> <p>形式的には、県は実行委員会に負担金を支出し、実行委員会がSPACとの間で公演の契約を締結しているため、県は、支出内容については実行委員会からの報告を確認している。しかし、実行委員会の事務局はSPACであり、実行委員会とSPACとの契約は実質的には自己取引となっていることから、県から直接SPACに負担金が支出されているのと同じような状況である。</p> <p>そのため、担当課は、県がSPACに対して直接負担金を支出している場合に準じた、支出内容の確認を実施すべきと考える。</p>

B-08 子どもが文化と出会う機会創出事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業の成果指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。また、活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。直接的な成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>本事業の目的や内容を踏まえ、成果指標としては「参加した子どもの数」、活動指標としては「演奏会や演劇の学校訪問・出張公演の回数」が適切と考える。</p>

B-09 オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業費

結果	項目	内容
意見	①負担金の使途について	<p>県は、県から文化プログラムを展開する委員会を通じて、文化プログラムを実施する各団体へ負担金による支援をしている。今回、県が実施している負担金の使途検証方法を確認したところ、いくつかの団体は、それぞれ申請経費の支払いに伴うポイントを得ていた。</p> <p>現協定書上、ポイントの取扱いは明示されていないため、現状の取扱いに間違いがあるというわけではないが、本来的にはポイントを除いた実費相当分を、申請経費とするのが適当ではないだろうか。</p> <p>そのため、担当課は、今後、同種の負担金事業を実施する際には、最新の動向等を踏まえて定期的に検討を行い、一度に決めることが難しいのであれば、徐々にでも具体的なポイントの取扱いを決めていくべきと考える。</p>

B-10 静岡県舞台芸術センター事業費助成

結果	項目	内容
意見	①「演劇の都」構想における本事業費の説明について	<p>県は、SPACを「演劇の都」構想の核となる存在として位置づけ、SPACの活動拠点である公園の修繕・整備を検討している。</p> <p>しかし、「演劇の都」構想の中では、これまでのSPACに対する支出状況についても、公園施設の修繕費用の見通しについても、具体的な金額が全く説明されていなかった。</p> <p>「演劇の都」構想は既に策定・公表済みであり、作り直しなどの改善措置は求めないが、県民に対する情報開示を充実していくべきと考える。</p>

	<p>②中高生舞台芸術鑑賞事業（以下、中高生事業）の課題と対応について</p>	<p>中高生事業は、人材育成事業の一環で実施するSPACの自主事業であり、SPACの公演を県内中高生に無償で提供するものである。中高生事業には、年間約5千万円の経費がかかり、当事業費である補助金の他に、国庫補助金や一般公演収入、SPACの中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産及び基本資産（以下、基本財産等）を取崩して、賄っている。</p> <p>中高生事業のような未来投資的な文化事業を維持するためには、SPACの基本財産等を取崩しながら進めるというやり方もやむを得ないと考えるが、担当課は、どのように減っていくのかをシミュレーションしておくべきと考える。また、その検討をもとに、必要に応じて、中高生事業の規模や内容の見直しを、SPACと検討・協議すべきである。</p>
	<p>③中高生事業に参加する中高生について</p>	<p>中高生事業では、SPACが各学校からの申込受付等を行っている。その際、担当課は、参加学校に偏らないようSPACに指示し、後で報告を受けている。</p> <p>しかし、担当課は、具体的な学校や生徒数のデータについて、内容確認や検証をしていなかった。</p> <p>これでは、担当課はSPACに対する効果的な指示ができないため、今後は、SPACに求める指示や報告内容の見直しを検討すべきと考える。</p>

B-11 「演劇の都」発信事業費

結果	項目	内容
なし		

B-12 文化関係団体助成

結果	項目	内容
意見	①補助金算定根拠の明確化について	<p>県は事業目的を達成するために、昭和45年度から静岡県文化協会に対して、補助金を交付している</p> <p>今回、担当課に補助金の算定根拠を確認したところ、具体的な算定根拠等について、明記された文書等が残っていないとのことであった。これでは、補助金の継続性や妥当性等についての具体的な判断基準がなく、合理的な見直しができないと考える。とくに県担当者が定期的に交代する現状を考慮すると、判断基準を文書等で明記する必要性は高いと考える。</p> <p>そのため、担当課は、補助金の算定根拠を明確化したうえで、補助金の継続性や妥当性を毎年吟味して、県民に説明できるような記録を残すべきと考える。</p>

B-13 グランシップ特定天井対策事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業の活動指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものである。そのため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、それだけでは活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業の内容を踏まえ「計画の進捗率」等がより適当と考える。</p>
	②予算決算の差異について	<p>本事業における工事請負費の当初予算、補正予算、決算は大きな動きがあったが、入札不調（不落）となったためである。</p> <p>入札については、景気や業界の動向などの外部要因だけでなく、対象工事の難易度や特殊性などの内部要因も含めて様々な要素が絡むことから、不調となってもやむを得ない面もあると考える。</p> <p>しかし、事務手続の効率性から、担当課は、今後、同様の事態が発生しないよう、対象工事の難易度や特殊性を勘案して、事業者が適切な入札価格を算定するために適切な情報提供を実施することが望ましいと考える。</p>

B-14 グランシップ管理運営事業費

結果	項目	内容
指摘	①備品の管理について	<p>グランシップは、備品購入後、財務会計システムに基本情報を登録し、登録後に打ち出される物品シールを物品に貼って、備品管理をしている。</p> <p>今回、備品と物品台帳一覧表を突合したところ、物品シールが貼られていないものがあった。</p> <p>物品シールによる備品管理を適切に実施するために、備品の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。</p>
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業の活動指標として「グランシップ企画事業入場者数」があり、目標値は、平成28年度に、平成24～27年度の実績などを考慮して設定し、令和3年度までに達成することを目指している。</p> <p>現状の活動指標の目標値は著しく低いものとはいえないが、目標値の設定は容易に達成できる水準にするのは望ましくないと考える。また、現状の活動指標は単年度の目標値であることから、指定管理者が短期的志向から、企画事業の内容に偏りが発生する可能性がある。</p> <p>中長期的視野に立った企画事業の立案を促すためにも、活動指標の設定は単年度ベースではなく、累計ベース（指定管理期間）にすることも一案と考える。</p>
	②グランシップの収支について	<p>グランシップは、利用料金収入は横ばいであるが築年数の増加に伴い修繕費の増加が見込まれるため、今後も継続して利用料収入の維持向上を図っていくべきと考える。</p> <p>ここで利用料収入の構成は数量×単価であるため数量及び単価の増加を実現させる必要がある。</p> <p>そのため、グランシップは、数量アップのために、各施設の稼働率を高めることが重要であり、各施設のコマ別目標管理を実施すべきと考える。また、単価アップのために、数量アップが限界に達した場合など目安を作って、利用料金の値上げを検討することが望ましいと考える。</p>

③備品の設置場所について	<p>今回、グランシップの物品台帳一覧表を閲覧したところ、登録されている備品等 523 件のうち、設置場所が空欄の備品が 58 件見受けられた。</p> <p>設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、グランシップは、毎年実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p>
④貸与物品の取扱いについて	<p>グランシップの運営に必要な備品については、すべて県の所有物であり、県から指定管理者へ貸与している。</p> <p>ここで、貸与消耗品については、貸与備品と同じく買替の必要が生じるものと考えますが、現状、県又は指定管理者のどちらが負担するか、明確に決まっていない状況である。</p> <p>そのため、貸与消耗品の買替について、県はどちらが負担するかを整理し、必要に応じて予算措置を検討すべきと考える。</p>

B-15 グランシップ修繕事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業の活動指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものである。そのため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、それだけでは活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業の内容を踏まえ「中期維持保全計画の進捗率」等がより適当と考える。</p>

B-16 舞台芸術拠点施設管理運営事業費

結果	項目	内容
指摘	①貸付物品の現物確認不実施について	<p>県は、静岡県舞台芸術公園（以下、公園）の物品を公益財団法人静岡県舞台芸術センター（以下、SPAC）の事業に供するため、無償貸与している。</p> <p>今回の施設往査で、SPACに貸与物品の定期点検方法を確認したところ、修繕や交換、廃棄、追加取得が行われた貸与物品は現物確認をしているが、動きが無い貸与物品は、とくに現物確認をしていないとの回答があった。このままでは、物品台帳一覧表に載っている備品が、実際にすべて使用可能な状況で存在しているのかどうか、わからない状況にある。</p> <p>そのため、公園は、SPACに対して動きがない貸与物品についても、定期的に現物確認を行い、その結果を報告することを求めるべきである。</p>
意見	①「物品返納書（貸付物品のうち消耗品）」の受領について	<p>貸付物品については、毎年4月に担当課とSPACで物品明細付きの使用貸借契約書を締結し、翌3月末にSPACは物品返納書にサインして担当課に送付している（以下、貸与物品の関連手続）。</p> <p>今回、当手続の関連ファイルを閲覧したところ、物品返納書は備品分のみであり、消耗品分は見当たらなかった。</p> <p>物品返納書を作成する趣旨は、3月末時点における貸付物品の品目と数量について、SPACに確認させる行為であり、その点について備品も消耗品も違いはないと考える。そのため、公園は、消耗品の物品返納書を入手すべきと考える。</p>

②貸付物品の取扱いについて	<p>県からSPACへの貸付物品は約2,700件、取得価額では約2億円になる。</p> <p>貸付物品の取得からの経過年数、他への転用の可能性などを考えると、県にとっては実質的な資産価値はほとんどないと考えられる。しかし、今の位置づけのままでは、貸付物品の関連手続を毎年実施することになるため、相応の手間やコストがかかる。</p> <p>そのため、公園は、実質的な資産価値がほとんどないと考えられる貸付物品に対して、費用対効果の視点から、関連手続や運用ルールの見直しを検討してみてもどうか。</p>
③貸付物品の設置場所について	<p>今回、公園の貸付物品一覧表を確認したところ、設置場所が大まかに記載されており、現物をすぐに見つけられない状態であった。</p> <p>このままでは、貸付物品一覧表から実際の設置場所を具体的に把握することが難しいため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、公園は、指定管理者が毎年実施する現物確認の際に、貸付物品一覧表に設置場所を具体的に記入し直した上、適時更新することが望ましいと考える。また、貸付物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p>
④音響装置・照明に関する対応の検討について	<p>担当課は、公園の劣化診断結果をもとに中期維持保全計画を策定し、順次更新を重ねている。</p> <p>中期維持保全計画において、担当課は、公園の音響装置・照明を買い替えるのではなくレンタルにすることで当該費用を圧縮する方針を検討しているが、現状、どの程度の費用を圧縮することができるのかについては不透明な状況である。</p> <p>そのため、公園は、音響装置・照明の更新又はレンタルにつき、可能な限り、費用の比較や検討を実施すべきと考える。また、公園は「演劇の都」の中心的な存在と位置付けられているため、担当課は、演劇公園にふさわしい音響装置・照明を維持するための追加コストについても検討すべきと考える。</p>

B-17 ふじのくに芸術祭等開催事業費

結果	項目	内容
意見	①繰越金の取扱いについて	<p>伊豆文学賞は、県から伊豆文学フェスティバル実行委員会（以下、実行委員会）に予算額が支給され、実行委員会が事業を運営している。</p> <p>直近4年間では新型コロナウイルス感染症の影響などによって、各種イベントを中止せざるを得なかったため、実行委員会の繰越金が増加している。</p> <p>担当課は、令和4年3月6日に、各種イベントの開催を予定しているため、繰越金の増加は一時的なものと考えられる。しかし、仮に予定していた各種イベントが開催できず、さらに繰越金が増加するようであれば、いったん、繰越金の取崩しを検討するのが望ましいと考える。</p>

B-18 文化財保存活用費

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標がなく活動指標が直接的でないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>カモシカについては、事業の目的や内容を踏まえ、成果指標としては「調査した結果が所定の報告書等に適切に取りまとめられたかどうか」、活動指標としては「年度あたりの生息概況調査地点件数」が適切と考える。</p>

	②支援員のステップアップ講座について	<p>県は災害時における文化財救済体制の一翼を担う支援員に対して、定期的に知識向上等を目的としたステップアップ講座を実施している。</p> <p>ステップアップ講座の受講者数は直近3ヶ年で20数名前後であり、5%程度の低い参加率となっている。</p> <p>県がステップアップ講座を実施することは、支援員の継続的な知識向上やモチベーション維持を図って、不測の災害に備えた活動を担保するうえで重要であると考え。そのため、担当課は、ステップアップ講座の参加率向上に向けた具体的な対策を検討すべきと考える。</p>
--	--------------------	--

B-19 地域ぐるみの文化財保存・活用推進事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標がなく活動指標が直接的でないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>確実な保存については、事業の目的や内容を踏まえ、成果指標としては「補修費の助成等により環境整備を支援した文化財数の全体に対する割合（環境整備支援割合）」、活動指標としては「補助金の予算額に対する決算額の割合（予算消化割合）」とすることが適当と考える。</p>

<p>②文化財における「指定理由」の把握について</p>	<p>県は、県内に所在する国又は県指定文化財の保存活用に向けて、現状を把握するため、「しずおか文化財ナビ」を一般公開している。「しずおか文化財ナビ」には、文化財の名称や所在地の他、国又は県が文化財として指定した理由（以下、指定理由）を載せているが、「指定理由」が空欄の文化財が35件（国指定34件、県指定1件）識別された。</p> <p>指定文化財の保存活用には国費や県費が投入されていることから、「指定理由」を明確化することは重要と考える。</p> <p>そのため、担当課は、今後速やかに「指定理由」を把握し、適切に記録・保存すべきと考える。</p>
<p>③補助率の特例規定を適用する際の確認について</p>	<p>令和2年度において、県指定文化財に対する文化財保存費補助金の補助率に特例規定（以下、当規定）が設けられた。本事業においても、令和2年度に当規定を2件適用しているが、県による「収入減」の確認は、いずれも補助事業者が自己証明した収入額証明書のみをもって行われていた。</p> <p>当規定は補助率に10%を上乗せするもので、補助金交付額に与える影響は少なくなく、また、補助金交付の公平性の観点からも、その適用要件の確認は厳格になされるべきものであり、自己証明のみで適用要件を満たすとすることは適切ではないと考える。</p> <p>そのため、担当課は、「収入減」の証明として、比較年月を含む年の確定申告書の写しや売上帳など帳簿の写しの提出を求めるなど、適切に確認すべきと考える。</p>

	④補助金等の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について	<p>本事業では、静岡県文化財保存費補助金交付要綱に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、担当課に当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、補助事業者からの報告はないため補助金の返還はないとの回答であった。</p> <p>現状の取扱いでは、県が補助金の返還がなされない理由を正確に把握できない。そのため、担当課は、補助事業者からの報告漏れは起こりうるものとして、補助事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、県への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>
	⑤研修会の開催方法について	<p>本事業においては、文化財保存活用地域計画又は文化財保存活用計画の制度周知のために、研修会を開催している。令和2年度では、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、それぞれ研修会の回数を1回に減らして実施している。</p> <p>研修会の開催回数削減は止むを得ない対応であると考えられるが、従来、開催場所によっては地理的な制約から参加できない市町や文化財所有者もいたことなどから、担当課は、WEB開催などを検討すべきと考える。</p>

B-20 文化財調査受託事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標や活動指標がないため、事業活動の「成果(アウトカム)」や「結果(アウトプット)」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標は、本事業が文化財保護法に基づく地方公共団体の義務として行われる文化財調査の受託事業であり、県としてコントロールができないため、設定できない点は理解できる。一方、活動指標としては、事業の内容を踏まえ「文化財調査受託事業にかかる実施計画の進捗度」が適切と考える。</p>

B-21 文化財行政費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業は活動指標が直接的ではないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、事業の内容を踏まえ「審議会の開催数」等とすることが適当と考える。</p>
	②文化財パトロール研修会の参加状況について	<p>県所在の指定文化財の適正管理を目的に現状を把握するため、文化財所在地の近隣に住む巡回調査員が、文化財のパトロールを実施している。</p> <p>巡回調査員の担当は、国指定文化財と県指定文化財に分かれて配置され、それぞれの巡回調査員を対象に、毎年1回文化財パトロール研修会が開催されているが、参加率は必ずしも高いとはいえず、3年連続の欠席者も相当数存在している。</p> <p>そのため、担当課は、文化財パトロール研修会をWEB開催で実施する等により、参加率を上げる方策等を検討すべきと考える。</p>
	③文化財保護審議会（以下、審議会）の出席状況について	<p>審議会は、文化財に関連した各種専門家を委員として選任し、県に対して文化財の保護・指定に係る助言を行うことを目的として、概ね年2回開催している。直近3回の審議会の出席状況は、75%、55%、65%であった。</p> <p>審議会は、文化財に関連した多種多様な専門家を委員として招へいし、出席する各委員の多種多様な見識に基づき助言を受け審議されることが、県にとって有用であると考ええる。</p> <p>そのため、担当課は、出席率の低い委員から欠席理由を確認するなどして、出席率を上げる方策を検討すべきと考える。</p>

	<p>④埋蔵文化財専門員研修会（以下、専門員研修会）の参加状況について</p>	<p>文化財の内容に応じた適切な調査方法や保存と活用の方法について、十分な知識と経験を得ることを目的として、埋蔵文化財に係る専門員研修会を実施している。</p> <p>専門員研修会は、県内市町の埋蔵文化財専門員を対象に毎年2回程度開催しているが、全体として参加率は必ずしも高いとはいえない。また、県内35市町のうち8市町は直近の専門員研修会にも参加していなかった。</p> <p>そのため、担当課は、参加率の低い市町から不参加理由を確認するなどして、専門員研修会の参加率を上げる方策を検討すべきと考える。</p>
--	---	--

B-22 埋蔵文化財センター管理運営費

結果	項目	内容
意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p>	<p>本事業は成果指標や活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>事業の目的や内容を踏まえ、成果指標は「埋蔵文化財センター（以下、センター）の各種活動による関心度・満足度」、活動指標は「センターの各種活動による（定員も踏まえた）利用者数」が適当と考える。</p>
	<p>②アンケートの項目について</p>	<p>センターによる各種の展示、セミナー、体験・出前授業などの活動に関して、センターは利用者や参加者からアンケートを取っている。いずれのアンケートも記載項目は概ね同じようなものであり、主に利用者の傾向や活動内容への感想を確認している。</p> <p>これは一定の有用な情報ではあるものの、「センターの各種活動による関心度・満足度」は具体的に測れないと考える。</p> <p>そのため、アンケートの項目は、直接的に文化財への関心度の高低を確認したり、今後展示してほしい文化財のリクエストを聞いたり（あるいは具体的な候補から選んでもらったり）することが適当と考える。</p>

<p>③常設展示アンケートの回答率について</p>	<p>アンケートの回答は、センターの活動に対する県民の直接の声を聞く貴重な機会であるが、今回、常設展示に関するアンケートを確認したところ、令和2年度の1年間で46件（利用者数実績の1%）であった。</p> <p>これでは、アンケートの回答率は十分とは言い難く、また、「センターの各種活動による関心度・満足度」を情報収集するためにも、担当課は、回答数アップの方策を検討すべきと考える。</p>
<p>④「体験・出前授業」に係る情報公開について</p>	<p>担当課は「体験・出前授業」実施後、実施した学校や団体ごとに、授業内容を1枚のレポートにコンパクトにまとめて、センターのホームページ（以下、HP）で情報公開している。</p> <p>HPを閲覧したところ、授業実施後からHPへの公開までに数ヶ月かかっているものも見受けられた。これでは、情報公開の適時性や効率性を欠いていると考える。</p> <p>そのため、担当課は、例えば、レポート作成を行う職員を特定せずに分担することで原稿作成時間の短縮を図るとともに、学校・団体側に対しては確認期間を設定するなどの対応が必要と考える。</p>
<p>⑤センター設置時に財団から移管された備品の管理について</p>	<p>センターは、平成23年4月の設置にあたり、前身である財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所（以下、財団）から備品等の資産も含めて事業を引き継いでいる。</p> <p>財団から引き継いだ備品の中には、財務会計システムで管理する「備品」の対象から外し、「消耗品」に分類し管理されているものがある。ここで「消耗品」に分類されたものは、財務会計システムへの登録はなされず、年度毎の現物確認も行われない。</p> <p>これでは、センターで購入した同種備品と同等の管理ができなくなってしまう。そのため、特に高額で利用頻度のある重要な物品については、財務会計システムへの登録や現物確認による財産管理を適切に行うべきと考える。</p>

⑥ 所在不明の「収蔵品」について	<p>センターにおける「収蔵品」のうち、現在、その所在が不明となっているものが散見された。</p> <p>しかし、現状、所在不明の収蔵品について、明確な管理ルールが整備されていなかった。</p> <p>所在不明の収蔵品の中には、重要度の高いAランク品は含まれていないものの、いずれも県の貴重な出土文化財の一部であり、センターは明確な管理ルールを定めて適切に運用すべきと考える。なお、「行方不明一覧」には、所在不明の事実が発覚した時期が記載されていないものがあるが、所在調査の手掛かりになる可能性もある重要な情報であるため、担当課は必須記載項目として管理ルールに定め、記載漏れがないように運用すべきと考える。</p>
------------------	---

B-23 文化財関係団体助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできない状況である。成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、本事業の目的を踏まえ「1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合」が適当と考える。</p>
	②補助金算定根拠の明確化について	<p>県は事業目的を達成するために、昭和45年度から静岡県文化財保存協会に対して、補助金を交付している。</p> <p>今回、担当課に補助金の算定根拠を確認したところ、具体的な算定根拠について、明記された文書等は残っていないとのことであった。これでは、補助金の継続性や妥当性等についての具体的な判断基準がなく、合理的な見直しができないと考える。とくに県担当者が定期的に交代する現状を考慮すると、判断基準を文書等で明記する必要性は高いと考える。</p> <p>そのため、担当課は、補助金の算定根拠を明確化したうえで、補助金の継続性や妥当性を毎年吟味して、県民に説明できるような記録を残すべきと考える。</p>

B-24 美術館運営事業費

結果	項目	内容
指摘	①備品の管理について	<p>県立美術館（以下、美術館）は、備品購入後、財務会計システムに基本情報を登録し、登録後に打ち出される物品シールを備品に貼って、備品管理をしている。</p> <p>今回、備品と物品台帳一覧表を突合したところ、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が異なるものがあった。</p> <p>物品シールによる備品管理を適切に実施するために、備品の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。</p>
意見	①企画展の採算管理について	<p>本事業では展覧会事業の一環として、毎年、美術館内で各企画展を実施している。</p> <p>ここで、令和2年度の予算執行管理表は未作成であり、県歳出実績は確認できなかったため、各展覧会の収支を把握できなかった。これでは、各企画展の採算評価ができず、観覧料の設定が妥当か否か等、事後的な検証ができないと考える。</p> <p>そのため、各企画展においては、適時、県歳出実績を把握して採算管理を行い、次の予算編成等に反映していくべきと考える。</p>
	②移動美術展の管理について	<p>本事業では展覧会事業の一環として、静岡市から遠く離れた地域における収蔵作品を鑑賞する機会を提供するために、移動美術展を実施している。</p> <p>移動美術展の開催地は、県が、移動美術館の開催を希望する施設の中から、施設環境等を調査したうえで採択しているが、複数年にわたって開催希望を出しているにもかかわらず、不採択が続いて開催できない施設もあった。</p> <p>移動美術展の開催趣旨を踏まえ、美術館は、できるだけ希望した施設（自治体）で実施できるよ、調整すべきと考える。その際、今後のために、調整過程や不採択理由を記録として残すことが、問題点把握の観点から望ましいと考える。</p>

③講堂の稼働率について	<p>美術館内に講堂があり、芸術文化の発表と普及の目的での使用を条件に貸出しをしている。稼働率を確認したところ、火水木金の稼働率が10%付近であった。</p> <p>火水木金の稼働率が低い理由はやむを得ないと考えられるが、現状の稼働率は10%付近であり、改善の余地はあると考えられる。</p> <p>そのため、美術館は、まずは、火水木金と月土日に分けるなどして、講堂の稼働率をコマ別で目標管理することが有益と考える。</p>
④製作物の在庫について	<p>美術館では各事業で製作物を作成し、関係者に配布している。今回の施設往査で、各製作物を確認したところ、ロダンウィーク（平成25年度）や研究紀要（平成26年度）等が残っていた。</p> <p>そのうち、とくにロダンウィークは、作成目的や内容からすると、今後、使用する可能性が低いと考える。そのため、美術館は、ロダンウィークを含む各製作物について廃棄ルールの設定、及び定期的な廃棄を実施すべきと考える。</p>
⑤備品の設置場所について	<p>今回、美術館の物品台帳一覧を確認したところ、設置場所が空欄となっている備品が大半であった。</p> <p>設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、美術館は、毎年実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、備品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p>

	⑥美術品の現物確認について	<p>美術館は、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供するために、美術品を収集している。</p> <p>今回、収蔵品の現物確認方法を確認したところ、備品と異なり、作品の状態点検と合わせて不定期に現物確認を実施しているとのことであった。</p> <p>美術館は他文化施設と異なり、取得金額が高額な収蔵品が多く、金額的重要性が高いと考える。そのため、美術館は、少なくとも、一定数以上の収蔵品について、定期的な現物確認を実施すべきと考える。</p>
--	---------------	--

B-25 美術博物館建設基金積立金

結果	項目	内容
意見	①静岡県立美術博物館建設基金（以下、基金）の繰入について	<p>基金は、美術博物館の建設や館蔵品の取得に要する経費（以下、当経費）に充てる目的で設置されており、基金の直近推移は、以下のとおりである。</p> <p>ここで、基金残高は現金と美術品に分かれるが、当経費に充当できる現金は約3割となっており、このままでは当経費を十分に賄えないと考える。</p> <p>令和元年の第三者評価委員会でも同様の意見があり、担当課は、5年後の開館40周年に向けて、県予算以外から基金繰入を増やすための取組みを実施すべきと考える。</p>
	②静岡県立美術博物館建設基金の考え方について	<p>静岡県立美術博物館建設基金条例（以下、条例）第2条では、「基金の額は、15億円とする」とあり、各年度の基金残高は15億円以上となっている。これは、上述の当経費を十分に確保し備えておくことを目的としているためである。</p> <p>しかし、基金の内訳は、概ね、現金3割、美術品7割となっており、美術品は売却による現金化ができないことから、基金の目的である当経費に充当できるのは現金のみである。これでは「基金の額は15億円とする」と設定した趣旨を、十分に満たしていないのではないだろうか。</p> <p>条例制定から40年以上が経ち、制定当初から置かれている環境が大きく変化していることを踏まえ、担当課は、条例第2条の見直しなど、現況に即した取扱いに修正すべきと考える。</p>

B-26 美術館特定天井対策事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業の活動指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標は、本事業の内容を踏まえ「計画の進捗率」等がより適当と考える。</p>
	②予算と決算について	<p>本事業はエントランスホール工事の設計であり、令和2年度の予算額決算額を確認したところ、当初予算の執行率（決算額÷当初予算）は57%であった。</p> <p>執行率が低い場合、限られた県予算を有効活用できていないことを示すため、執行率を高めていく必要がある。</p> <p>担当課は、令和3年度から、建築管理局建築企画課に積算依頼するよう変更するとのことであるが、今後も差異理由に応じた機動的な見直しを継続していくべきと考える。</p>

B-27 美術館修繕事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業の活動指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標は、本事業の内容を踏まえ「中期維持保全計画の進捗率」等がより適当と考える。</p>

B-28 ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費

結果	項目	内容
意見	①バスの運行委託について	<p>ふじのくに地球環境史ミュージアム(以下、ミュージアム)は車以外での交通手段が限られることから、しずてつジャストライン(株)と運行業務委託契約を締結し、静岡駅からミュージアムまで、直通バスを運行している。</p> <p>過去の直通バス運行実績をみると、バス1台当たりの乗客数は1～2人程度で推移しており、多くの利用者が利用しているとはいえず、現状の運行本数を続ける必要性は高いとはいえないと考える。</p> <p>ミュージアムは、現在、運行バス1本ごとの利用者数は委託業者から報告を受けておらず、曜日や時間帯ごとのバス利用者数は把握できる体制が整っていない。そのため、ミュージアムは、今後、委託業者との連携により、曜日や時間帯ごとのバス利用者等をできるだけ詳細に把握し、費用対効果の視点も含めて、定期的に運行本数のあり方を検討すべきと考える。</p>
	②収蔵品データベースへの入力について	<p>ミュージアムは様々な収蔵品を保存管理しており、その手順としては、収蔵品を受入台帳に登録後、データベースに入力している。</p> <p>ここで、登録データベースへの入力件数(以下、データベース入力件数)は、年度によってバラつきが生じており、入力完了まで長い年月を要すると考えられる。例えば、収蔵点数の増加がないと仮定し、直近3ヶ年の平均入力数を基に計算しても、データベースへの入力は21年程度かかることになる。</p> <p>収蔵品点数は年々増加していく現状を踏まえると、ミュージアムは中長期的な登録データベースへの入力計画を定め、一定年数経過ごとに計画値の達成ができなかった場合は、アルバイトを雇う等して、入力を計画的に進めていくべきと考える。</p>

<p>③企画展図録の在庫について</p>	<p>ミュージアムでは、冬季に開催する有料企画展において、観覧者の理解を深めることを目的として、企画展図録（展示解説書）を作成、販売しているが、各年度における作成部数の3割以上が在庫として残っていた。</p> <p>毎年、企画展の内容が異なることから、企画展終了後に過去に作成した企画展図録の販売数が大きく伸びる可能性は低いと考えられる。</p> <p>そのため、ミュージアムは、企画展図録の販売方法について、テコ入れや多角化等を実施し、在庫部数の削減を検討すべきと考える。また、それでも在庫部数が残り続ける場合は、費用対効果も踏まえ、作成部数そのものを見直すことも検討すべきと考える。</p>
<p>④広報物、研究成果物の在庫について</p>	<p>ミュージアムでは、定期的に、ニュースレターや年報、東海自然誌といった広報物を作成している。</p> <p>ここで、広報物のうち年報は、作成部数のうち3～5割が在庫部数として残っている。また、東海自然誌は、作成部数のうち4～5割が在庫部数として残っている。</p> <p>そのため、ミュージアムは、まず、広報物の配布方法を見直すことにより、在庫数の削減に努めていくことが必要である。次に、それでも在庫が残り続ける場合は、費用対効果も踏まえ、作成部数の見直しも検討すべきと考える。</p>
<p>⑤物品の設置場所について</p>	<p>今回、ミュージアムの物品台帳一覧表を閲覧したところ、登録されている物品等628件のうち、設置場所が空欄の物品が526件見受けられた。</p> <p>設置場所が空欄のままでは、物品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、ミュージアムは、毎年実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p>